

納付（納入）受託証書

委託者 (納税者) (特別徴収義務者)		住所								1 委託者は、委託の取消しをすることができません。 2 受託した証券が不渡りとなり、銀行からその手数料の請求があったときは、直ちに銀行に支払って下さい。 3 将来本証書記載の徴収金を直ちに徴収しなければならない事情が生じたときは、この納付（納入）の受託を取り消すことがあります。	
		氏名									
証券の種類 記号番号		券面金額	支払人	支払期日	振出人	住所 氏名		取立費用			
			支払場所								
									円		
									円		
									円		
納付（納入）委託を受ける徴収金	年度	税目	納期 納期限	税額	何 加算金額	延滞金額	督促 手数料	滞納 処分費	合計		
				円	円	円	円	円	円		
上記のとおり納付（納入）委託を受けました。											
令和 年 月 日		道府県 市町村 出納員（分任出納員）			道府県 市町村 徴税吏員 氏 名			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 道府県 市町村 納税員 出印 </div>			

第 号	納 税 者	住 所				
令和 年度	氏 名	氏 名				
普 通 税	市 町 村 民 税	道 府 県 民 税	千	百	十	円
1 市町村民税及び道府県民税決定の明細			税 額			
区 分			課 税 標 準 額	税 率	道 府 県 民 税	市 町 村 民 税
均 等 割 分			(1)		円	円
所 得 金			(2)			
山 林 所 得 金			(3)			
退 職 所 得 金			(4)			
小 計			(2)+(3)+(4) (5)			
所 分 離 課 税 所 得 金 額	短 期 譲 渡	9 % 適 用 分	(6)			
		5 % 適 用 分	(7)			
	長 期 譲 渡	一 般 の 譲 渡	(8)			
		優 良 住 宅 地 等 に 係 る 譲 渡	(9)			
	上 場 株 式 等 の 譲 渡	居 住 用 財 産 の 譲 渡	(10)			
		一 般 株 式 等 の 譲 渡	(11)			
	上 場 株 式 等 の 配 当 等	上 場 株 式 等 の 譲 渡	(12)			
		上 場 株 式 等 の 配 当 等	(13)			
	先 物 取 引		(14)			
	肉 牛 の 売 却 価 値		(15)			
小 計 (5)+(6)+(7)+(8)+(9)+(10)+(11)+(12)+(13)+(14)+(15)			(16)			
調 整 控 除 額			(17)			
配 当 控 除 額			(18)			
(18)-(19)			(19)			
住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除 額			(20)			
(20)-(21)			(21)			
寄 附 金 税 額 控 除 額			(22)			
(22)-(23)			(23)			
外 国 税 額 控 除 額 等			(24)			
(24)-(25)			(25)			
配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 の 控 除 額			(26)			
(26)-(27)			(27)			
市 町 村 民 税 及 び 道 府 県 民 税 の 合 計 税 額 (1)+(28)			(28)			円
給 与 から 特 別 徴 収 の 方 法 に よ っ て 徴 収 す る 額 の 合 計 額			(29)			
公 的 年 金 から 特 別 徴 収 の 方 法 に よ っ て 徴 収 す る 額 の 合 計 額			(30)			
普 通 徴 収 の 方 法 に よ っ て 徴 収 す る 額 の 合 計 額 (29)-(30)-(31)			(31)			
所 得 割 より 控 除 す る こ と が で き な っ た 配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 の 控 除 額			(32)			
(32)-(33)			(33)			
2 普通徴収の方法によって徴収する額の各納期の納付額及び納期限						
期 別	納 付 額	(33) に 係 る 充 当 額	充 当 後 納 付 額	納 期		
第 1 期	円	円	円	令和 年 月 日 から 月 日まで		
第 2 期				令和 年 月 日 から 月 日まで		
第 3 期				令和 年 月 日 から 月 日まで		
第 4 期				令和 年 月 日 から 月 日まで		
納 付 場 所						
3 公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月			4 特別徴収を行う公的年金の種類並びに支払者の名称及び法人番号			
徴 収 月	特 別 徴 収 税 額	公 的 年 金 の 種 類	支 払 者 の 名 称			
年 1 0 月	円	支 払 者 の 名 称				
年 1 2 月		支 払 者 の 法 人 番 号				
年 2 月						
<p>あなたの税額を上記のとおり決定したので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。</p> <p>普通徴収の方法によって徴収する額については、上記2の各期別ごとの納付額をそれぞれの納期に納めてください。なお、納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p> <p>公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払いの際に、上記4の公的年金からその支払者が徴収します。</p> <p>また、あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。</p>						
徴 収 月		仮 特 別 徴 収 税 額				
年 4 月		円				
年 6 月						
年 8 月						
<p>なお、あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の額を、特別徴収の方法によって徴収します。</p>						
徴 収 月		仮 特 別 徴 収 税 額				
年 4 月		円				
年 6 月						
年 8 月						
令和 年 月 日	市 町 村 長 氏 名				印	

注意 市町村民税所得割及び道府県民税所得割の税率等は裏面にあります。詳しくは裏面をよくお読みください。

備考 1 この通知書は、第1号の4様式による納付の告知以外の納付の告知について使用すること。

2 市町村は、この通知書の裏面に、市町村民税及び道府県民税の賦課の根拠となった法律及び条例の規定、市町村民税所得割及び道府県民税所得割の税率、納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法並びに特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額がある場合においては、その額は普通徴収の方法によって徴収されるものであることを記載すること。

3 繰上徴収の方法により徴収する場合には、「上記2の各期別ごとの納付額をそれぞれの納期に納めてください。」にかえて「地方税法第13条の2第1項の規定により繰上徴収しますので、上記納期にかかわらず、各納期分を令和 年 月 日までに納めてください。」と記載すること。

4 「肉用牛の売却価額(15)」の欄は、肉用牛の売却による事業所得がある場合において法附則第6条第2項又は第5項の規定の適用を受けるときの同条第2項第1号又は第5項第1号に規定する売却価額の合計額及び税額を記載すること。この場合において、「総所得金額(2)」の欄は、同条第2項第2号又は第5項第2号に規定する事業所得の金額がないものとして計算した課税標準額及び税額を記載すること。

5 「支払者の法人番号」の欄には、公的年金の支払者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

市町村民税 納税通知書（分離課税に係る所得割分）
道府県民税

第 令和	号 年	納 税 者	氏 名					殿
			住 所					
普 通 税	市 町 村 民 税 道 府 県 民 税	百	十	万	千	百	十	円
上 記 の 明 細								
区 分	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税 額 ①		既に徴収されたまたは徴収されるべき額②		不足税額 ①-②		
市 町 村 民 税								
道 府 県 民 税								
計								
延 滞 金	<p>地方税法第328条の5第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、^{じゆん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p>							
納 期 限								
納 付 場 所								
<p>上記のとおり納めて下さい。 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市町村長 氏 名 印</p>								

注意 裏面をよくお読み下さい。

- 備考 1 この通知書は、法第328条の13第1項の規定による普通徴収について使用すること。
- 2 市町村は、この納税通知書の裏面に、分離課税に係る所得割の賦課の根拠となった法律および条例の規定、分離課税に係る所得割の税率、納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置ならびにこの納税通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
- 3 繰上徴収の方法により徴収する場合には、「上記のとおり納めて下さい。」にかえて「地方税法第13条の2第1項の規定により繰上徴収しますので、上記納期限にかかわらず、令和 年 月 日までに納めて下さい。」と記載すること。

第二号様式（第二条関係）

第 号	納 期 限 変 更 告 知 書						
納 税 者 ま た は 特 別 徴 収 義 務 者	氏 名 ま た は 名 称			殿			
	住 所 ま た は 所 在 地						
令 和 年 (度) 分	市 町 村 民 税 道 府 県 民 税			第 期(月)分			
				第 期(月)分			
				第 期(月)分			
				第 期(月)分			
納 税 通 知 書 特 別 徴 収 税 額 通 知 書	番 号						
変 更 後 の 納 期 限	令 和 年 月 日						
税 額 ま た は 納 入 金 額	百	十	万	千	百	十	円
納 付 (入) 場 所							
<p>地方税法第13条の2第1項の規定によつて繰上徴収しますので 上記のとおり納期限を変更します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>市町村長 氏 名 <input type="checkbox"/></p>							

備考 1 分離課税に係る所得割の場合には、特別徴収の場合にあつては

「納 税 通 知 書 番号」の欄、普通徴収の場合にあつては「第 期(月)分」
特別徴収税額通知書

の欄は記載せず、「令和 年(度)分」の欄は「令和 年分」として記載すること。

2 市町村は、この告知に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う
場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)第1項並びに市町村税条例第 条の規定によって、令和 年度給与所得等に係る市町村民税及び道府県民税の特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。

令和 年 月 日

市町村長 氏 名 ㊟

〒 殿

特別徴収税額	課税人員		非課税人員	
	人数	納付額	人数	納付額
月割額	6月分		12月分	
	7月分		1月分	
	8月分		2月分	
	9月分		3月分	
	10月分		4月分	
	11月分		5月分	
(備考)				

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所				氏名	個人番号	7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変更月	月		

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所				氏名	個人番号	7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変更月	月		

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所				氏名	個人番号	7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変更月	月		

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所				氏名	個人番号	7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変更月	月		

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所				氏名	個人番号	7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変更月	月		

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住所				氏名	個人番号	7月分	11月分	3月分	
						8月分	12月分	4月分	
						9月分	1月分	5月分	
						変更月	月		

特別徴収義務者	氏名又は名称	個人番号又は法人番号

- 備考
- 市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
 - 地方税法第321条の5の2に規定する納期の特例の適用がある場合には、その旨を備考欄に記載すること。
 - 「個人番号」欄には、納税義務者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)に記載すること。
 - 受給者番号は、給与支払報告書(個人別明細書)に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。
 - 市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。
 - 「特別徴収義務者」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、特別徴収義務者の個人番号又は法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥＋均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当割額、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合計額を記載しています。
3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除額のことです。

◎税率
均等割 市町村民税 円 道府県民税 円
所得割 (総合課税分) 市町村民税 % 道府県民税 %

◎所得控除
雑損控除 (実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費の実質負担額(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)
医療費控除 ※地方税法別添第4条の4の規定の適用を選択する場合
特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)

◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥＋均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当割額、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合計額を記載しています。
3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除額のことです。

◎税率
均等割 市町村民税 円 道府県民税 円
所得割 (総合課税分) 市町村民税 % 道府県民税 %

◎所得控除
雑損控除 (実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費の実質負担額(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)
医療費控除 ※地方税法別添第4条の4の規定の適用を選択する場合
特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)

◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥＋均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当割額、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合計額を記載しています。
3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除額のことです。

◎税率
均等割 市町村民税 円 道府県民税 円
所得割 (総合課税分) 市町村民税 % 道府県民税 %

◎所得控除
雑損控除 (実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費の実質負担額(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)
医療費控除 ※地方税法別添第4条の4の規定の適用を選択する場合
特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)

Table with columns for family status (single, married, etc.), income level, and tax/allowance amounts.

Table showing tax amounts for different income levels (900,000, 900,000-950,000, 950,000-1,000,000).

◎税額控除(調整控除)

合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5% (道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額

Table for tax reduction (adjustment) with columns for category (basic, special), amount, and type (deduction, exemption).

◎税額控除(配当控除)

課税所得金額
1,000万円以下の部分
1,000万円超の部分
利益の配当等
外貨建等以外の証券投資信託
外貨建証券投資信託

Table for tax reduction (dividend) with columns for category, amount, and type.

◎税額控除(寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額
1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2 住居地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金

Table for tax reduction (charitable contribution) with columns for amount, rate, and type.

◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥＋均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当割額、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合計額を記載しています。
3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除額のことです。

◎税率
均等割 市町村民税 円 道府県民税 円
所得割 (総合課税分) 市町村民税 % 道府県民税 %

◎所得控除
雑損控除 (実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費の実質負担額(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)
医療費控除 ※地方税法別添第4条の4の規定の適用を選択する場合
特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)

Table with columns for family status, income level, and tax/allowance amounts.

Table showing tax amounts for different income levels.

◎税額控除(調整控除)

合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5% (道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額

Table for tax reduction (adjustment) with columns for category, amount, and type.

◎税額控除(配当控除)

課税所得金額
1,000万円以下の部分
1,000万円超の部分
利益の配当等
外貨建等以外の証券投資信託
外貨建証券投資信託

Table for tax reduction (dividend) with columns for category, amount, and type.

◎税額控除(寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額
1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2 住居地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金

Table for tax reduction (charitable contribution) with columns for amount, rate, and type.

◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥＋均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当割額、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合計額を記載しています。
3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除額のことです。

◎税率
均等割 市町村民税 円 道府県民税 円
所得割 (総合課税分) 市町村民税 % 道府県民税 %

◎所得控除
雑損控除 (実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費の実質負担額(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)
医療費控除 ※地方税法別添第4条の4の規定の適用を選択する場合
特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)

Table with columns for family status, income level, and tax/allowance amounts.

Table showing tax amounts for different income levels.

◎税額控除(調整控除)

合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5% (道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額

Table for tax reduction (adjustment) with columns for category, amount, and type.

◎税額控除(配当控除)

課税所得金額
1,000万円以下の部分
1,000万円超の部分
利益の配当等
外貨建等以外の証券投資信託
外貨建証券投資信託

Table for tax reduction (dividend) with columns for category, amount, and type.

◎税額控除(寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額
1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2 住居地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金

Table for tax reduction (charitable contribution) with columns for amount, rate, and type.

備考 1 市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
2 受給者番号は、給与支払報告書(個人別明細書)に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。
3 市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。
4 差引納付額欄は、特別徴収税額⑧から既納付額⑩を差し引いた額から控除不足額⑨又は既充当額⑩のいずれか大きい方の額を差し引くこと。
5 変更前税額⑩欄は、税額を変更する前に既に通知した額を記載すること。
6 地方自治法第252条の19第1項の市にあつては、裏面中「2%」とあるのは「1%」と、「3%」とあるのは「4%」と、「1.6%」とあるのは「2.24%」と、「0.8%」とあるのは「1.12%」と、「0.4%」とあるのは「0.56%」と、「1.2%」とあるのは「0.56%」と、「0.6%」とあるのは「0.28%」と、「0.3%」とあるのは「0.14%」と、「0.2%」とあるのは「0.28%」と、「0.15%」とあるのは「0.07%」と、「市町村民税 3/5 道府県民税 2/5」とあるのは「市町村民税 4/5 道府県民税 1/5」と、「4%」とあるのは「2%」と、「6%」とあるのは「8%」と、「5分の1」とあるのは「5分の4」とする。

第四号様式（第二条関係）

第 号	督 促 状					
納税者または特別徴収義務者	氏名または名称	殿				
	住所または所在地					
令和 年 (度) 分	市町村民税	円	第	期 (月) 分	円	
	道府県民税	円				
税額または納入金額	百	十	万	千	百	十 円
延 滞 金	<p>納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額または納入金額(1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応するものについては、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とし、平成26年1月1日以後の期間に対応するものについては、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年^{じゆ}の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p>					
督促手数料						円
<p>上記の金額を至急市（町、村）指定金融機関等（会計管理者）に納付（入）して下さい。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">市町村長 氏 名 印</p>						

- 備考
- 1 この督促状は、第4号の2様式による督促以外の督促について使用すること。
 - 2 分離課税に係る所得割の場合には、「令和 年（度）分」の欄は「令和 年分」として記載し、「第 期（月）分」の欄には記載しないこと。
 - 3 市町村は、この督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合における措置ならびにこの督促に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

第四号の二様式（第二条関係）

第 号	督 促 状					
特別徴収義務者	氏名又は 名 称	殿				
	住所又は 所 在 地					
令和 年 分	市町村民税 道府県民税	円 円	第 月 分			
納 入 金 額	百	十	万	千	百 十 円	
		基礎となる税額	課 率	加 算 金 額		
更正(決定) による加算 金額	過少申告加算金額	通常分	円	$\frac{10}{100}$	①	円
		5%加重分		$\frac{5}{100}$		
	不申告加算金額	15%適用分		$\frac{15}{100}$	②	
		5%加重分		$\frac{5}{100}$		
		10%加重分		$\frac{10}{100}$		
	重 加 算 金 額	5%適用分		$\frac{5}{100}$	③	
		35%適用分		$\frac{35}{100}$		
		10%加重分		$\frac{10}{100}$	④	
		40%適用分		$\frac{40}{100}$		
		10%加重分		$\frac{10}{100}$	⑤	
納 入 額		①+②+③+④+⑤				
延 滞 金	<p>納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、納入金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、^{しん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p>					
督促手数料	円					
<p>上記の金額が滞納となっていますので至急市(町、村)指定金融機関等(会計管理者)に納入してください。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">市町村長 氏 名 印</p>						

- 備考
- 1 この督促状は、法第328条の5第1項に規定する特別徴収義務者に対する督促について使用すること。
 - 2 市町村は、この督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合における措置ならびにこの督促に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
 - 3 「過少申告加算金額」欄の「通常分」の欄には、法第328条の11第1項に規定する対象不足金額を、「5%加重分」の欄には、当該対象不足金額のうちの同項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「①」の欄には、通常分及び5%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 4 「不申告加算金額」欄の「15%適用分」の欄には、法第328条の11第2項に規定する納入すべき税額を、「5%加重分」の欄には、当該納入すべき税額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「10%加重分」の欄には、当該納入すべき税額のうち同条第4項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「②」の欄には、15%適用分及び加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 5 「重加算金額」欄の「35%適用分」の欄には、法第328条の12第1項に規定する附則額を、「10%加重分」の欄には、当該附則額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「④」の欄には、35%適用分及び10%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 6 「重加算金額」欄の「40%適用分」の欄には、法第328条の12第2項に規定する計算の基礎となるべき税額を、「10%加重分」の欄には、当該計算の基礎となる税額を、「⑤」の欄には、40%適用分及び10%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。

第 号	市町村民税 道府県民税		更正（決定）通知書	令和 年 月 分
特別徴収義務者 氏名又は名称 住所又は所在地			殿	
申告書提出期限	令和 年 月 日	申告書提出年月日	令和 年 月 日	
		退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額	市町村民税額	道府県民税額
更正（決定）による 税額等	①	円	円	円
既に納入の確定した 税額	②			
この通知書により納 入すべき税額	①-②			
延滞金	<p>申告納入すべきであった納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、^{しゅん}閏年の日を含む期間についても、</p>			
		基礎となる税額	課率	加算金額
更正（決定） による加算 金額	過少申告加算金額	通常分	円	③
		5%加重分		
	不申告加算金額	15%適用分		④
		5%加重分		
		10%加重分		
		5%適用分		
	重加算金額	35%適用分		⑥
		10%加重分		
		40%適用分		
		10%加重分		
納入額 ③+④+⑤+⑥+⑦				
納期限	令和 年 月 日	納入場所		
<p>地方税法第328条の9第 項の規定により、上記のとおり更正（決定）しましたので、納期限までに納めてください。 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市町村長 氏 名 印</p>				

- 備考
- 1 市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
 - 2 「過少申告加算金額」欄の「通常分」の欄には、法第328条の11第1項に規定する対象不足金額を、「5%加重分」の欄には、当該対象不足金額のうちの同項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「③」の欄には、通常分及び5%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 3 「不申告加算金額」欄の「15%適用分」の欄には、法第328条の11第2項に規定する納入すべき税額を、「5%加重分」の欄には、当該納入すべき税額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「10%加重分」の欄には、当該納入すべき税額のうち同条第4項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「④」の欄には、15%適用分及び加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 4 「重加算金額」欄の「35%適用分」の欄には、法第328条の12第1項に規定する不足金額を、「10%加重分」の欄には、当該不足金額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「⑥」の欄には、35%適用分及び10%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。
 - 5 「重加算金額」欄の「40%適用分」の欄には、法第328条の12第2項に規定する計算の基礎となるべき税額を、「10%加重分」の欄には、当該計算の基礎となるべき税額のうち同条第3項の規定による加算すべき金額の基礎となる税額を、「⑦」の欄には、40%適用分及び10%加重分として計算した金額の合計額をそれぞれ記載すること。

令和 年度分 市町村民税 道府県民税 申告書

表

この申告書に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税等用)」を合わせて提出してください。

Header information form including address, date of birth, and identification details.

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

Main deduction form with sections 10-21 for various tax deductions like medical, social insurance, and disaster relief.

Section 16: Deductions for dependent family members (扶養控除) with fields for name, birth date, and residence.

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。(切り取らないでください。)

Summary table for income and deductions, including categories like business, real estate, and interest, with a total amount of 330,000.

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和 年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

- Options for tax payment: 給与から差引き(特別徴収) or 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

令和 年度分市町村民税・道府県民税申告書受付書

Receipt form for the tax declaration, including fields for address, name, and receipt date.

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給 円	勤務 日数	月 収 円
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞 与 等				円
合 計				円
勤務先所在地				
勤務先名				
電話番号				

裏

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額 円	必要経費 円	青色申告特別控除額 円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額 円	必要経費 円
		・		
		・		
		・		
		・		
			国外株式等に係る外国所得税額	

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	所得の生ずる場所	収入金額 円	必要経費 円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額 円	必要経費 円	差引金額 (収入金額-必要経費) 円	特別控除額 円	所得金額 (差引金額-特別控除額) 円
総合譲渡	短期				イ	
	長期				ロ	
一 時					ハ	
					ニ 合計	イ+[(ロ+ハ)×1/2]

右上のイの金額を表面のケに、ロの金額を表面のクに、ハの金額を表面のサに記入してください。
右のニの金額を表面の⑧の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

フリガナ 氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除) 額
1				
2				
3				
				合計額

所得税における青色申告の承認の有無
承認あり・承認なし

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額 円
損益通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の譲渡損失など	円
前年中の開廃業	開始・廃止 月 日
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等	

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ 氏名	個人番号	住所
1		
2		
3		

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配 当 割 額 控 除 額	円
株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除 額	

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分	円
住所地の共同募金会、日赤支部分	
条例指定分	都道府県
	市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

令和 年度分 市町村民税 申告書 (分離課税等用)
道府県民税

第五号の四様式別表(第二条関係)

フリガナ		生 年 月 日	整理番号	
氏 名			電話番号	
個人番号				

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額
		円	円	円
		特例適用条文		

1 収入 金額	短期 譲渡	一般分	シ	円
		軽減分	ス	
	長期 譲渡	一般の譲渡	セ	
		優良住宅地等に 係る譲渡	ソ	
		居住用財産の 譲渡	タ	
		一般株式等の譲渡	チ	
		上場株式等の譲渡	ツ	
		上場株式等の配当等	テ	
		先物取引	ト	
	5 所得 金額	短期 譲渡	一般分	㉔
軽減分			㉕	
長期 譲渡		一般の譲渡	㉖	
		優良住宅地等に 係る譲渡	㉗	
		居住用財産の 譲渡	㉘	
		一般株式等の譲渡	㉙	
		上場株式等の譲渡	㉚	
	上場株式等の配当等	㉛		
	先物取引	㉜		

この申告書(分離課税等用)は、市町村民税・道府県民税申告書と一緒に提出してください。

3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	種 目			必 要 経 費
	事業	譲渡	雑	円
	事業	譲渡	雑	
	事業	譲渡	雑	
				特例適用条文

4 上場株式等の配当所得等に関する事項

所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	配当所得に係る 負債の利子
	・	円	円
	・		
	・		

6 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の合計額	所得金額(A-B) (ただし赤字の場合は0)
円	円	円

7 山林所得・退職所得に関する事項

山 林	A 収入金額		B 必要経費		C 特別控除額	D 青色申告特別控除額	所得金額(A-B-C-D)
		円		円		円	円
退 職	A 収入金額		勤続年数	普通 障害	B 退職所得控除額	C 差引(A-B)	所得金額(C×1/2)
		円	年 (年 月間)	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 障害	円	円	円

令和	年度分	市町村民税 道府県民税	給与所得者・公的年金等受給者用雑損控除・医療費控除申告書						
市町村長 殿 令和 年 月 日 提出	住 所								
	フリガナ								
	氏 名	㊞							
	個人番号								
	給与支払者又は 公的年金等支払者 の住所（居所） 又は所在地								
	同 上 の 氏 名 又 は 名 称								

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

◎ 給 与 所 得 の 収 入 金 _____ 円

◎ 公 的 年 金 等 の 収 入 金 額 _____ 円

雑 損 控 除 あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族（前年中の市町村民税及び道府県民税の課税の対象となる各種所得の金額の合計額が前年の所得につき適用された所得税の基礎控除額以下の者に限ります。）が前年中に災害や盗難・横領で損害を受けたときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

損 害 の 原 因	損 害 を 受 け た 年 月 日	損 害 を 受 け た 資 産 の 種 類	損 害 の 金 額 ①	保 険 金 な ど で 補 て ん さ れ る 金 額 ②	差 引 額 負 担 ①－②
	年 月 日		円	円	円
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
計					

医 療 費 控 除 あなたが前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払ったときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

医 療 を 受 け た 人 の 氏 名	あ な た と の 続 柄	支 払 っ た 医 療 費 ③	保 険 金 な ど で 補 て ん さ れ る 金 額 ④	差 引 負 担 額 ③－④
		円	円	円
計				

-----切-----取-----線-----

令和	年度分	市町村民税・道府県民税の給与所得者・公的年金等受給者用雑損控除・医療費控除申告受付書	受付日付印
住 所			受付日付印
氏 名	殿		

令和 年度分 市町村民税 寄附金税額控除申告書 (一)
道府県民税

第五号の五の様式 (第二条関係)

令和 年 月 市町村長 殿	整理番号	
住 所	フリガナ	
	氏 名	印
個人番号		
令和 年 1月1日 現在の住所	生年月日	明・大・昭 平・令 . .
	電話番号	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが前年中に次の1から3までのいずれかに該当する寄附金を支出したときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

1. 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

寄 附 先	寄 附 金 額
	円
計	

2. 住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金

寄 附 先	寄 附 金 額
	円
計	

3. 住所地の都道府県、市町村又は特別区の条例で指定された寄附金

(注) 認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金は除きます。認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金は別途「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書(二)」を市町村長に提出してください。

寄 附 先	指定区分	寄 附 金 額
	都道府県 市区町村	円
	都道府県 市区町村	
	都道府県 市区町村	
計	都道府県分	
	市区町村分	

(切り取らないでください。)

令和 年度分市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書 (一) 受付書

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

令和 年度分 市町村民税 寄附金税額控除申告書 (二)
道府県民税 (特定非営利活動法人に対する寄附金用)

第五号の五の三様式 (第二条関係)

令和 年 月 市町村長 殿	整理番号	
住 所	フリガナ	
	氏 名	(印)
個人番号		
令和 年 1月1日 現在の住所	生年月日	明・大・昭 平・令 . .
	電話番号	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが前年中に住所地の都道府県、市町村又は特別区の条例で指定された特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）を除く。）に対する寄附金を支出したときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注) この申告書は、認定特定非営利活動法人等以外の特定非営利活動法人に対する寄附金の申告書です。その他の寄附金（認定特定非営利活動法人等に対する寄附金等）は、別途「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書（一）」又は「市町村民税・道府県民税申告書」を市町村長に提出してください。

寄 附 先	指定区分	寄 附 金 額
	都道府県 市区町村	円
	都道府県 市区町村	
	都道府県 市区町村	
計	都道府県分	
	市区町村分	

----- (切り取らないでください。) -----

令和 年度分市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書 (二) 受付書
(特定非営利活動法人に対する寄附金用)

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

令和 年度分 市町村民税 道府県民税 給与所得者・公的年金等受給者用繰越控除申告書

市町村長 殿	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	⑨
	個 人 番 号	
令和 年 月 日提出	給 与 支 払 者 又 は 公 的 年 金 等 支 払 者 の 住 所 (居 所) 又 は 所 在 地	
	同 上 の 氏 名 又 は 名 称	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

年から 年までの間に生じた下の各欄にあてはまる純損失又は雑損失の金額で、年度分以前の各年度分の市町村民税及び道府県民税の所得金額の計算上引き切れなかったこれらの損失の金額があるときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

損失の生じた年	損 失 の 種 類		損失が生じた年の損失額で、その年の末日の属する年度の翌々年度分へ繰り越した損失額 (a) 円	前々年度分及び前年度分の所得金額の計算上差し引かれた損失額 (b) 円	本年度分以後に繰り越して差し引かれる損失額 (a) - (b) 円
年	純損失	年が青色の場合	山林以外の所得の損失		
			山林所得の損失		
	年が白色の場合	変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失	山林以外		
			山林		
	雑損失				
年	純損失	年が青色の場合	山林以外の所得の損失		
			山林所得の損失		
	年が白色の場合	変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失	山林以外		
			山林		
	雑損失				
年	純損失	年が青色の場合	山林以外の所得の損失		
			山林所得の損失		
	年が白色の場合	変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失	山林以外		
			山林		
	雑損失				

年1月1日現在の住所が他の市町村にあった方は、その住所を下に書き入れてください。

都 道 郡 町 (大字) 丁目 (字) 番地 方
府 県 市 区 村

令和 年度分 市町村民税 配偶者控除・扶養控除申請書
道府県民税

市町村長 殿	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	個 人 番 号	
令和 年 月 日提出	給与支払者又は 公的年金等支払者 の住所（居所） 又は所在地	
	同 上 の 氏 名 又 は 名 称	

前年中に給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった方で控除対象配偶者又は控除対象扶養親族（以下「控除対象扶養親族等」という。）と生計を一にする他の納税義務者がある場合に、令和 年度の市町村民税の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載された控除対象扶養親族等についての配偶者控除又は扶養控除と異なる配偶者控除又は扶養控除を受けようとする方は、この申請書を提出してください。

- 「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載してください。
- 「給与支払者又は公的年金等支払者の所在地（住所）」及び「同上の名称（氏名）」欄には、あなたの前年中の給与所得又は公的年金等に係る所得について記載された給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出した給与支払者又は公的年金等支払者について書いてください。
- 下の欄の「氏名」欄には、生計を一にする控除対象扶養親族等の全ての者について書いてください。
- 控除対象扶養親族のうち、他の納税義務者の扶養親族となるものについては、「他の納税義務者の住所・氏名」欄にその者の住所・氏名を書いてください。
- 下の欄の「個人番号」欄には、控除対象扶養親族等の個人番号を記載してください。
- 控除対象扶養親族のうち年齢70歳以上の扶養親族（以下「老人扶養親族」という。）に該当する者があり、その老人扶養親族が、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている場合には「同居老親等」欄に○をつけてください。

区分	氏 名	個 人 番 号	続柄	生年月日	同居 老親	他の納税義務者の 住所・氏名	控除対象配偶者の 合計所得金額
控除対象 配偶者							円
控除対象 扶養親族							

-----切---取---線-----

令和 年度分市町村民税・道府県民税の配偶者控除・扶養控除申請受付書

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

市 町 村 民 税 道 府 県 民 税 納 入 申 告 書												
市町村長殿										(受付印)		
令和 年 月 日提出												
令和 年 月分				人員		人						
退職手当等 支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
特別 徴収 税額	市町村民税											
	道府県民税											
特別 徴収 義務 者	住所(居所) 又は所在地											
	氏 名 又は 名称	Ⓜ										
	法人 番号 又は 個人 番号											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。												

第五号の八様式(用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル)(第二条関係)

繰越控除明細書

氏名 _____

_____年から_____年までの間に生じた下の各欄にあてはまる純損又は雑損失の金額で、_____年度分以前の各年度分の市町村民税及び道府県民税の所得金額の計算上引き切れなかったこれらの損失の金額があるときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

損失の生じた年	損失の種類			損失が生じた年の損失額で、その年の末日の属する年度の翌々年度分へ繰り越した損失額	前々年度分および前年度分の所得金額の計算上差し引かれた損失額	本年度分以後に繰り越して差し引かれる損失額
				(a) 円	(b) 円	(a)-(b) 円
年	純損失	年が青色の場合	山林以外の所得の損失			
			山林所得の損失			
	年が白色の場合	変動所得の損失	山林以外			
			被災事業用資産の損失			
			山林			
雑損失						
年	純損失	年が青色の場合	山林以外の所得の損失			
			山林所得の損失			
	年が白色の場合	変動所得の損失	山林以外			
			被災事業用資産の損失			
			山林			
雑損失						
年	純損失	年が青色の場合	山林以外の所得の損失			
			山林所得の損失			
	年が白色の場合	変動所得の損失	山林以外			
			被災事業用資産の損失			
			山林			
雑損失						

年1月1日現在の住所が他の市町村にあった方は、その住所を下に書き入れてください。

都道 郡 町 丁目 (大字) 番地 方
府 県 市 区 村 (字)

第五号の十一様式 (第二条の二関係)

外国の所得税等の額の控除に関する明細書

氏名 _____

この明細書は、外国において課された所得税等の額を地方税法第37条の3及び第314条の8の規定によつて道府県民税及び市町村
民税の所得割額から控除を受けようとする場合に 市町村民税 申告書に添付して提出して下さい。
道府県民税

当年分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当 年 分 限 度 額	所得税法第95条第1項に規定する 控除限度額	(イ)	円	当 年 分 余 裕 額	国税の控除余裕額(イ)-(ホ)	(ハ)	円		
	(イ)の額に $\frac{12}{100}$ を乗じて計算した金額	(ロ)			道府県民税の控除余裕額 {(イ)+(ロ)-(ホ)}又は(ロ)のうち低い金額	(ト)			
	(イ)の額に $\frac{18}{100}$ を乗じて計算した金額	(ハ)			市町村民税の控除余裕額 (ニ)-(ホ)又は(ハ)のうち低い金額	(チ)			
	計	(イ)+(ロ)+(ハ)	(ニ)		計	(ハ)+(ト)+(チ)	(リ)		
当年において課された外国税額				(ホ)	当年分の控除限度額を超える 外国税額			(ク)	

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

控除余裕額又は 控除限度額を超 える外国税額の 生じた年	控 除 余 裕 額									控除限度額を超える外国税額				
	国 税			道 府 県 民 税			市 町 村 民 税			前年 からの 繰越額	当年分 とみな す額	翌年 繰越額		
	前年 からの 繰越額	当年に 加算す る額	翌年 繰越額	前年 からの 繰越額	当年に 加算す る額	翌年 繰越額	前年 からの 繰越額	当年に 加算す る額	翌年 繰越額					
年	(1)	円		(2)	円		(3)	円		(1)	円			
年	(4)		円	(5)		円	(6)		円	(2)		円		
年	(7)			(8)			(9)			(3)				
合 計	(ロ)	(7)		(7)	(ホ)		(ロ)	(7)		(リ)	(7)			
当 年 分	(ハ)の額	(7)の額	(ハ)-(7) の額	(ト)の額	(ホ)の額	(ト)-(ホ) の額	(チ)の額	(7)の額	(チ)-(7) の額	(ク)の額	(7)+(ホ) +(7)の 額	(ク)-{(7) +(ホ)+ (7)}の額		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
前3年の各年の国税の控除限 度額	(7)	円	前3年以内の控除余 裕額の当年の 加算額			国税	(7)	円	前3年以内 の控除限 度額を超 える外 国税額 の当年 への繰 越額			国税	(7)	円
年	(7)	円	年	指定都市		道府県民税	(ホ)					道府県民税	(ホ)	
年	(7)	円	年	一般市		市町村民税	(7)					市町村民税	(7)	
年	(7)	円	年	指定都市		計						計	(ホ)	
年	(7)	円	年	一般市										

前年度以前3年度内の控除未済外国税額の明細

控除未済外国 税額の生じた年度	道府県民税			市町村民税		
	控除未済 外国税額	当該年度 控 除 額	翌年度繰越額 (イ)-(ロ)	控除未済 外国税額	当該年度 控 除 額	翌年度繰越額 (イ)-(ロ)
年度	円	円		円	円	
年度			円			円
年度						
当該年度分						
計	円	円		円	円	

備考

- 地方自治法第252条の19第1項の市にあっては、この様式中「 $\frac{12}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{6}{100}$ 」と、「 $\frac{18}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{24}{100}$ 」とする。
- この様式の記載の要領は、次によること。
 - 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細」欄中「前年からの繰越額」欄は、前年から引き継いだ控除余
裕額又は控除限度額を超える外国税額を、
「当年に加算する額」欄又は「当年分とみなす額」欄は、当年において控除限度額に加算すべき控除余裕額（地方税法施行令第7条の
19第5項及び第6項の適用がある場合には、適用前の金額）又は当年において繰越控除すべき控除限度額を超える外国税額を、
「翌年繰越額」欄は、翌年に引き継ぐべき控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額をそれぞれ記載すること。
 - 「控除余裕額」欄の各「当年に加算する額」欄は、各「前年からの繰越額」欄の前3年以内の各年の控除余裕額のうち、番号順に
(イ)の金額に充てられるものを、国税、道府県民税、市町村民税の別に記載すること。
 - 「控除限度額を超える外国税額」欄の「当年分とみなす額」欄は、「前年からの繰越額」欄の前3年以内の各年における控除限
度額を超える外国税額のうち、番号順に、順次(イ)の金額に充てられるものを記載すること。
 - 各「前3年の各年の国税の控除限度額」欄は、「前年からの繰越額」欄の前3年以内の控除余裕額がある年について、その年分の
所得税法第95条第1項に規定する控除限度額を、
各「前3年の各年の翌年1月1日の住所の区分」は、地方自治法第252条の19第1項の市にあっては、「指定都市」に「○」を、それ
以外の市町村にあっては、「一般市」に「○」を記載すること。

令和 年分 特別徴収票

第五号の十四様式（用紙日本工業規格A6）（第二条の五の二関係）

支払を受ける者	個人番号						
	住所又は居所						
	平成 年 1月1日の住所						
	氏名	(役職名)					
区分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額				
			市町村民税	道府県民税			
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分	千円	千円	千円	千円			
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分							
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分							
退職所得控除額	勤続年数	就職年月日	退職年月日				
万円	年	年 月 日	年 月 日				
(摘要)							
支払者	個人番号 又は法人番号				(右詰で記載してください。)		
	住所(居所) 又は所在地						
	氏名又は 名称	(電話)					

(市町村提出用)

備考

- 1 この特別徴収票は、地方税法（以下「法」という。）第50条の2及び第328条に規定する退職手当等について使用すること。
- 2 この特別徴収票の記載の要領は、次によること。
 - (1) 「住所又は居所」の欄には、特別徴収票を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。
 - (2) 「個人番号」欄には、退職手当等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載すること。
 - (3) 「支払金額」の項には、自己が支払う退職手当等についてその年中に支払の確定した金額（法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第202条に規定する退職一時金については、同条の規定により退職手当等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額）を記載し、特別徴収票を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、その退職手当等の全部又は一部がこれらの規定によりその例によるものとされる所得税法201条第1項第1号イに規定する特定役員退職手当等（以下「特定役員退職手当等」という。）に該当する場合には、当該特定役員退職手当等の金額を「摘要」の欄に記載すること。
 - (4) 「特別徴収税額」の項には、法第41条第1項及び第328条の5第2項の規定により徴収される税額を記載すること。
 - (5) 「勤続年数」の項には、法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第69条又は第70条の規定により計算した勤続年数を記載し、その計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。また、自己が支払う退職手当等又は法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が特定役員退職手当等に該当する場合には、これらの規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第2項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。
 - (6) 次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に掲げる事項を「摘要」の欄に記載すること。
 - (イ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
 - (ロ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している部分の期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
 - (ハ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第4項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎
 - (ニ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第4項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎
 - (7) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第30条第5項第2号の規定の適用を受ける者については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
 - (8) その退職手当等の支払を受ける者が提出した法第50条の7第1項及び第328条の7第1項に規定する退職所得申告書に、法第50条の7第1項第1号及び第328条の7第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払済みの他の退職手当等に係る(2)及び(3)に規定する事項を「摘要」の欄に記載すること。
 - (9) 「支払者」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、退職手当等の支払者の個人番号又は法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 - (10) 「支払者」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

令和 年分 特別徴収票

第五号の十四の二様式（用紙日本工業規格A6）（第二条の五の二関係）

支払を受ける者	住所又は居所						
	平成 年 1月1日の住所						
	氏 名 (役職名)						
区 分		支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額		特 別 徴 収 税 額	
						市 町 村 民 税 道 府 県 民 税	
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分		千 円		千 円		千 円	
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分							
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分							
退職所得控除額		勤 続 年 数		就 職 年 月 日		退 職 年 月 日	
万円		年		年 月 日		年 月 日	
(摘要)							
支払者	住所(居所)又は所在地						
	氏名又は名称						
	(電話)						

(受給者交付用)

備考

- 1 この特別徴収票は、地方税法（以下「法」という。）第50条の2及び第328条に規定する退職手当等について使用すること。
- 2 この特別徴収票の記載の要領は、次によること。
 - (1) 「住所又は居所」の欄には、特別徴収票を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。
 - (2) 「支払金額」の項には、自己が支払う退職手当等についてその年中に支払の確定した金額（法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第202条に規定する退職一時金については、同条の規定により退職手当等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額）を記載し、特別徴収票を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、その退職手当等の全部又は一部がこれらの規定によりその例によるものとされる所得税法201条第1項第1号イに規定する特定役員退職手当等（以下「特定役員退職手当等」という。）に該当する場合には、当該特定役員退職手当等の金額を「摘要」の欄に記載すること。
 - (3) 「特別徴収税額」の項には、法第41条第1項及び第328条の5第2項の規定により徴収される税額を記載すること。
 - (4) 「勤続年数」の項には、法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第69条又は第70条の規定により計算した勤続年数を記載し、その計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。また、自己が支払う退職手当等又は法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が特定役員退職手当等に該当する場合には、これらの規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第2項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。
 - (5) 次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に掲げる事項を「摘要」の欄に記載すること。
 - (イ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
 - (ロ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している部分の期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
 - (ハ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第4項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎
 - (ニ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第4項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎
 - (6) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第30条第5項第2号の規定の適用を受ける者については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
 - (7) その退職手当等の支払を受ける者が提出した法第50条の7第1項及び第328条の7第1項に規定する退職所得申告書に、法第50条の7第1項第1号及び第328条の7第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払済みの他の退職手当等に係る(2)及び(3)に規定する事項を「摘要」の欄に記載すること。
 - (8) その退職手当等が法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によることとされる所得税法第41条の2の規定により同条に規定する退職手当等の収入金額とみなされるものである場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

道府県 郡 市町村	個人市町村民税 個人道府県民税 領 収 証 書 公	道府県 郡 市町村	個人市町村民税 個人道府県民税 納 入 書 公	道府県 郡 市町村	個人市町村民税 個人道府県民税 納入済通知書 公																													
市区町村コード		市区町村コード		市区町村コード																														
口座番号	加入者名	口座番号	加入者名	口座番号	加入者名																													
令和 年 月分	指定番号	令和 年 月分	指定番号	令和 年 月分	指定番号																													
納入金額	給 与 分 (一括徴収分を含む。)	億	千	百	十	万	千	百	十	円	納入金額	給 与 分 (一括徴収分を含む。)	億	千	百	十	万	千	百	十	円	納入金額	給 与 分 (一括徴収分を含む。)	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
	退 職 所 得 分											退 職 所 得 分												退 職 所 得 分										
	延 滞 金											延 滞 金												延 滞 金										
	督 促 手 数 料											督 促 手 数 料												督 促 手 数 料										
合 計 額											合 計 額												合 計 額											
納 期 限	令和 年 月 日	納 期 限	令和 年 月 日	納 期 限	令和 年 月 日																													
(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地 氏名又は 名 称		(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地 氏名又は 名 称		(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地 氏名又は 名 称																														
上記のとおり領収しました。		上記のとおり納入します。		上記のとおり通知します。																														
領 収 日 付 印	(納入者保管)	※ 日 計	領 収 日 付 印	取りまとめ局 道府県 局 (〒)	領 収 日 付 印																													
		※印は郵便局において使用する欄です。	(金融機関又は郵便局保管)	受付店 → (取りまとめ店) 銀行 店 → 市町村	(市町村保管)																													

備考 1. 「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとすること。
 2. 「市区町村コード」欄の右側の余白部分は、口座振替に係る振替の請求に使用する欄又は税目コード等の処理事項欄として、必要に応じ使用するものであること。

送付年月日 通信日付印 確認印 整理番号 事務所 管理番号 申告区分

受付印

令和 年 月 日 法人番号 事業種目 申告年月日 法人税の令和 年 月 日 修正・更正 決定 再更正 による。

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の申告書

Table with columns: 摘要, 課税標準, 税率, 税額, 法人税割額, 道府県民税の特定寄附金税額控除額, etc. Includes sections for 事業所得, 地方法人特別税, and 所得金額の計算の内訳.

(道府県民税)

署名押印

(電話)

(事業所得)

(地方法人特別税)

1	整理番号	事務所	区	管理番号	申告区分
			A		

25	法人番号	申告基礎	00	38	申告年月日	43
					年 月 日	

12	B	期末現在の資本金の額又は出資金の額 (解散日現在の資本金の額又は出資金の額)	86
----	---	---	----

87	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合計額
88	期末現在の資本等の額

12	B	36	予備

85	使途秘匿金
01	税額等
02	
03	
04	
05	000
06	000
07	
08	
09	
10	
11	
12	00
13	00
14	
15	00
16	
17	00
18	00
19	00
20	00
21	
22	
23	000
24	
25	000
26	
72	

73	法人税の繰戻しがある場合の繰越欠損金額又は繰越損別欠損金額
74	収入金額課税された事業に係る所得金額又は個別所得金額

事業年度又は連結事業年度

44		49		50		55	
----	--	----	--	----	--	----	--

12	B	27	
		28	000
		29	000
		30	000
		31	000
		32	000
		33	
		34	000
		35	
		36	000
		37	
		38	000

12	B	75	00
		76	00
		77	00
		78	00
		79	00

80	00
----	----

81	00
----	----

82	00
----	----

39	00
----	----

40	00
----	----

42	
----	--

44	00
----	----

46	00
----	----

48	00
----	----

50	00
----	----

52	
----	--

83	00
----	----

84	00
----	----

55	00
----	----

57	00
----	----

59	
----	--

61	
----	--

63	
----	--

64	
----	--

65	
----	--

66	
----	--

67	
----	--

68	
----	--

69	
----	--

70	
----	--

71	
----	--

41	
43	00
45	
47	00
49	00
51	

53	00
54	00

56	
58	00
60	00
62	

住	民	税	12	B	89	分類	金額	
事	業	税	総数	90				
			本県分	91				
			東京都	92				
			市町村分					
			総数	93				
			1	本県分	94			
			2	総数	95			
			本県分	96				
			3	総数	97			
本県分	98							

売上高	総数	99	
	軌道又	100	
	は鉄道		

法人名	法人番号	令和 令和	年 年	月 月	日 日	から まで
	※ 処理 事項	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分	

外国法人の法人税割額に関する計算書

	法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算(イ)					法人税法第141条第1号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算(ロ)				
	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円
(用途秘匿金額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①									
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②									
還付法人税額等の控除額	③									
課税標準となる法人税額 ①+②-③	④									
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	⑤									
法人税割額 (④又は⑤× $\frac{1}{100}$)	⑥									
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑦									
外国の法人税等の額の控除額	⑧									
差引法人税割額 ⑥-⑦-⑧	⑨									
計						(⑨(イ)+(ロ))	⑩			

控除対象個別帰属調整額
の控除明細書

連結事業年度 又は事業年度		・ ・	法人名			
事業年度又は 連結事業年度	連結適用前欠 損金額又は連 結適用前災害 損失欠損金額 ①	控除対象個別 帰属調整額 (①×23.2/100又は ①×20/100) ②	既に控除を 受けた額 ③	控除未済額 ②-③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
・ ・	円	円	円	円	円	
・ ・						円
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
計						

第六号様式別表二（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

均等割額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度		法人名				
事務所、事業所又は寮等(事務所等)の従業者数の明細			名称(外箇所)	所在地		
東京都内における主たる事務所等の所在地		事務所等を有していた月数	従業者数の合計数			
区 丁目 番号 市(町村)		月	人			
特別区内における従たる事務所等			市町村の存する区域内における従たる事務所等			
所在地	名称(外箇所)	月数	従業者数の合計数			
1	千代田区					
2	中央区					
3	港区					
4	新宿区					
5	文京区					
6	台東区					
7	墨田区					
8	江東区					
9	品川区					
10	目黒区					
11	大田区					
12	世田谷区					
13	渋谷区					
14	中野区					
15	杉並区					
16	豊島区					
17	北区					
18	荒川区					
19	板橋区					
20	練馬区					
21	足立区					
22	葛飾区					
23	江戸川区					
合計 (主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)						
異動区分		異動の年月日	名称	所在地		
設置		・	・			
廃止		・	・			
旧の主たる事務所等		・	・	(月)		
均等割額の計算						
区分		税率(年額) (ア)	月数 (イ)	区数 (ウ)	税額計算 $(ア) \times \frac{(イ)}{12} \times (ウ)$	
特別区のみ に事務所等 を有する 場合	主たる事務所等 所在の特別区	事務所等の従業者数 50人超 ①	円	月	0.0	
		事務所等の従業者数 50人以下②			0.0	
	従たる事務所等 所在の特別区	事務所等の従業者数 50人超 ③				0.0
		事務所等の従業者数 50人以下④				0.0
	道府県分 ⑤					0.0
	特別区 (市町村分)	事務所等の従業者数 50人超 ⑥				0.0
		事務所等の従業者数 50人以下⑦				0.0
納付すべき均等割額 ①+②+③+④又は⑤+⑥+⑦ ⑧					0.0	
備考						

第六号様式別表四の三 (用紙日本工業規格A4) (第三条・第十条の二関係)

法人名	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分		
	法人番号							
	事業年度	令和	年	月	日から	令和	年	月

所得金額に関する計算書

所得金額の計算				非課税所得の区分計算									
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(42))				①	兆	十億	百万	千	円	外国の事業に帰属する所得	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	③4	人
加	損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	②								期末の総従業者数	③5		
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	③								外国から生ずる事業所得 (15+9)×③4/③5	③6	円	
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した外国法人税の額	④								鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した所得	③7		
	益金の額又は個別帰属益金額に算入した中間申告又は連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額	⑤								生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	③8		
算	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額	⑥								鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	③9		
	小計	⑦								鉱物の掘採事業の所得 ③7×③9/③8	④0		
	益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑧											
減	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額	⑨											
	外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額	⑩											
	特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額	⑪											
算	特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額	⑫											
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額	⑬											
	小計	⑭											
仮計	①+⑦-⑭	⑮											
外国の事業に帰属する所得	⑯												
再仮計	⑮-⑯	⑰											
非課税等所得	林業に係る所得	⑱											
	鉱物の掘採事業に係る所得	⑲											
	社会保険等に係る医療の所得	⑳											
	農事組合法人の農業に係る所得	㉑											
小計	㉒												
所得金額差引計	⑰-㉒	㉓											
繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額	㉔												
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	㉕												
所得金額再差引計	㉓-㉔-㉕	㉖											
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額	㉗												
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額	㉘												
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額	㉙												
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額	㉚												
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額	㉛												
再投資等準備金積立額の損金算入額	㉜												
合計	㉖-㉗-㉘-㉙-㉚-㉛-㉜	㉝											

第六号様式別表五 (提出用) (用紙日本工業規格A4・セピア色) (第五条関係)

		※ 処理 事項	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
法人名	法人番号					
	事 業 年 度	令和 令和	年 年	月 月	日 日	から まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付 加 価 値 額 の 計 算				資 本 金 等 の 額 の 計 算			
収益 配分 額の 計算	報酬給与額 別表5の2の2③又は別表5の3⑫	①	兆 十億 百万 千 円	資本金等の額 下表2②若しくは下表3③又は別表5の2の3②、 別表5の2の3③若しくは別表5の2の3④	⑫	兆 十億 百万 千 円	
	純支払利子 別表5の2の2④又は別表5の4③	②		当該事業年度の月数	⑬	月	
	純支払賃借料 別表5の2の2⑤又は別表5の5③	③		$\frac{⑫ \times ⑬}{12}$	⑭	兆 十億 百万 千 円	
	収益配分額 ①+②+③	④		控除額計 別表5の2の3⑫、別表5の2の3③若しくは 別表5の2の3④又は別表5の2の4⑩	⑮		
	単年度損益 第6号様式⑥又は別表5②③	⑤		差引 ⑭-⑮	⑯		
付加価値額 ④+⑤	⑥		⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰			
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 $\frac{①}{④}$	⑦	%	$\left[\frac{⑰ \text{のうち} 1,000 \text{億円を超え} }{5,000 \text{億円以下の金額}} \right] \times \frac{50}{100}$	⑱			
雇除額 安定計 控除 ④× $\frac{70}{100}$	⑧	兆 十億 百万 千 円	$\left[\frac{⑰ \text{のうち} 5,000 \text{億円を超え} }{1 \text{兆円以下の金額}} \right] \times \frac{25}{100}$	⑲			
雇用安定控除額 ①-⑧	⑨		課税標準となる資本金等の額 ⑰+⑱+⑲	⑳			
雇用者給与等支給増加額 別表5の6⑥又は別表5の6の2⑦	⑩						
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩	⑪						

2. 資本金等の額の明細

区 分	期首現在の金額 ①	当期中の減少額 ②	当期中の増加額 ③	差引期末現在の金額 ④ (①-②+③)
資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	兆 十億 百万 千 円			
資本金の額及び資本準備金 の額の合算額				
法人税の資本金等の額又は 連結個別資本金等の額				
期 中 に 金 額 の 増 減 が あ っ た 場 合 の 理 由 等				

		※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
法人名	法人番号						
	事業年度	令和 令和	年 年	月 月	日 日	日から 日まで	

付加価値額に関する計算書

1. 付加価値額の総額の計算

報酬給与額 別表5の3⑫	①	兆: 十億: 百万: 千: 円	単年度損益 別表5⑮	④	兆: 十億: 百万: 千: 円
純支払利子 別表5の4⑬	②		付加価値額 ①+②+③+④	⑤	
純支払賃借料 別表5の5⑭	③				

2. 外国の事業に帰属する付加価値額の計算

外国の事業に帰属する報酬給与額	⑥	兆: 十億: 百万: 千: 円	外国の事業に帰属する付加価値額 ⑥+⑦+⑧+⑨	⑩	兆: 十億: 百万: 千: 円
外国の事業に帰属する純支払利子	⑦		外国の事業に帰属する付加価値額の計算方法	区分計算・従業者数あん分	
外国の事業に帰属する純支払賃借料	⑧		外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	⑪	人
外国の事業に帰属する単年度損益 別表5⑯	⑨		期末の総従業者数	⑫	

3. 非課税事業に係る報酬給与等額の計算

林業	報酬給与額	⑬	兆: 十億: 百万: 千: 円	鉱物の掘採事業に係る報酬給与等	鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した報酬給与額	⑮	兆: 十億: 百万: 千: 円
	純支払利子	⑭			鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した純支払利子	⑯	
	純支払賃借料	⑮			鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した純支払賃借料	⑰	
鉱物の掘採事業	報酬給与額	⑰		鉱物の掘採事業に係る報酬給与等	生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	⑲	
	純支払利子	⑱			鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	⑳	
	純支払賃借料	⑲			鉱物の掘採事業に係る報酬給与額 $\frac{⑮ \times ⑳}{⑲}$	㉑	
農事組合法人行う農	報酬給与額	⑲		鉱物の掘採事業に係る報酬給与等	鉱物の掘採事業に係る純支払利子 $\frac{⑯ \times ⑳}{⑲}$	㉒	
	純支払利子	⑳			鉱物の掘採事業に係る純支払賃借料 $\frac{⑰ \times ⑳}{⑲}$	㉓	
	純支払賃借料	㉑					
非課税事業計	報酬給与額 ⑬+⑰+⑲	㉒					
	純支払利子 ⑭+⑱+⑳	㉓					
	純支払賃借料 ⑮+⑲+㉑	㉔					

4. 報酬給与等額の計算

報酬給与額 ①-⑥-⑲	㉕	兆: 十億: 百万: 千: 円	純支払賃借料 ③-⑧-㉔	㉖	兆: 十億: 百万: 千: 円
純支払利子 ②-⑦-⑳	㉖				

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号					
	事 年	業 度	令 和	年	月	日から 日まで

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業をあわせて行う法人									
資本金等の額 別表5の2下表3⑭又は⑳若しくは㉑	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業者数	③	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②						期末の総従業者数	④	
特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人									
月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆	十億	百万	千	円	特定内国法人		
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥						特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑩)/同表⑤	⑬	%
差引	⑦						非課税事業をあわせて行う法人		
外国の事業に係る控除額 (②×別表5の2の2⑩/同表⑤) 又は(⑦×別表5の2の2⑩/同表⑤)	⑧						国内における非課税事業に係る期末の従業者数	⑭	人
再差引	⑨						国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	⑮	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩						(この欄は斜線を入れてください)		
課税標準の特例に係る控除額	⑪								
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫								

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項第1号から第3号及び同条第2項関係	法附則第9条第1項関係												
資本金等の額 別表5の2下表3⑭	⑬	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1⑭	⑭	兆	十億	百万	千	円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑮						法附則第9条第1項に係る額 ⑭×2	⑮					
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑯						法附則第9条第4項から第7項 及び平成28年改正法附則第5条第11項関係						
仮計 ⑬+⑮-⑯	⑰						月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は(⑰-⑱)	⑰	兆	十億	百万	千	円
資本金の額 別表5の2下表1⑭	⑱						課税標準の特例に係る控除割合	⑲					
資本準備金の額	⑲						未収金の帳簿価額	⑳					円
仮計 ⑱+⑲	㉑						総資産価額	㉑					
⑱と㉑のいずれか大きい額	㉒						平成28年改正法附則第5条第11項に係る額	㉒	兆	十億	百万	千	円
							課税標準の特例に係る控除額 (⑰×⑲)、(⑰×⑳/㉑)又は㉒	㉓					

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	㉑	人
外国の事業に係る控除額 ⑳×㉑/㉒	㉑						期末の総従業者数	㉒	
差引	㉒						非課税事業又は収入金額課税事業をあわせて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉒×㉓/㉔	㉓						国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数	㉓	人
控除額計 ㉑+㉓	㉔						国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	㉔	

特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書

法人名

第六号様式別表五の二の四 (用紙日本工業規格A4) (第五条関係)

区 分	当該事業年度	前事業年度
事業年度	・ ・	・ ・
総資産の帳簿価額	① 円	⑤ 円
特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等	②	⑥
総資産価額 (①-②) 又は (⑤-⑥)	③	⑦
特定子会社の株式等の帳簿価額 ⑬又は⑭	④	⑧
総資産価額に占める特定子会社の株式等の帳簿価額の割合 (④+⑧) / (③+⑦)	⑨	%
特定子会社の株式等に係る控除額 別表5の2 ⑮ × (④+⑧) / (③+⑦)	⑩	円

特定子会社の明細

当該事業年度								
特定子会社の名称及び所在地	特定子会社の発行済株式等の総数 ⑪	特定子会社が保有する自己株式等の数 ⑫	直接又は間接に保有する株式等の数 ⑬	持株割合 ⑬ / (⑪ - ⑫)	直接に保有する特定子会社株式等の帳簿価額	特定子会社に対する貸付金額及び保有する特定子会社の発行する社債の金額		⑭ + ⑮
						特定子会社に対する貸付金額 ⑭	保有する特定子会社発行社債の金額 ⑮	
				%	円	円	円	円
計					⑯			

前事業年度								
特定子会社の名称及び所在地	特定子会社の発行済株式等の総数 ⑰	特定子会社が保有する自己株式等の数 ⑱	直接又は間接に保有する株式等の数 ⑲	持株割合 ⑲ / (⑰ - ⑱)	直接に保有する特定子会社株式等の帳簿価額	特定子会社に対する貸付金額及び保有する特定子会社の発行する社債の金額		⑳ + ㉑
						特定子会社に対する貸付金額 ⑳	保有する特定子会社発行社債の金額 ㉑	
				%	円	円	円	円
計					㉒			

法人名	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号	令和	年	月	日から
	事業年度	令和	年	月	日まで

報酬給与額に関する明細書

役員又は使用人に対する給与					
事務所又は事業所		期末者の数	給与の額	備考	
名称	所在地				
		人	円		
小計		①			
加算又は減算		②			
計 (①+②)		③	兆 十億 百万 千 円		
役員又は使用人のために支出する掛金等					
退職金共済制度に基づく掛金	1		円 適格年金返還金額のうち厚生年金基金への事業主払込相当額	11	円
確定給付企業年金に係る規約に基づく掛金又は保険料	2		適格年金返還金額のうち確定給付企業年金基金への事業主払込相当額	12	
企業型年金規約に基づく事業主掛金	3		適格年金返還金額のうち他の適格年金への事業主払込相当額	13	
個人型年金規約に基づく掛金	4		適格年金返還金額のうち特定退職金共済への事業主払込相当額	14	
勤労者財産形成給付金契約に基づく信託金等	5		適格年金の要留保額移管の場合における資産価額相当額	15	
勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等	6		適格年金返還金額のうち企業型年金の個人別管理資産への事業主払込相当額	16	
厚生年金基金の事業主負担の掛金及び徴収金 8-9	7		適格年金返還金額のうち企業型年金の過去勤務債務等に充てる事業主払込相当額	17	
事業主として負担する掛金及び負担金の総額	8		小計 11+12+13+14+15+16+17	⑤	兆 十億 百万 千 円
代行相当部分	9				
適格退職年金契約に基づく掛金及び保険料	10				
小計 1+2+3+4+5+6+7+10	④		計 (④-⑤)	⑥	兆 十億 百万 千 円
労働者派遣等に係る金額の計算					
労働者派遣等を受けた法人			労働者派遣等をした法人		
派遣元に支払う金額の合計 別表5の3の2①	⑦	兆 十億 百万 千 円	派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 別表5の3の2②	⑨	兆 十億 百万 千 円
$⑦ \times \frac{75}{100}$	⑧		派遣先から支払を受ける金額の合計 別表5の3の2③	⑩	
			$⑨ - \left[⑩ \times \frac{75}{100} \right]$	⑪	
報酬給与額の計算 (③+⑥+⑧+⑪)	⑫	兆 十億 百万 千 円			

労働者派遣等に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

第六号様式別表五の三の二（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

労働者派遣等を受けた法人				
派遣をした者（派遣元）		派遣元に支払う金額 円	派遣人数 労働時間数 人 時間	備 考
氏名又は名称	住所又は所在地			
計		①		

労働者派遣等をした法人					
派遣を受けた者（派遣先）		派遣労働者等に支払う 報酬給与額 円	派遣先から 支払を受ける金額 円	派遣人数 労働時間数 人 時間	備 考
氏名又は名称	住所又は所在地				
計		②	③		

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号				
事年	業度	令和	年	月	日から
		令和	年	月	日まで

法人名

純支払利子に関する明細書

支 払 利 子					
区 分	借 入 先		期中の支払利子額	借入金等の期末現在高	備 考
	氏名又は名称	住所又は所在地			
			円	円	
計			兆	十億	百万
			千	円	①
受 取 利 子					
区 分	貸 付 先		期中の受取利子額	貸付金等の期末現在高	備 考
	氏名又は名称	住所又は所在地			
			円	円	
計			兆	十億	百万
			千	円	②
純支払利子の計算 (①-②)			兆	十億	百万
			千	円	③

第六号様式別表五の四 (提出用) (用紙日本工業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分		
	法人番号	事年	業度	令和 令和	年 年	月 月	日 日

法人名	
-----	--

純支払賃借料に関する明細書

支払賃借料				
土地の用途又は 家屋の用途若しくは名称 所在地	貸主の氏名又は名称 住所又は所在地	契約期間	期中の支払賃借料	備考
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
計			兆 十億 百万 千 円	

受取賃借料				
土地の用途又は 家屋の用途若しくは名称 所在地	借主の氏名又は名称 住所又は所在地	契約期間	期中の受取賃借料	備考
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
		・		
計			兆 十億 百万 千 円	

純支払賃借料の計算 (①-②)	兆 十億 百万 千 円
-----------------	-------------

第六号様式別表五の五 (提出用) (用紙日本工業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合
の付加価値額の控除に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名
----------	--------	-----

第六号様式別表五の六の二(用紙日本工業規格A4)(第五条関係)

1. 雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した額の計算

雇用者給与等支給額	①	円	控除対象額	③	円
比較雇用者給与等支給額	②		$\frac{①-②}{④}$ (マイナスの場合は0)		
比較雇用者給与等支給額の計算					
前事業年度又は前連結事業年度	国内雇用者に対する 給与等の支給額		適用年度の月数 $\frac{④}{④}$ の前事業年度又は前連結事業年度の月数	比較雇用者給与等支給額	$⑤ \times ⑥$
④	⑤	円	⑥	⑦	円
・ ・					
継続雇用者給与等支給増加割合の計算					
計算対象額の別	当該法人の額		各連結法人の合計額		
継続雇用者給与等支給額又は 継続雇用者給与等支給額の合計額	⑧	円	継続雇用者給与等支給増加額 $\frac{⑧-⑨}{⑧}$ (マイナスの場合は0)	⑩	円
継続雇用者比較給与等支給額又は 継続雇用者比較給与等支給額の合計額	⑨		継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{⑩}{⑨}$ (⑨=0の場合は0)	⑪	
国内設備投資に係る計算					
計算対象額の別	当該法人の額		各連結法人の合計額		
国内設備投資額又は 国内設備投資額の合計額	⑫	円	当期償却費総額又は当期償却費総額の 合計額の90%相当額 $⑬ \times \frac{90}{100}$	⑭	円
当期償却費総額又は 当期償却費総額の合計額	⑬				

2. 労働者派遣等をした法人等の計算

労働者派遣等をした法人					
報酬給与額 別表5の3⑫	⑮	円	⑯又は(⑰×75%)のうち小さい額	⑱	円
派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 別表5の3⑬	⑰		控除対象額 $\frac{⑰ \times ⑮}{⑰ + ⑱}$	⑲	
派遣先から支払を受ける金額 の合計 別表5の3⑭	⑰				
非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人					
①のうち所得等課税事業に係る額	⑳	円	国内における所得等課税事業に 係る期末の従業者数	㉑	人
控除対象額 $\frac{⑳ \times ㉑}{㉑}$ 、 $\frac{㉒ \times ㉑}{㉑}$ 又は $\frac{㉓ \times ㉑}{㉑}$	㉑		国内における事務所又は事業所の 期末の従業者数	㉒	

3. 付加価値額から控除する額の計算

収益配分額 別表5の2⑳	㉔	円	雇用安定控除調整率 $\frac{㉔-㉕}{㉔}$	㉖	円
雇用安定控除額 別表5の2㉑	㉕		付加価値額からの控除額 $③ \times ㉖$ 、 $⑲ \times ㉖$ 又は $㉑ \times ㉖$	㉗	円

平成28年改正法附則第5条の控除額に関する
計算書

事業 年度	:	:	法人名
----------	---	---	-----

第六号様式別表五の七 (用紙日本工業規格A4) (第五条関係)

1. 調整後付加価値額の計算

課税標準となる付加価値額 別表5の2①	①	円
当該事業年度の月数	②	月
調整後付加価値額 ①×12/②	③	円

2. 負担変動額の計算

摘要		課税標準	新税率 (/100)	税額 (イ)	旧税率 (/100)	税額 (ロ)
所得 割	所得金額総額 第6号様式⑳	④	円			
	年400万円以下の金額 第6号様式㉔	⑤	000		円 00	円 00
	年400万円を超え年800万円以下の金額 第6号様式㉕	⑥	000		00	00
	年800万円を超える金額 第6号様式㉖	⑦	000		00	00
	計 ⑤+⑥+⑦ 第6号様式㉗	⑧	000		00	00
	軽減税率不適用法人の金額 第6号様式㉘	⑨	000		00	00
付加 価値 割	付加価値額総額 第6号様式㉙	⑩				
	付加価値額 第6号様式㉚	⑪	000		円 00	円 00
資本 割	資本金等の額総額 第6号様式㉛	⑫				
	資本金等の額 第6号様式㉜	⑬	000		円 00	円 00
仮計		⑧+⑪+⑬又は⑨+⑪+⑬		⑭	00	00
差引		(⑭の(イ))-(⑭の(ロ))		⑮	00	

3. 平成28年改正法附則第5条第2項から第7項までの控除額に関する計算

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	⑮×3/4	⑯	円 00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	⑮×(3×(40億円-③))/40億円	⑰	00

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	⑮/2	⑱	円 00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	⑮×(40億円-③)/20億円	⑲	00

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	⑮/4	⑳	円 00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	⑮×(40億円-③)/40億円	㉑	00

収入金額に関する計算書

事業 年度	・	・	法人名	
----------	---	---	-----	--

第六号様式別表六 (用紙日本工業規格A4) (第五条関係)

法第72条の24の2第1項の規定による収入金額	摘要		金額
			円
収入金額の総額			
		計	①
控除される金額			
		計	②
	差引計	①-②	③
	法附則第9条第8項の規定による控除額		④
	法附則第9条第10項の規定による控除額		⑤
	法附則第9条第18項の規定による控除額		⑥
	法附則第9条第20項の規定による控除額		⑦
	法附則第9条第21項の規定による控除額		⑧
	計	③-④-⑤-⑥-⑦-⑧	⑨

収入金額に関する計算書

事業 年度	・	・	法人名
----------	---	---	-----

第六号様式別表七 (用紙日本工業規格A4) (第五条関係)

課の 税 計 標 準 算	保険の種類	収 入 金 額		率	課 税 標 準
	個人保険①		円	$\frac{24}{100}$	円
	貯蓄保険②			$\frac{7}{100}$	
	団体保険③			$\frac{16}{100}$	
	団体年金保険④			$\frac{5}{100}$	
合 計 ①+②+③+④		⑤			
収入金額に関する明細書					
	概 要	収入保険料 ⑥	再保険料又は 控除給付金 ⑦	法附則第9条 第9項の控除 収入保険料 ⑧	差引収入保険料 ⑥-⑦-⑧ ⑨
		円	円	円	円
個人 保 険					
	計				
貯 蓄 保 険					
	計				
団 体 保 険					
	計				
団 体 年 金 保 険					
	計				
合 計					

収入金額に関する計算書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

第六号様式別表八 (用紙日本工業規格A4) (第五条関係)

1. 損害保険会社又は外国損害保険会社等の収入金額に関する計算

課税標準の計算	保険の種類	収入金額	率	課税標準
	船舶保険①	円	$\frac{25}{100}$	円
	運送及び積荷保険②		$\frac{45}{100}$	
	自動車損害賠償責任保険③		$\frac{10}{100}$	
	地震保険④		$\frac{20}{100}$	
	火災保険⑤		$\frac{40}{100}$	
	上記以外の損害保険⑥		$\frac{40}{100}$	
	合計 ①+②+③+④+⑤+⑥ ⑦			
収入金額に関する明細書				
保険の種類	収入保険料及び再保険返戻金の合計額 ⑧	支払再保険料及び解約返戻金の合計額 ⑨	正味収入保険料 ⑧-⑨ ⑩	
船舶保険⑪	円	円	円	
運送保険				
積荷保険				
小計⑫				
自動車損害賠償責任保険⑬				
地震保険⑭				
火災保険⑮				
上記以外の損害保険				
	その他の保険			
	小計⑯			
合計				

2. 少額短期保険業者の収入金額に関する計算

課税標準の計算	保険の種類	収入金額	率	課税標準
	保険業法第3条第4項第1号及び第2号に掲げる保険 ⑰	円	$\frac{16}{100}$	円
	保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険 ⑱		$\frac{26}{100}$	
	合計 ⑰+⑱ ⑲			
収入金額に関する明細書				
保険の種類	収入保険料及び再保険返戻金の合計額 ⑳	支払再保険料及び解約返戻金の合計額 ㉑	正味収入保険料 ⑳-㉑ ㉒	
保険業法第3条第4項第1号及び第2号に掲げる保険	円	円	円	
保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険				
合計				

3. 株式会社日本貿易保険の収入金額に関する計算

課税標準の計算㉓	収入金額	率	課税標準
	円	$\frac{15}{100}$	円
収入金額に関する明細書			
収入保険料及び再保険返戻金の合計額 ㉔	支払再保険料及び解約返戻金の合計額 ㉕	正味収入保険料 ㉔-㉕ ㉖	
円	円	円	

欠損金額等及び災害損失金の
控除明細書

事業 年度	・ ・	法人 名	
----------	--------	---------	--

第六号様式別表九 (用紙日本工業規格A4) (第五条関係)

控除前所得金額 第6号様式⑧-(別表10⑨又 は⑫)		①	円 所得金額控除限度額 ①× $\frac{50,55 \text{ 又は } 100}{100}$	②	円
事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は 控除未済災害損失金③	当期控除額④ <small>(当該事業年度の③と②-当該事業年 度前の④の合計額)のうち少ない金額</small>	翌期繰越額⑤ <small>((③-④)又は別表11⑰)</small>	
・ ・	欠損金額等・災害損失金	円	円		
・ ・	欠損金額等・災害損失金				円
・ ・	欠損金額等・災害損失金				
・ ・	欠損金額等・災害損失金				
・ ・	欠損金額等・災害損失金				
・ ・	欠損金額等・災害損失金				
・ ・	欠損金額等・災害損失金				
・ ・	欠損金額等・災害損失金				
・ ・	欠損金額等・災害損失金				
・ ・	欠損金額等・災害損失金				
計					
当 期 分	欠損金額等・災害損失金				
	同上のうち 災害損失金				円
	青色欠損金				
合計					
災害により生じた損失の額の計算					
災害の種類		災害のやんだ日又は やむを得ない事情のやんだ日	・ ・		
当期の欠損金額⑥	円	差引災害により生じ た損失の額(⑦-⑧)⑨			円
災害により生じた損 失の額⑦		繰越控除の対象とな る損失の額(⑥と⑧)⑩ のうち少ない金額			
保険金又は損害賠償 金等の額⑧					

更生欠損金額等及び民事再生等評価換えが行われる場合の
再生等欠損金額等の控除明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

第六号様式別表十(用紙日本工業規格A4)(第五条関係)

更生欠損金額等の控除明細書						
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑧	円
	私財提供を受けた金銭の額	②		当期控除額(⑦と⑧のうち少ない金額)	⑨	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		欠損金額等(②⑤の計)	⑩	
	資産の評価益の総額	④		差引欠損金額等(⑧-⑩)	⑪	
	資産の評価損の総額	⑤		欠損金額等からしないものとする金額(⑨-⑪)(マイナスの場合は0)	⑫	
	純評価益の額(④-⑤)(マイナスの場合は0)	⑥				
	計(①+②+③+⑥)	⑦				
民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書						
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	⑬	円	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑲	円
	私財提供を受けた金銭の額	⑭		⑲の金額を控除する前の所得	⑳	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	⑮		当期控除額(⑱、⑲と㉑のうち少ない金額)	㉑	
	資産の評価益の総額	⑯		欠損金額等(⑲の計)	㉒	
	資産の評価損の総額	⑰		差引欠損金額等(⑲-㉒)	㉓	
	計(⑬+⑭+⑮+⑯-⑰)	⑱		欠損金額等からしないものとする金額(㉑-㉓)(マイナスの場合は0)	㉔	
控除未済欠損金額等の調整						
発生事業年度	調整前の控除未済欠損金額等	欠損金額等からしないものとする金額(当該発生事業年度の㉕と(⑫又は㉔)-当該発生事業年度前の㉖の合計額)のうち少ない金額		差引控除未済欠損金額等(㉕-㉖)		
・	⑳	㉕	㉖	㉗		
・		円	円	円		
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
計						

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等
及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

第六号様式別表十一 (用紙日本工業規格A4) (第五条関係)

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	所得金額	⑦の金額等を控除した後の所得 (第6号様式⑯又は別表5㉓)-⑦	⑨	円
	私財提供を受けた金銭の額	②			⑦の金額を控除する前の所得 (第6号様式⑯又は別表5㉓)	⑩	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		当期控除額	④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額	⑪	
	計 (①+②+③)	④			④、⑤-⑥又は⑩のうち最も少ない金額	⑫	
欠損金額等の計算	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑤		調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (⑮の計)		⑬	
	適用年度終了の時ににおける資本金等の額 (プラスの場合は0)	⑥	△	欠損金額等からしないものとする金額 (⑪と⑬のうち少ない金額)		⑭	
	当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失金額 (別表9④の計)	⑦		/			
	差引欠損金額等 (⑤-⑥-⑦)	⑧					

欠 損 金 額 等 の 翌 期 繰 越 額 の 調 整

発生事業年度	調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (第6号様式別表9③-④)	欠損金額等からしないものとする金額 (当該発生事業年度の⑮と⑭-当該発生事業年度前の⑯の合計額)のうち少ない金額	差引欠損金額等の翌期繰越額 (⑮-⑯)
	⑮	⑯	⑰
・	円	円	円
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
計			

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の
控除未済欠損金額等の計算に関する明細書

事業	・	・	法人	
年度	・	・	名	

第六号様式別表十二（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済欠損金額等						
事業年度	欠損金額等の区分	控除未済欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 〔前期の別表9の⑤又はこの表の④、⑦若しくは別表13の2の⑤若しくは別表13の3の⑤〕 ①	被合併法人等から引継ぎを受ける未処理欠損金額等 〔適格合併等の別：適格合併・残余財産の確定 適格合併等の日： 被合併法人等の名称：〕		被合併法人等の未処理欠損金額等 〔最終の事業年度の別表9の⑤又はこの表の④、⑦若しくは別表13の2の⑤〕 ②	調整後の控除未済欠損金額等 ①+② ③
			被合併法人等の事業年度	欠損金額等の区分		
・	・	円	・	・	円	円
・	・		・	・		
・	・		・	・		
・	・		・	・		
・	・		・	・		
・	・		・	・		
・	・		・	・		
・	・		・	・		
・	・		・	・		
・	・		・	・		
・	・		・	・		
・	・		・	・		
・	・		・	・		
・	・		・	・		
・	・		・	・		
・	・		・	・		
・	・		・	・		
・	・		・	・		
計			計			

支配関係がある法人との間で適格組織再編成等が行われた場合の未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の調整計算の明細						
適格組織再編成等の別		合併(適格・非適格)・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日		・
対象法人の別		被合併法人等(名称：)		支配関係発生日		・
対象法人の事業年度	欠損金額等の区分	共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合		共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合		
		被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤〕 ④	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤〕 ⑤	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額等 〔(8)-(12)又は別表13の(7)〕 ⑥	引継ぎを受ける未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 〔支配関係事業年度前の事業年度にあつては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあつては⑤と⑥のうち少ない金額〕 ⑦	
・	・	円	円	円	円	円
・	・					
・	・					
・	・					
・	・					
・	・					
・	・					
・	・					
・	・					
・	・					
・	・					
・	・					
・	・					
・	・					
・	・					
・	・					
・	・					
計						

支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細					
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額 〔支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の欠損金額等〕 ⑧	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算			
		特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額 ⑨	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額 ⑩	特定資産譲渡等損失額 ⑨-⑩ ⑪	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額 〔⑧と⑪のうち少ない金額〕 ⑫
・	円	円	円	円	円
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
計					

共同事業を行うための適格組織再編成等に該当しない場合の引継対象未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の特例に関する明細書

事業	・	・	法人
年度	・	・	名

適格組織再編成等の別	合併(適格・非適格)・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日	・	・			
対象法人の別	被合併法人等(名称:)・当該法人		支配関係発生日	・	・			
引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算								
対象法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 <small>(被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤)</small>	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算 時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額以上である場合 (①の金額)	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合 <small>(支配関係事業年度前の事業年度にあっては①と⑥-⑦のうち少ない金額、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①の金額)</small>	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合 <small>(支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①と⑧-⑩のうち少ない金額)</small>	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 ②、③又は④		
		①	②	③	④	⑤		
・	・	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円		
・	・	欠損金額等・災害損失金						
・	・	欠損金額等・災害損失金						
・	・	欠損金額等・災害損失金						
・	・	欠損金額等・災害損失金						
・	・	欠損金額等・災害損失金						
・	・	欠損金額等・災害損失金						
・	・	欠損金額等・災害損失金						
・	・	欠損金額等・災害損失金						
・	・	欠損金額等・災害損失金						
・	・	欠損金額等・災害損失金						
計								
時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合又は簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合の引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細								
対象法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合 支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等 <small>(支配関係事業年度の前事業年度の別表9の⑤)</small>	⑥のうち制限対象金額を構成するものとされた部分の金額 <small>(⑬の金額を⑥の古いものから順次振当)</small>	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合 支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額 <small>(支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の欠損金額等)</small>	⑧のうち特定資産譲渡等損失相当額 別表12の⑫	⑨のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額 <small>(⑭の金額を⑨の古いものから順次振当)</small>		
		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		
・	・	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円		
・	・	欠損金額等・災害損失金		内				
・	・	欠損金額等・災害損失金		内				
・	・	欠損金額等・災害損失金		内				
・	・	欠損金額等・災害損失金		内				
・	・	欠損金額等・災害損失金		内				
・	・	欠損金額等・災害損失金		内				
・	・	欠損金額等・災害損失金		内				
・	・	欠損金額等・災害損失金		内				
・	・	欠損金額等・災害損失金		内				
計								
支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算の明細								
時価純資産超過額 (②の(イ)-②の(ロ)-②の(イ)-②の(ロ))		⑪	円	制限対象金額 ⑫-⑪	⑬	円		
支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等の合計額 ⑥の計		⑫		簿価純資産超過額 (②の(ロ)-②の(ロ)-②の(イ)-②の(イ))	⑭			
支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細								
資		産		負				
名称等	時価 (イ)	帳簿価額 (ロ)	名称等	時価 (イ)	帳簿価額 (ロ)	名称等	時価 (イ)	帳簿価額 (ロ)
	円	円		円	円		円	円
⑮			⑰			⑲		
⑯			⑱			⑳		
⑰			㉑			㉓		
⑰			計	⑳		計	㉔	

第六号様式別表十三の二(用紙日本工業規格A4)(第五条関係)

事業を移転しない適格組織再編成等が行われた場合の
控除未済欠損金額等の特例に関する明細書

事業	・	・	法人名
年度	・	・	

適格組織再編成等の別	適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	・	・
		支配関係発生日	・	・

調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算						
当該法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	当該法人の控除未済 欠損金額等 〔当該法人の前期の別表9 の⑤〕	特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算			
			移転時価資産価額が 移転簿価資産価額以下 である場合 (①の金額)	移転時価資産価額が移転簿価資産価額を 超える場合 移転時価資産超過額 が支配関係前欠損金 額等の合計額以下で ある場合 〔支配関係事業年度前の 事業年度にあつては(⑥- ⑦)、支配関係事業年度 以後の事業年度であつて は①〕	移転時価資産超過額 が支配関係前欠損金 額等の合計額を超え る場合 〔支配関係事業年度前の 事業年度にあつては0、支 配関係事業年度以後の 事業年度にあつては(①- ⑩)〕	特例計算による調整 後の当該法人分の控 除未済欠損金額等 ②、③又は④
			①	③	④	⑤
：	：	円	円	円	円	
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
計						

移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合の調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細						
当該法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	支配関係前欠損金額 等 〔支配関係事業年度前の事 業年度の①〕	移転時価資産超過額が支配 関係前欠損金額等の合計 額以下である場合	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額を超える場合		
			⑥のうち移転時価資 産超過額を構成する ものとされた部分の 金額 〔⑪の金額を⑥の古いもの から順次振当〕	支配関係事業年度以後 の事業年度の欠損金 額等のうち特定資産譲 渡等損失相当額以外 の部分から成る金額 〔別表12「⑧-⑫」〕	支配関係後欠損金額 等 〔支配関係事業年度以後の 事業年度の(①-⑧)〕	⑨のうち制限対象金 額を構成するものと された部分の金額 〔⑬の金額を⑨の古いもの から順次振当〕
			⑥	⑦	⑧	⑨
：	：	円	円	円	円	
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
：	：					
計						

制限対象金額の計算の明細			移転直前における移転時価資産価額及び移転簿価資産価額の明細		
移 転 時 価 資 産 超 過 額 (⑬の(イ)-⑭の(ロ))	⑪	円	名 称 等	時 価	帳簿価額
				(イ)	(ロ)
支配関係前欠損金額等の合計額 (⑥の計)	⑫			⑭ 円	⑮ 円
制 限 対 象 金 額 ⑪-⑫	⑬			⑯	
			計	⑰	

第六号様式別表十三の三 (用紙日本工業規格A4) (第五条関係)

法人名		※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
		法人番号					
		事 業 年 度	令和 令和	年	月	日	から 日

基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書

1.基準法人所得割額の計算

摘 要		所得割の課税標準	税 率 ($\frac{\quad}{100}$)	基準法人所得割額
		兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円
所 得 割	所 得 金 額 総 額 ①			
	年 400 万 円 以 下 の 金 額 ②		000	000
	年 400 万 円 を 超 え 年 800 万 円 以 下 の 金 額 ③		000	000
	年 800 万 円 を 超 え る 金 額 ④		000	000
	計 ②+③+④ ⑤		000	000
	軽 減 税 率 不 適 用 法 人 の 金 額 ⑥		000	000

2.基準法人収入割額の計算

摘 要		収入割の課税標準	税 率 ($\frac{\quad}{100}$)	基準法人収入割額
		兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円
収 入 割	収 入 金 額 総 額 ⑦			
	収 入 金 額 ⑧		000	000

第六号の二様式（提出用）（用紙日本工業規格A4・紫色）（第三条・第十条の二関係）

※処理事項	発信年月日	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	通信日付印	確認印				
令和 年 月 日			法人番号		申告年月日	
所在地 <small>（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）</small>			事業種目		殿	
(ふりがな)			期末現在の資本金の額 又は出資金の額		兆 十億 百万 千 円	
法人名			期末現在の 資本金等の額			
(ふりがな)			(ふりがな)			
代表者 氏名印			経理責任者 氏名			

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の退職年金等積立金に係る道府県民税の 申告書 ※

	課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額 (法人税の申告書(別表19)の(12))	①	兆 十億 百万 千 円
	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人 における課税標準となる退職年金等積立金に係る 法人税額	②	兆 十億 百万 千 円
	法人税割額 $\left(\text{①又は②} \times \frac{\quad}{100} \right)$	③	兆 十億 百万 千 円
	③のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額	④	兆 十億 百万 千 円
	この申告により納付すべき法人税割額 ③-④	⑤	兆 十億 百万 千 円
東京都に申告する場合の③の計算	特別区分の課税標準額	⑥	兆 十億 百万 千 円
	同上に対する税額 $\left(\text{⑥} \times \frac{\quad}{100} \right)$	⑦	兆 十億 百万 千 円
	市町村分の課税標準額	⑧	兆 十億 百万 千 円
	同上に対する税額 $\left(\text{⑧} \times \frac{\quad}{100} \right)$	⑨	兆 十億 百万 千 円

関与税理士 署名押印	(電話)
---------------	-------

受付印

令和 年 月 日

殿

所在地 <small>(本県が支店等の場合は本店所在地と併記)</small>	事業種目
(ふりがな)	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額
法人名	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額
代表者 氏名印	前期末現在の 資本金等の額

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの **事業年度分又は** **道府県民税の** **連結事業年度分** **の** **地方税法特別税** **の** **予定申告書** ※

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (41)の金額	18	兆	十億	百万	千	円	00
所得割額 (42) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	19						00
付加価値割額 (43) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	20						00
資本割額 (44) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	21						00
収入割額 (45) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	22						00
前事業年度の地方法人特別税額 (51)	23						00
地方法人特別税額 (23) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	24						00
予定申告税額 (19+20+21+22+24)	25						00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び地方法人特別税額	26						00
この申告により納付すべき事業税額及び地方法人特別税額 25-26	27						00
前事業年度の事業税額・地方法人特別税額の明細							
摘要		課税標準		税率 (100)		税額	
所得割	所得金額総額 28	兆	十億	百万	千	円	
所得割	所得金額 29						兆 十億 百万 千 円
付加価値割	付加価値額総額 30						兆 十億 百万 千 円
付加価値割	付加価値額 31						兆 十億 百万 千 円
資本割	資本金等の額総額 32						兆 十億 百万 千 円
資本割	資本金等の額 33						兆 十億 百万 千 円
収入割	収入金額総額 34						兆 十億 百万 千 円
収入割	収入金額 35						兆 十億 百万 千 円
合計事業税額 29+31+33+35				36			
平成28年改正法附則第5条の控除額				37			
事業税の特定寄附金税額控除額				38			
仮装経理に基づく事業税額の控除額				39			
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				40			
納付すべき事業税額 36-37-38-39-40				41			
④の内訳	所得割 42	兆	十億	百万	千	円	付加価値割 43
④の内訳	資本割 44						収入割 45
摘要		課税標準		税率 (100)		税額	
所得割に係る地方法人特別税額 46		兆	十億	百万	千	円	00
収入割に係る地方法人特別税額 47							00
合計地方法人特別税額 (46+47)				48			
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額				49			
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額				50			
納付すべき地方法人特別税額 48-49-50				51			
道府県民税				前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (17)の金額			
①				00			
予定申告税額 (1) × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$				②			
00				00			
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額				③			
00				00			
この申告により納付すべき法人税割額 ②-③				④			
00				00			
均等割額				⑤			
算定期間中において事務所等を有していた月数				⑥			
円 × $\frac{⑤}{12}$				00			
この申告により納付すべき道府県民税額 ④+⑥				⑦			
00				00			
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細							
(特別控除戻取戻額等又は個別帰属特別控除戻取戻額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額				⑧			
				兆 十億 百万 千 円			
法人税割額				⑨			
道府県民税の特定寄附金税額控除額				⑩			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額				⑪			
外国の法人税等の額の控除額				⑫			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額				⑬			
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額				⑭			
納付すべき法人税割額 ⑨-⑩-⑪-⑫-⑬-⑭				⑮			
⑮のうち特別控除戻取戻額等又は個別帰属特別控除戻取戻額等に係る法人税割額				⑯			
差引法人税割額 ⑮-⑯				⑰			
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額				⑳			
この申告の期間				:			
前事業年度又は前連結事業年度の期間				:			
備考							
関与税理士署名押印				(電話)			

第六号の三様式 (提出用) (用紙日本工業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

1	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	24
			A			
	法人番号			申告年月日		43
				年	月	日
	25					

事業年度又は連結事業年度

44

49

50

55

12	B	70							
		71							
		72							
		73							
		56							69
		予備							

12	B	18							00
		19							00
		20							00
		21							00
		22							00
		23							00
		24							00
		25							00
		26							00
		27							00

12	B	01							00
		02							00
		03							00
		04							00
		05							
		06							00
		07							00

			12	B	80						
事業税	1	総数	81								
		本県分	82								
	2	総数	83								
		本県分	84								
	3	総数	85								
		本県分	86								
売上高		総数	87								
		軌道又は は 鉄道	88								

52

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書
(その1)

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無	有 ・ 無
-------------------------	-------

控除する金額の計算			
所得税等の額 ①	円	国税の控除額 ③+④ ⑤	円
控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額 ②		控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を 超える額 ②-⑤ ⑥	
法人税の控除額 ③		道府県民税の法人税割額 ⑫ ⑦	
地方法人税の控除額 ④		控除する金額 (⑥若しくは⑦のうち少 ない額又は⑬)	

各道府県ごとに控除する金額の明細

事務所又は事業所		従業員 数又は 補正後 の従業 者数	控除すべき金額 ⑨	各道府県ごとに算 定した法人税割額 ⑩	各道府県ごとに 控除する金額 (⑨又は⑩のう ち少ない額) ⑪
名称	所在地				
		人	円	円	円
合 計				⑫	⑬

第七号様式 (用紙日本工業規格A4) (第三条・第十条の二関係)

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書
(その2)

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名
	・	・	

政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無	有 ・ 無	政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無	有 ・ 無
-------------------------	-------	---------------------------	-------

控除する金額の計算

所得税等の額	①	円	控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を超える額は⑥ 上段に、⑤と⑦の合計額を超える額は下段に	⑥	(イ) (ロ)	円
控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額	②		道府県民税の法人税割額	②①	⑦	
法人税の控除額	③		市町村民税の法人税割額	②④	⑧	
地方法人税の控除額	④		控除する金額(⑥(イ)若しくは⑦のうち少ない額又は②②は上段に、⑥(ロ)若しくは⑧のうち少ない額又は②⑤は下段に)		⑨	
国税の控除額	③+④	⑤				

各都道府県・市町村ごとに控除する金額の明細

事務所又は事業所	名称	所在地	従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに控除すべき金額	各都道府県ごとに算定した法人税割額	各都道府県ごとに控除する金額(⑩又は⑪のうち少ない額)	従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに控除すべき金額	各市町村ごとに算定した法人税割額	各市町村ごとに控除する金額(⑬又は⑭のうち少ない額)
			人	円	円	円	人	円	円	円
特別区以外										
	小計			⑬				⑭		
特別区				⑮(⑥(イ)-⑬)				⑯(⑥(ロ)-⑭)		
合計				⑰	⑱	⑲		⑳	㉑	㉒

第七号様式 (用紙日本工業規格A4) (第三条・第十条の二関係)

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その1）

事業年度又は 連結事業年度	・ ・	法人名	
------------------	--------	-----	--

第七号の様式（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

政令第9条の7第7項ただし書の規定の 適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額の明細			
当期において控除する外国税額の計算			事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額 ⑬	当期控除額 ⑭	翌期繰越額 ⑬-⑭ ⑮
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①	円	・	円	円	/
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑱) ②		・			
	計 ①+② ③		・			
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の ①+同表の②)) ④		・			
	外国税額のうち④の額を超える額 ③-④ ⑤		・			
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑥		・			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額(別表1の㉑) ⑦		・			
	計 ⑥+⑦ ⑧		・			
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑧のうち少ない額) ⑨		・			
前3年以内の控除未済外国税額 ⑩			当 期 分	/	/	
当期分として算定した法人税割額 (⑱又は第6号様式の⑦-⑧-⑨) ⑪				⑩ 円	円	
当期において控除する外国税額 (⑨若しくは⑨+⑩のうち少ない額又は㉒) ⑫			計			

各道府県ごとに控除する外国税額の明細

事務所又は事業所		従業員数又は 補正後の従業員数	控除すべき 外国税額 ⑯	各道府県ごとに 算定した法人税割額 ⑰	各道府県ごとに 控除する外国税額 (⑯又は⑰の うち少ない額) ⑱
名称	所在地				
		人	円	円	円
合 計				⑰	⑱

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その2）

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名
	・	・	

第七号の二様式（用紙日本工業規格A4）（第三条、第十条の二関係）

政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額の明細				
政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無		有・無	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額 ⑭	当期控除額 ⑮	翌期繰越額 ⑭-⑮ ⑯	
当期において控除する外国税額の計算							
控除対象 外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①	円	・			/	
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑱) ②		・				円
	計 ①+② ③		・				
当期分の 控除外国 税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+ 同表の②)) ④		・				
	外国税額のうち④の額を超える額 は上段に、④と⑥の合計額を超える 額は下段に ⑤		・				
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑥		・				
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④) ⑦		・				
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額(別表1の㉑は上段に、 ㉒は下段に) ⑧	(イ) (ロ)		・			
	計 (⑥+⑧(イ)は上段に、⑦+⑧(ロ)は 下段に) ⑨		・				
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑨の各段のうち少ない額) ⑩	(イ) (ロ)		計	⑪		
前3年以内の控除未済外国税額 ⑪	(イ) (ロ)		当 期 分	/	/		
当期分として算定した法人税割額 (㉘若しくは㉙又は第6号様式の⑦-⑧-⑨) ⑫			翌期繰越額計	/	/		
当期において控除する外国税額(⑫ 若しくは(⑩+⑪)のうち少ない額又は ㉚及び㉛) ⑬							

各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額の明細

事務所又は事業所		従業員数 又は補正 後の従業員 数	各都道府県ご とに控除すべ き外国税額	各都道府県ご とに算定した 法人税割額	各都道府県ご とに控除する 外国税額(⑰ 又は⑱のうち 少ない額) ⑲	従業員数 又は補正 後の従業員 数	各市町村ごと に控除すべき 外国税額	各市町村ごと に算定した法 人税割額	各市町村ごと に控除する外 国税額(⑳又 は㉑のうち少 ない額) ㉒
名称	所在地		⑰ 円	⑱ 円	⑲ 円		⑳ 円	㉑ 円	㉒ 円
特 別 区 以 外		人				人			
	小 計		⑳				㉑		
特別区			㉓((⑰(イ)+⑰(ロ))-㉔)				㉕((⑰(ロ)+⑰(イ))-㉔)		
合 計			㉖	㉗	㉘		㉙	㉚	㉛

控除未済繰
越額
㉖-㉘ ㉛

控除未済繰
越額
㉙-㉛ ㉜

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額
の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名
	・	・	

第七号の様式別表一（用紙日本工業規格A4）
（第三条・第十条の二関係）

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算			
当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①	円	当期分の控除余裕額
	地方法人税の控除限度額 ②		
	道府県民税の控除限度額 ③		
	市町村民税の控除限度額 ④		
	計 ①+②+③+④ ⑤		
当期の控除対象外国税額 ⑥		当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑥-⑤	円

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細														
事業年度又は 連結事業年度	控 除 余 裕 額									控除限度額を超える外国税額				
	国 税			道 府 県 民 税			市 町 村 民 税			前 期 からの 繰越額	当 期 分 と み な す 額	翌 期 繰越額		
	前 期 からの 繰越額	当 期 分 に 加 算 する額	翌 期 繰越額	前 期 からの 繰越額	当 期 分 に 加 算 する額	翌 期 繰越額	前 期 からの 繰越額	当 期 分 に 加 算 する額	翌 期 繰越額					
・	円	円		円	円		円	円		円	円			
・			円			円			円			円		
・														
・														
・														
・														
合 計	⑫	⑬		⑭	⑮		⑯	⑰		⑱	⑲			
当 期 分	⑦の額	⑲の額	⑦-⑲ の 額	⑧の額	⑲の額	⑧-⑲ の 額	⑨の額	⑲の額	⑨-⑲ の 額	⑩の額	⑬+⑲+ ⑰の 額	⑩-(⑬+ ⑰) の 額		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
前3年以内の控 除余裕額の当期 の限度額への加 算額	国 税	⑫のうち⑩に 充てられる額 ⑳		⑬			円			前3年以内の控 除限度額を超え る外国税額の当 期への繰越額	国 税	⑱のうち⑦に 充てられる額 ㉓		円
	道 府 県 民 税	⑭のうち⑩に 充てられる額 ㉑		⑮							道 府 県 民 税	⑱-㉓のうち⑧ に充てられる額 ㉔		
	市 町 村 民 税	⑯のうち⑩に 充てられる額 ㉒		⑰							市 町 村 民 税	⑱-㉓-㉔のうち ⑨に充てられる額 ㉕		
											計	㉓+㉔+㉕ ㉖		⑲

控除限度額の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度		・ ・		法人名		
都道府県名	法人税の 控除限度額	従業者数 ② 人	②で按分した 法人税の控除 限度額 ④ 円	税率 ⑤ 100	道府県民税の 控除限度額 ④×⑤ ⑥ 円	補正後の 従業者数 ②×⑤÷標準税率 ⑧ 人
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
合計	① 円	③			⑦	

第七号の二様式別表二 (用紙日本工業規格A4) (第三条・第十条の二関係)

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は
控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人 名
	・	・	

第七号の二様式別表三 (用紙日本工業規格A4) (第三条・第十条の二関係)

被合併法人等の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額のうち当該法人のものとなされる金額の計算									
適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資 適格組織再編成の日： 被合併法人等の名称：									
被合併法人 等の事業年 度又は連結 事業年度	区 分	控除余裕額				控除限度額を超える外国税額			
		被合併法人 等の控除余 裕額	分割法人等 の調整国外 所得金額又 は個別調整 国外所得金 額	②のうち当 該法人が移 転を受ける 事業に係る 部分の金額	当該法人の 控除余裕額 とみなされ る金額 ①又は①× $\frac{③}{②}$	被合併法人 等の控除限 度額を超え る外国税額	分割法人等 の外国の法 人税等の額	⑥のうち当 該法人が移 転を受ける 事業に係る 部分の金額	当該法人の 控除限度額 を超える外 国税額とみ なされる金 額 ⑤又は⑤× $\frac{⑦}{⑥}$
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
・	国 税	円	円	円	円	円	円	円	円
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国 税								
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国 税								
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国 税								
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国 税								
・	道府県民税								
・	市町村民税								
当該法人の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算									
当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	区 分	控除余裕額			控除限度額を超える外国税額				
		当該法人の控 除余裕額 (前期の別表1の 「控除余裕額」の 「翌期繰越額」)	当該法人の控 除余裕額とみ なされる金額 ④	当該法人の調 整後の控除余 裕額 ⑨+⑩	当該法人の控 除限度額を超 える外国税額 (前期の別表1の 「控除限度額を 超える外国税額」 の「翌期繰越額」)	当該法人の控 除限度額を超 える外国税額 とみなされる 金額 ⑧	当該法人の調 整後の控除限 度額を超える 外国税額 ⑫+⑬		
		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭		
・	国 税	円	円	円	円	円	円		
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国 税								
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国 税								
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国 税								
・	道府県民税								
・	市町村民税								

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済
外国税額の計算に関する明細書（その1）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資 適格分割等の日： ・ ・ 分割承継法人等の名称：					
当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	当該法人の控除未済 外国税額	当該法人の調整国外 所得金額又は個別調 整国外所得金額	②のうち分割承継法 人等に移転する事業 に係る部分の金額	①のうちないものと される金額	当該法人の調整後の 控除未済外国税額
	①	②	③	④	⑤
	円	円	円	円	円
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					

第七号の様式別表六（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済
外国税額の計算に関する明細書（その2）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資 適格分割等の日： ・ ・ 分割承継法人等の名称：					
当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	当該法人の控除未済 外国税額	当該法人の調整国外 所得金額又は個別調 整国外所得金額	②のうち分割承継法 人等に移転する事業 に係る部分の金額	①のうちないものと される金額	当該法人の調整後の 控除未済外国税額
	①	②	③	④ $① \times \frac{③}{②}$	⑤ ①－④
	円	円	円	円	円
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					

第七号の様式別表六（用紙日本工業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名
	・	・	

第七号の三様式 (用紙日本工業規格A4) (附則第二条・第二条の六の二・第三条関係)

1. 特定寄附金に関する明細

支出した 特定寄附金	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額
①				
計			②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

適用する事業税の分割基準	1. 従業者数 2. 固定資産の価額	3. 事務所又は事業所数 4. 軌道の延長キロメートル数	5. 電線路の電力の容量
--------------	-----------------------	---------------------------------	--------------

	事業税		道府県民税・都民税	
	分割基準 (単位 =) (イ)	按分後の 特定寄附金の額 (ロ) 円	従業者の数 (単位 = 人) (ハ)	按分後の 特定寄附金の額 (ニ) 円
本都道府県分 ③				
③のうち東京都特別区分 ④				
③のうち東京都市町村分 ⑤				
合計 ⑥				

3. 特定寄附金税額控除額の計算

事業税			道府県民税・都民税		
特定寄附金の額 ②又は③の(ロ)	⑦	円	特定寄附金の額 ②又は③の(ニ)	⑫	円
控除額 ⑦×10/100	⑧		控除額 ⑫×5/100又は⑮+⑰	⑬	
控除対象事業税額 第6号様式⑳ - 第6号様式㉑	⑨	00	特別区分 特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は④の(ニ)	⑭	
税額控除上限額 ⑨×20/100	⑩		特別区分 控除額 ⑭×20/100	⑮	
控除額 ⑧と⑩のうち少ない額	⑪		市町村分 特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は⑤の(ニ)	⑯	
			市町村分 控除額 ⑯×5/100	⑰	
			控除対象法人税割額 第6号様式㉒ - 第6号の2様式③	⑱	
			税額控除上限額 ⑱×20/100	⑲	
			控除額 ⑬と⑲のうち少ない額	⑳	

(東京都の場合)

分割基準の修正に関する届出書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 令和 年 月 日	所在地及び 電話番号	(電話)		
	(ふりがな) 法人名			
	法人番号			
更正の請求の対象となる事業年度	. . . から . . . まで			
適用する分割基準	1. 従業者数 3. 事務所又は事業所数 5. 電線路の電力の容量 2. 固定資産の価額 4. 軌道の延長キロメートル数			
事務所又は事業所		分割基準		
名称	所在地	修正前	修正後	
合 計				
分割基準に誤りを生じた事情の詳細				

第十号の二様式（用紙日本工業規格A4）
（第六条の四関係）

更正請求書



※ 処理 事項	令和 年 月 日	発信年月日 通信日付印 確認印				
	殿					
所在地及び電話番号		〒 (電話)				
(ふりがな) 法人名及び法人番号		(法人番号)				
(ふりがな) 代表者氏名印						
地方税法 条 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。						
更正の請求の対象となる 事業年度又は連結事業年度		. . . から . . . まで				
摘 要		更正の請求前		更正の請求後		
道府県 民 税	課 税 標 準 等	円		円		
	税 額 等					
事業税	課 税 標 準 等	所 得 等				
		付 加 価 値 額				
		資 本 金 等 の 額				
		収 入 金 額				
		欠 損 金 額 等				
税 額 等						
地方法人 特 別 税	課 税 標 準	基 準 法 人 所 得 割 額				
		基 準 法 人 収 入 割 額				
	税 額 等					
法第20条の9の3第1項の 更正の請求の場合		法 定 納 期 限	. . .			
法第20条の9の3第2項の 更正の請求の場合		第1号の判決等の確定日	. . .			
		第2号の更正・決定等のあった日	. . .			
		第3号の政令で定める理由の生じた日	. . .			
法第53条の2の更正の請求の 場合		国 の 税 務 官 署 の 更 正 の 通 知 日	. . .			
法第72条の33の2の更正の 請求の場合		修 正 申 告 書 の 提 出 日	. . .			
		更 正 ・ 決 定 の 通 知 を 受 け た 日	. . .			
		国 の 税 務 官 署 の 更 正 ・ 決 定 の 通 知 日	. . .			
更正の請求をする理由及び請 求をするに至った事情の詳細 その他参考となるべき事項						
連結親法人の本店所在地及び 電話番号		〒 (電話)				
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号		(法人番号)				
還付を受けようとする金融機関 及び支払方法		銀行 支店 口座番号 (普通・当座)				
関与税理士署名押印		(電話)				

第十号の三様式 (用紙日本工業規格A4) (第六条の五関係)

更正請求書



令和 年 月 日 殿	※ 処 理 事 項	発信年月日				
		通信日付印	確認印			
所在地及び電話番号	〒 (電話)					
(ふりがな) 法人名及び法人番号	(法人番号)					
(ふりがな) 代表者氏名印						
地方税法 条 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。						
更正の請求の対象となる 事業年度又は連結事業年度	. . . から . . . まで					
摘 要	更正の請求前		更正の請求後			
課 税 標 準 等	円		円			
税 額 等						
法第20条の9の3第1項の更正の 請求の場合	法 定 納 期 限		. . .			
法第20条の9の3第2項の更正の 請求の場合	第 1 号 の 判 決 等 の 確 定 日		. . .			
	第 2 号 の 更 正 ・ 決 定 等 の あ っ た 日		. . .			
	第 3 号 の 政 令 で 定 め る 理 由 の 生 じ た 日		. . .			
法第321条の8の2の更正の 請求の場合	国 の 税 務 官 署 の 更 正 の 通 知 日		. . .			
更正の請求をする理由及び請 求をするに至った事情の詳細 その他参考となるべき事項						
連結親法人の本店所在地及び 電話番号	〒 (電話)					
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号	(法人番号)					
還付を受けようとする金融機関 及び支払方法	銀行 支店 口座番号 (普通・当座)					
関与税理士署名押印	(電話)					

第十号の四様式 (用紙日本工業規格A4) (第六条の五関係)

第十一号様式（提出用）（用紙日本工業規格A4・紫色）（第三条・第十条の二関係）

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認印	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
	令和 年 月 日			法人番号	申告年月日 年 月 日	
道府県内にある事務所又は事業所	所在地	(電話)				
	(ふりがな)	-----				
	名称	-----				
	(ふりがな)	-----				
	代表者又は管理人の氏名印	-----				
本店又は本社	所在地	(電話)			事業種目	
	(ふりがな)	-----			資本金等の額	兆 十億 百万 千 円
	名称	-----				

令和 年度 道府県民税の均等割申告書

※

道府県内にある主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所	所在地					
	(ふりがな)	-----		-----		
	名称	-----		-----		
前年4月1日から3月31日までの間に道府県内に事務所又は事業所を有していた期間		令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで	同左の月数	① 月	
この申告によって納付すべき道府県民税の均等割額		円 × $\frac{①}{12}$		②	兆 十億 百万 千 円 00	
場合の②の計算 東京都に申告する	前年4月1日から3月31日までの間に都内に事務所又は事業所を有していた期間	特別区の区域	・ : 月 (ア)	・ : 月 (イ)	・ : 月 (ウ)	
		市町村の区域	・ : 月 (エ)			
	東京都に納付すべき均等割額②の計算	特別区の区域分	(税率)	円 × $\frac{(ア)}{12}$	兆 十億 百万 千 円	00
			(税率)	円 × $\frac{(イ)}{12}$		00
			(税率)	円 × $\frac{(ウ)}{12}$		00
(税率)			円 × $\frac{(エ)}{12}$		00	
	市町村の区域分	(税率)	円 × $\frac{(エ)}{12}$		00	

関与税理士 署名押印	(電話)
---------------	-------

道府県民税利子割納入申告書

第十二号の三様式（第三条の七関係）

知事殿		特 義 別 務 収 取 者 ・ 業 所 等	県・営									
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月分			所在地及び名称									
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日提出			(所属) (印)									
特別徴収義務者番号			(電話)									
		法人番号										
処 理 事 項				口座番号		加入者名						
支 払 金 額	0 1		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特 別 徴 収 税 額	0 2											
(延 滞 金)	0 3											
納 入 金 額 合 計	0 4											
課 税 事 務 所				受 付 印								
(取 り ま と め 店)												
(取 り ま と め 局)		都道府県			局(〒)							
上記のとおり利子割の納入について 申告します。		(都道府県保管)										

備考

- この納入申告書には、第12号の4様式、第12号の4の2様式又は第12号の4の3様式の計算書及び都道府県内の営業所等分を一括納入する場合には、第12号の5様式の営業所等別明細書を添付すること。
- この納入申告書の記載の要領は、次によること。
 - 「令和 年 月分」欄には、利子等の支払をした年月を記載すること。
 - 「特別徴収義務者番号」欄には、都道府県知事が指定した番号を記載すること。
 - 「特別徴収義務者・取扱営業所等」欄には、特別徴収事務を実際に行う営業所等（本社、本店を含む。）の所在地及び名称等を記載すること。
 - 「特別徴収義務者・取扱営業所等」欄中の「法人番号」欄には、特別徴収義務者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 - 「県・営」欄は、都道府県内の営業所等分を一括納入する場合は「県」を、営業所等毎に納入する場合は、「営」を○で囲むこと。
 - 「処理事項」欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。
 - 「支払金額」欄には、利子割が課される利子等の支払金額を記載すること。
 - 「特別徴収税額」欄には、支払金額について特別徴収して納入すべき税額を記載すること。
 - 「納入金額合計」欄には、特別徴収税額と延滞金の合計額を記載すること。

道府県民税利子割納入済通知書 (公)

第十二号の六様式 (第三条の七関係)

(第一片)

都道府県		特義	県・営									
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月分		特別徴収者・取扱所等	所在地及び名称									
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日提出			(所属)									
特別徴収義務者番号			(電話)									
			法人番号									
処理事項					口座番号	加入者名						
支払金額		01	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納入金額	税額	02										
	延滞金	03										
	合計	04										
課税事務所						領収日付印						
取りまとめ店												
取りまとめ局		都道府県 局(〒)										
上記のとおり通知します。		(都道府県保管)										

道府県民税利子割納入書 (公)

(第二片)

都道府県		特義	県・営									
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月分		特別徴収者・取扱所等	所在地及び名称									
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日提出			(所属)									
特別徴収義務者番号			(電話)									
			法人番号									
処理事項					口座番号	加入者名						
支払金額		01	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納入金額	税額	02										
	延滞金	03										
	合計	04										
上記のとおり納入します。		※		口		領収日付印						
		日計		円								
		※印は郵便局において使用する欄です。										
		(金融機関又は郵便局保管)										

道府県民税利子割領収証書 (公)

都道府県		特別徴収者・取扱営業所等	県・営		所在地及び名称 (所属) 殿 (電話)							
令和	年	月	分									
令和	年	月	日	提出								
特別徴収義務者番号				法人番号								
処理事項					口座番号		加入者名					
支払金額		01	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納入金額	税額	02										
	延滞金	03										
	合計	04										
上記のとおり領収しました。								領収日付印				
(納入者保管)												

(第三片)

- 備考
1. 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。
 2. 各片に共通する事項（あらかじめ印刷されている事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
 3. 「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとする。

道府県民税配当割納入申告書

第十二号の七様式（第三条の十関係）

知事殿		特別徴収義務者	所在地及び名称									
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月分			(印)	(所属) (電話)								
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日提出												
法人番号												
旧法人番号												
処理事項		口座番号		加入者名								
支払金額		0 1	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
税額		0 2										
(延滞金)		0 3										
納入金額合計		0 4										
課税事務所						受 付 印						
(取りまとめ店)												
(取りまとめ局)												
上記のとおり配当割の納入について 申告します。		(都道府県保管)										

備考

この申告書の記載の要領は、次によること。

- 1 「令和 年 月分」欄には、配当等の支払をした年月を記載すること。
- 2 「法人番号」欄には、特別徴収義務者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を記載すること。
- 3 「旧法人番号」欄には、前回納入申告時の法人番号と今回納入申告時の法人番号が異なる場合に、前回納入申告時の法人番号を記載すること（同一の場合は空欄とすること）。
- 4 「処理事項」欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。
- 5 「支払金額」欄には、配当割が課される配当等の支払金額を記載すること。
- 6 「税額」欄には、支払金額について特別徴収して納入すべき税額を記載すること。
- 7 「納入金額合計」欄には、税額と延滞金の合計額を記載すること。
- 8 「課税事務所」及び「(取りまとめ店)」欄には、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。
- 9 「口座番号」、「加入者名」及び「(取りまとめ局)」欄には、郵便局で納入する場合に、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。

道府県民税配当割納入済通知書 (公)

第十二号の九様式 (第三条の十関係)

(第一片)

(都道府県名)		特別徴収義務者	所在地及び名称									
令和 年 月 分			(所属) (電話)									
令和 年 月 日 提出												
法人番号												
旧法人番号												
処理事項		口座番号			加入者名							
支払金額		0 1	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納入金額	税額	0 2										
	延滞金	0 3										
	合計	0 4										
課税事務所		領収日付印										
取りまとめ店												
取りまとめ局												
上記のとおり通知します。												
		(都道府県保管)										

道府県民税配当割納入書 (公)

(第二片)

(都道府県名)		特別徴収義務者	所在地及び名称									
令和 年 月 分			(所属) (電話)									
令和 年 月 日 提出												
法人番号												
旧法人番号												
処理事項		口座番号			加入者名							
支払金額		0 1	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納入金額	税額	0 2										
	延滞金	0 3										
	合計	0 4										
上記のとおり納入します。		※ 日計		口 円			領収日付印					
		※印は郵便局において使用する欄です。		(金融機関又は郵便局保管)								

道府県民税株式等譲渡所得割納入申告書

第十二号の十様式（第三条の十二関係）

知事殿		所在地及び名称										
令和 <input type="text"/> 年分 中途 <input type="text"/> 月分		特別徴収義務者 (所属) (電話)										
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日提出												
法人番号												
旧法人番号												
処理事項		口座番号				加入者名						
支払金額	0 1		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
税額	0 2											
(延滞金)	0 3											
納入金額合計	0 4											
課税事務所		受付印										
(取りまとめ店)												
(取りまとめ局)												
上記のとおり株式等譲渡所得割の納入について 申告します。(都道府県保管)												

備考

この申告書の記載の要領は、次によること。

- この申告書は、「源泉徴収選択口座の場合」と「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合」とで別に作成すること。
- 「令和 年分」欄には、株式等譲渡所得割が課される株式等譲渡所得金額の生じた年を記載すること。ただし、地方税法施行令第9条の20第1項の規定の適用を受ける場合場合には、「中途」を○で囲み、「 月分」欄には、同項各号に掲げる事実の生じた日の属する月を記載すること。
- 「法人番号」欄には、特別徴収義務者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を記載すること。
- 「旧法人番号」欄には、前回納入申告時の法人番号と今回納入申告時の法人番号が異なる場合に、前回納入申告時の法人番号を記載すること（同一の場合は空欄とすること）。
- 「処理事項」欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。
- 「支払金額」欄には、株式等譲渡所得割が課される株式等譲渡所得金額を記載すること。
- 「税額」欄には、支払金額について特別徴収して納入すべき税額から還付税額を控除して得た金額を記載すること。
- 「納入金額合計」欄には、税額と延滞金の合計額を記載すること。
- 「課税事務所」及び「(取りまとめ店)」欄には、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。
- 「口座番号」、「加入者名」及び「(取りまとめ局)」欄には、郵便局で納入する場合に、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。

道府県民税株式等譲渡所得割納入済通知書 ㊦

第十二号の十二様式（第三条の十二関係）

（第一片）

(都道府県名)		特別徴収義務者	所在地及び名称									
令和	年分		中途	月分								
令和	年		月	日	提出							
法人番号												
旧法人番号												
処理事項					口座番号		加入者名					
支払金額		0 1	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納入金額	税額	0 2										
	延滞金	0 3										
	合計	0 4										
課税事務所									領収日付印			
取りまとめ店												
取りまとめ局		(〒)										
上記のとおり通知します。		(都道府県保管)										

道府県民税株式等譲渡所得割納入書 ㊦

（第二片）

(都道府県名)		特別徴収義務者	所在地及び名称									
令和	年分		中途	月分								
令和	年		月	日	提出							
法人番号												
旧法人番号												
処理事項					口座番号		加入者名					
支払金額		0 1	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納入金額	税額	0 2										
	延滞金	0 3										
	合計	0 4										
上記のとおり納入します。		※		口				領収日付印				
		日計		円								
		※印は郵便局において使用する欄です。										
								(金融機関又は郵便局保管)				

道府県民税株式等譲渡所得割領収証書 (公)

(第三片)

		(都道府県名)		所在地及び名称																																															
令和		年分												中途		月分		特別徴収義務者																																	
令和		年												月		日提出												(所属)																							
法人番号														(電話)																																					
旧法人番号																																																			
処理事項												口座番号				加入者名																																			
支払金額		0 1		十		億		千		百		十		万		千		百		十		円																													
納入金額	税額		0 2																																																
	延滞金		0 3																																																
	合計		0 4																																																
上記のとおり領収しました。														領収日付印																																					
(納入者保管)																																																			

- 備考
1. 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。
 2. 各片に共通する事項（あらかじめ印刷されている事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
 3. 「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとする。

源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割納入申告書

第十二号の十三様式（附則第十八条関係）

知事殿		特別徴収義務者	所在地及び名称												
令和	□		年分	中途	□	月分									
令和	□		年	□	月	□	日提出								
法人番号												(印)			
旧法人番号															
: : : : : : : : : : : :															
(所属)															
(電話)															
処理事項											口座番号		加入者名		
支払金額		0 1	十		億	千	百	十	万	千	百	十	円		
税額		0 2													
(延滞金)		0 3													
納入金額合計		0 4													
課税事務所													受付印		
(取りまとめ店)															
(取りまとめ局)			(〒)												
上記のとおり源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割の納入について申告します。 (都道府県保管)															

備考

この申告書の記載の要領は、次によること。

- この申告書は、「源泉徴収選択口座内配当等」と「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等」とで別に作成すること。
- 「令和 □ 年分」の欄には、配当割が課される源泉徴収選択口座内配当等の支払をした年を記載すること。ただし、地方税法施行令附則第18条の4の2第2項において準用する同令第9条の20第1項の規定の適用を受ける場合又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合には、「中途」を○で囲み、「□ 月分」の欄には、同項各号に掲げる事実又は契約不履行等事由の生じた日の属する月を記載すること。
- 「法人番号」の欄には、特別徴収義務者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を記載すること。
- 「旧法人番号」の欄には、前回納入申告時の法人番号と今回納入申告時の法人番号が異なる場合に、前回納入申告時の法人番号を記載すること（同一の場合は空欄とすること）。
- 「処理事項」の欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。
- 「支払金額」の欄には、配当割が課される源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座内上場株式等の配当等の支払金額を記載すること。
- 「税額」の欄には、源泉徴収選択口座内配当等の交付時に既に特別徴収した配当割の額から還付税額を控除して得た金額又は未成年者口座内上場株式等の配当等の交付時に特別徴収した配当割の額を記載すること。
- 「納入金額合計」の欄には、税額と延滞金の合計額を記載すること。
- 「課税事務所」及び「(取りまとめ店)」の欄には、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。
- 「口座番号」、「加入者名」及び「(取りまとめ局)」の欄には、郵便局で納入する場合に、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。

源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割納入済通知書

公

第十二号の十五様式（附則第十八条関係）
（第一片）

		(都道府県名)		特別徴収義務者	所在地及び名称						
令和	年分	中途	月分		(所属) (電話)	公					
令和	年	月	日提出								
法人番号											
旧法人番号											
旧法人番号											
処理事項				口座番号	加入者名						
支払金額	0 1	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納入金額	税額	0 2									
	延滞金	0 3									
	合計	0 4									
課税事務所				領収日付印	公						
(取りまとめ店)											
(取りまとめ局)											
上記のとおり通知します。 (都道府県保管)											

源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割納入書

公

（第二片）

		(都道府県名)		特別徴収義務者	所在地及び名称						
令和	年分	中途	月分		(所属) (電話)	公					
令和	年	月	日提出								
法人番号											
旧法人番号											
旧法人番号											
処理事項				口座番号	加入者名						
支払金額	0 1	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納入金額	税額	0 2									
	延滞金	0 3									
	合計	0 4									
上記のとおり納入します。				※	領収日付印						
				日計							
				※印は郵便局において使用する欄です。							
				(金融機関又は郵便局保管)							

源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割領収証書



(第三片)

(都道府県名)		特 別 徴 収 義 務 者	所在地及び名称												
令和			年分	中途		月分									
令和			年		月		日提出								
法人番号											(所属) (電話)	殿			
旧法人番号															
処理 事項											口座番号	加入者名			
支 払 金 額	0 1	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円				
納 入 金 額	税 額	0 2													
	延 滞 金	0 3													
	合 計	0 4													
上記のとおり領収しました。											領 収 日 付 印				
(納入者保管)															

- 備考
- 1 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。
 - 2 各片に共通する事項（あらかじめ印刷されている事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
 - 3 「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとする。

災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書		整理番号			
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	令和 年 月 日	※ 処 理 事 項	発信年月日		
	知事殿		通信日付印	確認印	
所在地及び電話番号	〒 (電話)				
(ふりがな) 法人名及び法人番号	(法人番号)				
(ふりがな) 代表者氏名印					
経理責任者氏名印					
資本金の額又は出資金の額	円				
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで の事業年度分の事業税及び地方法人特別税の申告書の提出期限を延長したい ので申請します。					
1 申告書の提出期限の延長の指定を受けようとする日 令和 年 月 日 2 申告書の提出期限までに決算が確定しない理由及び指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由 ----- ----- ----- ----- -----					
連結親法人の 本店所在地 及び電話番号	〒 (電話)		法人税に係る 申告期限の 延長申請書	提出の有無 有 ・ 無	
(ふりがな) 連結親法人の名称 及び法人番号	(法人番号)			指定を受けようとする期日 ・ ・	
関与税理士 署名押印	(電話)		(法人税法 第75条第1項 第81条の23第1項)	申請書提出年月日 ・ ・	

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書		整理番号				
	令和 年 月 日	※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日				
	知事殿		通 信 日 付 印	確 認 印			
所在地及び電話番号	〒 (電話)						
(ふりがな) 法人名及び法人番号	(法人番号)						
(ふりがな) 代表者氏名印							
経理責任者氏名印							
資本金の額又は 出資金の額							円

法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出 (道府県民税関係)	
令和 年 月 日から 事業年度分 の 令和 年 月 日まで 連結事業年度分	確定申告書 から法人税の 連結確定申告書 の提出期限の延長に
ついて { その延長の処分が取り消された その適用を受けることをやめた	
} ので届け出ます。	

事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出	
令和 年 月 日から の事業年度分から	法第72条の25第3項 の規定による事業税及び
令和 年 月 日まで	法第72条の25第5項
地方法人特別税の申告書の提出期限の延長の適用を受けることをやめたいので届け出ます。	

連結親法人の 本店所在地及び電話番号	〒 (電話)		
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号	(法人番号)		
関与税理士署名押印	(電話)		

◎「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出 (道府県民税関係)」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」は、それぞれ届出の期限が異なるので留意してください。

令和 年度分 事業税申告書

知事殿	ふりがな 氏名	⑩	屋号 電話番号	
令和 年 月 日提出	住所		事務所又は 事業所の所在地	
	個人番号			

事業の種類	①収入金額	②必要経費 (③の金額を含め ないこと)	③青色事業専従者 給与額又は事業専 従者控除額	所得金額 ①-②-③
	円	円	円	円

専従者控除額の内訳	氏名	個人番号	あなた との 続柄	生年月日	従事 月数	青色事業専従者 給与額又は事業 専従者控除額	所得税法第 57条第2項 の書類の提 出の有無	
					. .	月	円	有 無
					. .	月	円	有 無
					. .	月	円	有 無
所得税における青色申告の承認の有無					有 無			

次の事項に該当する方は下の記載欄に書いてください。なお、事務所又は事業所が他の都道府県にもある方は、その所在地と各月の末日現在の従業者の数を事務所又は事業所ごとに適宜の用紙に書いて、添付してください。

- 1 事業税の非課税所得がある方
- 2 事業用資産の譲渡損失がある方
- 3 被災事業用資産の損失がある方（白色申告者のみ）
- 4 前年中に新しく事業を開始した方又は事業を廃止した方

1	非課税事業 の種類	④収入金額	⑤必要経費 (⑥の金額を含め ないこと)	⑥青色事業専従者 給与額又は事業 専従者控除額 (③×非課税事業 への従事割合)	所得金額 ④-⑤-⑥	
		円	円	円	円	
2	譲渡資産の種類	⑦譲渡価格	⑧帳簿価格	損失額 ⑧-⑦		
		円	円	円		
3	赤字のうちに含まれる被災事業用資産の損失の金額				円	
4	新しく事業を開始し、又は事業を廃止した月日			月	日	開始 廃止

----- (切り取らないでください) -----

令和 年度分 事業税申告書の受付書

氏名	殿	受付日付印
住所		

第十六号様式(提出用)(用紙日本工業規格A4)(第八条の五・第八条の七関係)

※ 処 理 事 項	整理番号	事務所	処理 区分	事業者コード	申告 区分	予備
	発信年月日			申告年月日		
	通信日付印			確認印		
令和 年 月 日						
知事殿						
申 告 者	住所又は所在地	(電話番号)				
	氏名又は名称	(印)				
	個人番号又は法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。				

令和 年 月分 道府県たばこ税の 申告書 ※ []
修正申告書

課税標準数量 ①		十億	百万	千	本
税額 (①× $\frac{\quad}{1000}$) ②					円
課税免除を受けようとする本数					本
課税免除を受けようとする税額 ③					円
返還控除を受けようとする本数					本
返還控除を受けようとする金額 ④					円
差引 (② - ③ - ④) ⑤					円
既に納付又は還付の確定した税額又は金額 ⑥					円
この申告により納付すべき税額又は還付を受けようとする金額 (⑤ - ⑥)					円
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店 口座番号(普通・当座)				

受 払 い 報 告 書

申告者の氏名又は名称 個人番号又は法人番号 ↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。		※ 処 理 事 項	事業者コード	処理 区分	申告 区分
			予備	申告年月日	
令和 <input style="width: 20px;" type="text"/> 年 <input style="width: 20px;" type="text"/> 月分					
摘 要		数 量			
前々月末在庫		十億 百万 千 本			
受 入 れ	輸 入 ・ 製 造				
	卸売販売業者等からの買受け等				
	返 還				
	そ の 他				
	合 計				
払 出 し	卸売販売業者等への売渡し等 ①				
	①のうち小売販売用 ②				
	小売販売業者への売渡し、消費者等への売渡し及び消費等 ③				
	合 計 (① + ③ - ②)				
前 月 末 在 庫					
備 考					

第十六号の二様式(提出用)(用紙日本工業規格A4)(第八条の五・第八条の七関係)

卸売販売業者等への売渡し等明細書

申告者の氏名又は名称	事業者コード	処理	申告
		区分	区分
個人番号又は法人番号 ↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	予備	申告年月日	
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月分		枚のうち	
		枚	目
卸売販売業者等の氏名又は名称	数 量		
	十億	百万	千 本
うち小売販売用			
うち小売販売用			
うち小売販売用			
うち小売販売用			
うち小売販売用			
うち小売販売用			
うち小売販売用			
うち小売販売用			

第十六号の二様式別表二(提出用)(用紙日本工業規格A4)(第八条の五・第八条の七関係)

第十六号の三様式（提出用）（用紙日本工業規格A4）
 （第八条の五・第八条の七関係）

※ 処 理 事 項	整理番号	事務所	処理 区分	区分	事業者コード	申告 区分	予備	申告年月日
	発信年月日							
	通信日付印		確認印					

令和 年 月 日

知事殿

申 告 者	住所又は所在地	(電話番号)
	氏名又は名称	®
	個人番号又は法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

令和 年 月分から令和 年 月分までの道府県たばこ税の申告書 ※

修正申告書

	平成 年 月 分				平成 年 月 分				平成 年 月 分				3箇月分の合計				
課税標準数量 ①	十億	百万	千	本	十億	百万	千	本	十億	百万	千	本	十億	百万	千	本	
税 額 (① × $\frac{\quad}{1000}$) ②				円				円				円				円	
課税免除を受けようとする本数				本				本				本				本	
課税免除を受けようとする税額 ③				円				円				円				円	
返還控除を受けようとする本数				本				本				本				本	
返還控除を受けようとする金額 ④				円				円				円				円	
差 引 (② - ③ - ④) ⑤				円				円				円				円	
既に納付又は還付の確定した税額又は金額 ⑥				円				円				円				円	
この申告により納付すべき税額又は還付を受けようとする金額 (⑤ - ⑥)				円				円				円		十億	百万	千	円
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店																
	口座番号(普通・当座)																

道府県たばこ税
特例期限適用申請書
市町村たばこ税

第十六号の六様式(用紙日本工業規格A4)(第八条の八・第十六条の三関係)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	令和 年 月 日 総務大臣 殿	※ 処 理 事 項	
申 請 者	住所又は所在地	(電話番号)	
	氏名又は名称	(印)	
	個人番号又は法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 	
第74条の10第3項 下記のとおり地方税法 第473条 第2項 の規定による指定を受けたいので、申請します。			
政令第39条の11第1号イの製造たばこの本数の合計数		本	
政令第39条の11第1号ロの市町村及び特別区の各月における数の合計数		①	
20,000本×①		本	
法第74条の10第4項 の規定による取消しを受けたことの有無(有・無) 法第473条第3項 (あるときは、取消しの年月日) _____			
地方税の滞納処分を受けたことの有無(有・無) (あるときは、滞納処分の年月日) _____			
地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は地方税法において準用する国税犯則取締法の規定により通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。)を受けたことの有無(有・無) (あるときは、刑及びその刑の確定の年月日又は処分及びその処分の履行の年月日) _____			
備 考			

道府県たばこ税還付請求申告書

第十六号の七様式(提出用)(用紙日本工業規格A4)(第八条の九関係)

受付印 令和 年 月 日 知事殿	整理番号		事務所	処理区分	事業者コード	申告区分	予備	
	発 信 年 月 日 通 信 日 付 印		確 認 印 申告年月日					
	住所又は所在地		(電話番号)					
	氏名又は名称		(印)					
申 告 者	個人番号又は法人番号		↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。					
	返還に係る製造たばこの数量 ①		十億 百万 千 本 円					
還付を受けようとする金額 (① × $\frac{\quad}{1000}$)		十億 百万 千 本 円						
還付を受けようとする金融機関及び支払方法		銀行 支店 口座番号 (普通・当座)						

営業の開廃等の報告書

下記のとおりに地方税法 第74条の16第1項 の規定により報告します。
第74条の16第2項

第十六号の八様式(提出用)(用紙日本工業規格A4)(第八条の十関係)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	令和 年 月 日 知事殿	※ 処理 事項	事 業 者 コ ー ド 	処理 区分	
フリガナ					
特定販売業者又は 卸売販売業者 の氏名又は名称					
個人番号又は法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。				
特 定 販 売 業 者	卸 売 販 売 業 者	小 売 販 売 業 者			
登 録 年 月 日	営 業 廃 止 又 は 登 録 取 消 年 月 日	登 録 年 月 日	営 業 廃 止 又 は 登 録 取 消 年 月 日	許 可 年 月 日	許 可 取 消 年 月 日
昭和 平成 令和	昭和 平成 令和	昭和 平成 令和	昭和 平成 令和	昭和 平成 令和	昭和 平成 令和
事 務 所 又 は 事 業 所	フリガナ				
	名 称				
	フリガナ				
	所 在 地	(電話番号)			
	営業の開始、 廃止等の年 月日	開 始 年 月 日	廃 止 年 月 日	休 止 期 間	
	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで		
営業の廃止 及び休止の 理由					
上記の事務所又は事業所の営業区域					
その他参考となるべき事項			異動年月日	令和 年 月 日	
			報告者	氏 名 (印)	

第十六号の八様式(入力用)(用紙日本工業規格A4)(第八条の十関係)

		事業者コード										処理区分
N1												
S1												

		事業者コード										処理区分
N2												
S2												
N3												
S3												
N4												
S4												

		事業者コード									
N5											

		事業者コード									
N6											

--	--

申告区分	1. 新規登録(新車) 2. 新規登録(中古車) 3. 移転登録 4. 転入 5. 転出 6. 抹消登録 7. 変更(使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車の所有者) 8. その他()
------	--

取得原因	1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権留保解除 5. その他()
------	--

課税区分	1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免(障害者・その他) 5. 免税点以下 6. 商品車 7. その他()
------	--

自動車税	
自動車取得税	

自動車取得税・自動車税申告書(報告書)

知事殿

次のとおり申告(報告)します。

令和 年 月 日

登録番号 (車面番号)	運輸支局等	車種区分	かな	番号	登録(取得・変更・廃車等)年月日	初度登録年月(初度検査年月)		
					年 月 日	年 月 日		
納税(申告・報告)義務者	住所又は所在地	用途	種別			車名(通称名)	型式	
		01. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 04. トラック(けん引車) 05. トラック(被けん引車) 06. バス(一般乗合用) 07. バス(その他()) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車() 10. その他() 11. バス(一般貸切用)	1. 普通 2. 小型 3. 三輪 4. 軽	営・自区分	車体の形状			
所有者	住所又は所在地	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	車台番号	類別区分番号	
		人()	kg()	kg	kg			
使用者	住所又は所在地	原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	ローター数	燃料の種類
			cm	cm	cm	kw		1. ガソリン 2. 軽油 3. その他()
旧所有者	住所又は所在地	現実の取得価額	円					
旧使用者	住所又は所在地	取得価額	円					
	住所又は所在地	課税標準額	円					
	住所又は所在地	税額	円					
	住所又は所在地	年税額	円					
	住所又は所在地	税額	円					
	住所又は所在地	グリーン特例						
	住所又は所在地	税額の合計	円					

※この欄には記入しないこと。

第十六号の九様式(用紙日本工業規格A4)(第八条の十五及び第九条の二関係)

第16号の9様式記載要領

- この申告書は、法第122条の規定により自動車取得税の納付に関し申告等を行う場合、また、法第152条第1項の規定により自動車税の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。
また、「申告区分」の欄で「7.変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、（ ）内の該当項目を○で囲むこと。
- 「課税区分」の欄には、該当する項目の番号を「自動車取得税」及び「自動車税」の各枠内に記入すること。
また、移転登録による自動車税の課税対象外、本人持ち込みにより他の都道府県から転入する場合の自動車取得税の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7.その他」を選択し（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「登録（取得・変更・廃車等）年月日」、「初度登録年月（初度検査年月）」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「用途」、「種別」、「営・区分」、「燃料の種類」、「所有形態」及び「グリーン化特例」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「用途」の欄で「07.バス（その他）」、「09.特種用途自動車」又は「10.その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「納税（申告・報告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に同居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほかに棟番号、室番号又は○〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
- 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（ ）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 「取得前の用途」の欄には、他から自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該自動車が所有されていた場合にはその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度登録年月（初度検査年月）からの経過年数を記入すること。
また、「3.その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「エコカー減税」の欄には、次のうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること。（バリアフリー、ＡＳＶ特例にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、ＡＳＶ特例」のうち、適用を受けようとする一方にのみ記入すること。）

なお、「**★★★★**」は平成30年排出ガス基準50％低減又は平成17年排出ガス基準75％低減達成車のことを、「**★★★**」は平成30年排出ガス基準25％低減又は平成17年排出ガス基準50％低減達成車のことをいう。

- (イ) 電気自動車、天然ガス自動車（30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又は21年排出ガス基準10％低減）（非課税） ……1（ロ）プラグインハイブリッド自動車（非課税） ……2（ハ）クリーンディーゼル乗用車（30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準適合）（非課税） ……3（ニ）**★★★★**かつ32年度燃費基準＋40％達成ガソリン車（乗用車）（非課税） ……4（ホ）**★★★★**かつ32年度燃費基準＋30％達成ガソリン車（乗用車）（50/100税率） ……5（ヘ）**★★★★**かつ32年度燃費基準＋20％達成ガソリン車（乗用車）（50/100税率） ……6（ト）**★★★★**かつ32年度燃費基準＋10％達成ガソリン車（乗用車）（75/100税率） ……7（チ）**★★★★**かつ32年度燃費基準＋40％達成L P G車（乗用車） ……8（リ）**★★★★**かつ32年度燃費基準＋40％達成L P G車（乗用車）（非課税） ……B（ぬ）**★★★★**かつ32年度燃費基準＋30％達成L P G車（乗用車）（50/100税率） ……C（ル）**★★★★**かつ32年度燃費基準＋20％達成L P G車（乗用車）（50/100税率） ……E（を）**★★★★**かつ32年度燃費基準＋10％達成L P G車（乗用車）（75/100税率） ……F（わ）**★★★★**かつ32年度燃費基準達成L P G車（乗用車）（80/100税率） ……H（か）**★★★★**かつ27年度燃費基準＋25％達成ガソリン車（2.5t以下バス・トラック）（非課税） ……K（よ）**★★★★**かつ27年度燃費基準＋20％達成ガソリン車（2.5t以下バス・トラック）（20/100税率） ……L（た）**★★★★**かつ27年度燃費基準＋15％達成ガソリン車（2.5t以下バス・トラック）（40/100税率） ……M（れ）**★★★★**かつ27年度燃費基準＋10％達成ガソリン車（2.5t以下バス・トラック）（60/100税率） ……N（ぞ）**★★★★**かつ27年度燃費基準＋5％達成ガソリン車（2.5t以下バス・トラック）（80/100税率） ……P（つ）**★★★★**かつ27年度燃費基準＋15％達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（非課税） ……R（ね）**★★★★**かつ27年度燃費基準＋10％達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（25/100税率） ……T（な）**★★★★**かつ27年度燃費基準＋5％達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（50/100税率） ……U（ら）**★★★★**かつ27年度燃費基準＋15％達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（25/100税率） ……W（む）**★★★**かつ27年度燃費基準＋10％達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（50/100税率） ……X（う）30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10％低減かつ27年度燃費基準＋15％達成ディーゼル車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（非課税） ……ア（み）30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10％低減かつ27年度燃費基準＋10％達成ディーゼル車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（25/100税率） ……エ（の）30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10％低減かつ27年度燃費基準＋5％達成ディーゼル車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（50/100税率） ……オ（お）21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準＋15％達成ディーゼル車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（25/100税率） ……カ（く）21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準＋10％達成ディーゼル車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（50/100税率） ……キ（や）28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10％低減かつ27年度燃費基準＋15％達成ディーゼル車（3.5t超バス・トラック）（非課税） ……コ（ま）28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10％低減かつ27年度燃費基準＋10％達成ディーゼル車（3.5t超バス・トラック）（25/100税率） ……サ（け）28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10％低減かつ27年度燃費基準＋5％達成ディーゼル車（3.5t超バス・トラック）（50/100税率） ……シ

13 「中古車特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、上記12（イ）～（む）、（や）～（け）及び次のうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること。（ただし、上記12（イ）～（む）、（や）～（け）のうち、「非課税」は「45万円控除」に、「20/100税率」、「25/100税率」又は上記12（ほ）及び（ぬ）の「50/100税率」は「35万円控除」に、「40/100税率」又は上記12（～）、（る）、（な）、（む）及び（け）の「50/100税率」は「25万円控除」に、「60/100税率」又は「75/100税率」は「15万円控除」に、「80/100税率」は「5万円控除」に読み替える。また、上記12（や）～（け）については、ディーゼルハイブリッド車のみを対象とする。）

また、「中古車特例」において、上記12（に）～（ち）、（か）～（そ）のうち、J C08モード燃費値を算定していない自動車について、「32年度燃費基準＋40％達成」は「22年度燃費基準＋110％達成」に、「32年度燃費基準＋30％達成」は「22年度燃費基準＋95％達成」に、「32年度燃費基準＋20％達成」は「22年度燃費基準＋80％達成」に、「32年度燃費基準＋10％達成」は「22年度燃費基準＋65％達成」に、「32年度燃費基準達成」は「22年度燃費基準＋50％達成」に、「27年度燃費基準＋25％達成」は「22年度燃費基準＋57％達成」に、「27年度燃費基準＋20％達成」は「22年度燃費基準＋50％達成」に、「27年度燃費基準＋15％達成」は「22年度燃費基準＋44％達成」に、「27年度燃費基準＋10％達成」は「22年度燃費基準＋38％達成」に、「27年度燃費基準＋5％達成」は「22年度燃費基準＋32％達成」に読み替えるものとする。

（ふ）**★★★★**かつ27年度燃費基準達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（15万円控除） ……ス（こ）**★★★**かつ27年度燃費基準＋5％達成ガソリン車（2.5t超3.5t以下バス・トラック）（15万円控除） ……セ（え）28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10％低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼルハイブリッド車（3.5t超バス・トラック）（15万円控除） ……タ

14 「エコカー減税」又は「中古車特例」の適用を受けようとする場合で、上記12（に）～（け）又は上記13のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。

また、「構造」の欄については、貨物自動車のうち軽自動車については「A」又は「B」を、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車については「A」、「B1」又は「B2」のいずれか該当する項目を選択すること。

なお、「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合を「B」、「B」のうち「B1」に掲げる要件に該当する場合を「B1」、「B」のうち「B1」以外のものを「B2」という。

(イ) 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以上となるものであること。

(ロ) 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

(ハ) 運転室の前方に原動機を有するものであること。

15 「バリアフリー、ＡＳＶ特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること。（エコカー減税にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、ＡＳＶ特例」のうち、適用を受けようとする一方にのみ記入すること。）なお、「トラック」はけん引車及び被けん引車を除いたもの、「バス等」は専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）のことをいう。

- (イ) ノンステップバス（1,000万円控除） ……1（ロ）リフト付きバス（乗車定員30人以上）（650万円控除） ……2（ハ）リフト付きバス（乗車定員30人未満）（200万円控除） ……3（ニ）ユニバーサルデザインタクシー（100万円控除） ……4（ホ）ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）（350万円控除） ……5（ヘ）ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（5t以下バス等）（350万円控除） ……6（ト）ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（5t超12t以下バス等）（350万円控除） ……7（チ）ＡＳＶ（車両安定性制御装置搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）（350万円控除） ……8（リ）ＡＳＶ（車両安定性制御装置搭載車両）（5t超12t以下バス等）（350万円控除） ……A（ぬ）ＡＳＶ（車線逸脱警報装置搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）（175万円控除） ……B（る）ＡＳＶ（車線逸脱警報装置搭載車両）（20t超22t以下トラック）（175万円控除） ……C（を）ＡＳＶ（車線逸脱警報装置搭載車両）（5t以下バス等）（175万円控除） ……E（お）ＡＳＶ（車線逸脱警報装置搭載車両）（5t超12t以下バス等）（175万円控除） ……F（か）ＡＳＶ（車線逸脱警報装置搭載車両）（12t超バス等）（175万円控除） ……H（よ）ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）（525万円控除） ……K（た）ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（5t超12t以下バス等）（525万円控除） ……L（れ）ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）（525万円控除） ……M（ぞ）ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両）（5t以下バス等）（525万円控除） ……N（つ）ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両）（5t超12t以下バス等）（525万円控除） ……P（ね）ＡＳＶ（車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）（525万円控除） ……R（な）ＡＳＶ（車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両）（5t超12t以下バス等）（525万円控除） ……T（ら）ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）（525万円控除） ……U（む）ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両）（8t超20t以下トラック）（350万円控除） ……W（う）ＡＳＶ（衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両）（5t超12t以下バス等）（525万円控除） ……X

16 「現実の取得価額」の欄には、法第118条第2項第1号に規定する無償による取得又は譲渡者が親族等である場合の取得、その他特別の事情による取得である等、取得価額が通常の取引価額と異なる場合に記入すること。

17 「取得価額」の欄には、法第118条に規定する取得価額を記入すること。

18 「取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、自動車に付加して一体となっているステレオ、アルミホイール等、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。

19 「グリーン化特例」の欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

また、平成30年度に新車新規登録された自動車については、4から6までのうち該当する番号を枠内に記入すること。

なお、「**★★★★**」は平成30年排出ガス基準50％低減又は平成17年排出ガス基準75％低減達成車のことを、「PHV」はプラグインハイブリッド自動車のことを、「CD乗用車」はクリーンディーゼル乗用車のことをいう。

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> 令和 年 月 日 知事 殿	※ 処 理 事 項	事業者コード	事務所コード	処理区分	予備	整理番号	
	送 信 年 月 日 通 信 日 付 印 確 認 印 申 告 年 月 日						
個人番号又は法人番号						(右詰で記載)	
登録特別徴収義務者の登録番号及び氏名又は名称	第 号					㊟	
登録特別徴収義務者の住所又は所在地							
この申告に应答する係及び氏名並びに電話番号						(電話)	
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月分軽油引取税納入申告書							
月中における引渡しに係る軽油の納入数量					(ア)	リットル	
課税対象とならない数量	法第144条の2の規定によって除外される軽油の数量					(イ)	.
	法第144条の5第1号の規定によって課税免除される軽油の数量					(ウ)	.
	法第144条の5第2号の規定によって課税免除される軽油の数量					(エ)	.
	免税証による軽油の納入数量					(オ)	.
	合衆国軍隊等への軽油の納入数量					(カ)	.
	小 計 (イ) + (ウ) + (エ) + (オ) + (カ)					(キ)	.
差 引 計 (ア) - (キ)					(ク)	.	
欠 減 量 (ク) × $\frac{1}{100} \left(\frac{0.3}{100}\right)$					(ケ)	.	
再 差 引 計 (ク) - (ケ)					(コ)	.	
この申告によって納入すべき軽油引取税額					円 × (コ)	(サ) 円	
申告期限	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	添付書類	(イ)、(ウ)、(エ)及び(カ)の数量を証する書面並びに(オ)の数量に対応する免税証				
納入予定日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日						

添付免税証
 枚 (リットル分)

1	7	17	22	23	28	30	43
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	カード区分	予備	整理番号	
161000				00			

44

49

24

26

28	30	43
01		.
02		.
03		.
04		.
05		.
06		.
07		.
08		.
09		.
10		.
11		.
28	30	41

28	30	32	34
12			
36	38	40	41

第16号の10様式記載要領

- 1 この申告書は、引渡しに係る軽油の納入地所在の道府県ごとにその道府県知事に1通提出すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、登録特別徴収義務者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 4 「月中における引渡しに係る軽油の納入数量(ア)」欄は、当該申告すべき月の前月において現実の納入を伴う軽油の引渡しを行った数量を記載すること。
- 5 「法第144条の2の規定によって除外される軽油の数量(イ)」欄は、当該申告すべき月の前月において元売業者が他の元売業者及び特約業者に現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載すること。
- 6 「法第144条の5第1号の規定によって課税免除される軽油の数量(ウ)」欄は、当該申告すべき月の前月において輸出として現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載すること。
- 7 「法第144条の5第2号の規定によって課税免除される軽油の数量(エ)」欄は、課税済の軽油に係る現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載すること。
- 8 課税対象とならない数量については、必ず、これらの数量を証する書面及び免税証を添付すること。

軽油の納入数量明細書

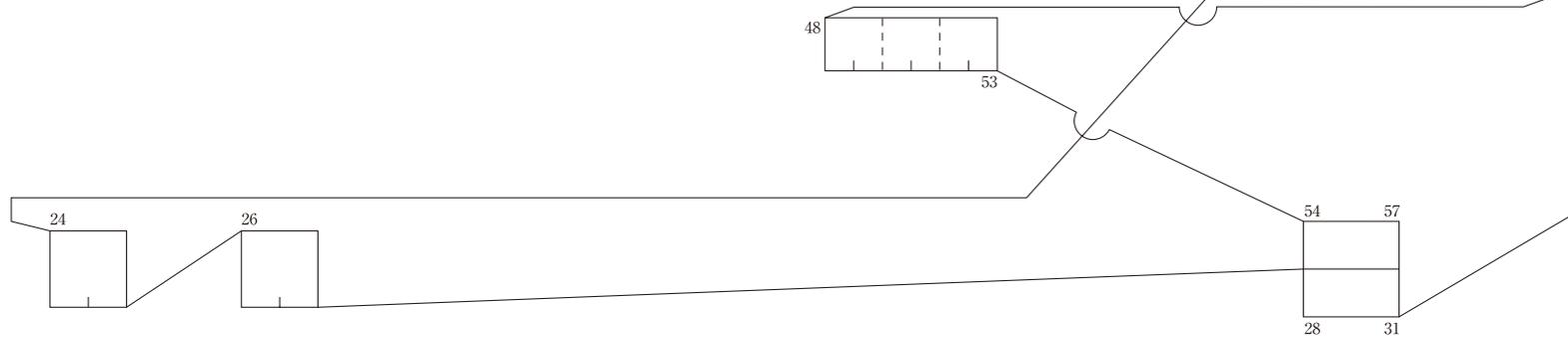
(月 日 ~ 月 日)

※ 処理 事項	事業者コード	事務所コード	処理区分	予備	整理番号
	申告年月日				

登録特別徴収義務者の氏名又は名称						
登録特別徴収義務者の住所又は所在地						
令和 <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> 年 <input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/> 月分					枚のうち	
					枚目	
納入を受けた者		納入数量		引渡しに係る軽油の 納入を行った者		
氏名又は名称	※コード	納入地	うち課税対象とならない数量		※コード	
	※		リットル	.	※	
	※		.	.	※	
	※		.	.	※	
	※		.	.	※	
	※		.	.	※	
	※		.	.	※	
	※		.	.	※	
	※		.	.	※	
計			.	.		

第十六号の十様式別表（提出用）

1	7	17	22	23	32	34	47
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	カード区分	予備	整理番号	
161001				00			



第十六号の十様式別表（入力用）

32	34	43	44	57	71	72	81
01							
02							
03							
04							
05							
06							
07							
08							
09							
10	9999999999						

第16号の10様式別表記載要領

- 1 この明細書は、第16号の10様式の申告書の「 月中における引渡しに係る軽油の納入数量(ア)」欄の記載に係る軽油の納入数量の内訳を記載し、同様式の申告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「納入地」欄は、納入を受けた者が石油製品の販売業者である場合には、その者の事務所又は事業所所在地を記載すること。
- 4 「うち課税対象とならない数量」欄は、「納入数量」欄のうち、地方税法（以下「法」という。）第144条の2、法第144条の5、法第144条の6又は法附則第12条の2の7の規定により課税対象とならない数量を記載すること。
- 5 「引渡しに係る軽油の納入を行った者」欄は、当該引渡しに係る軽油について納入を行った者の氏名又は名称を事務所又は事業所ごとに記載すること。

軽油引取税納付申告書

(令和 年 月 日 ~ 月 日分)

受付印

令和 年 月 日

殿

※
処理
事項

個人番号又は法人番号											(右詰で記載)	
納税者の氏名又は名称											この申告に应答する係及び氏名並びに電話番号	(電話)
納税者の住所又は所在地												

令和 年 月分

課税の区分	数 量				課税の区分	数 量			
(ア) 特約業者又は元売業者が燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	販売した燃料炭化水素油の数量	①		リットル	(オ) 特別徴収義務者が軽油を自ら消費した場合	消費した軽油の数量	⑬		リットル
	控除分	①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	②			⑬のうち免税用途に供した軽油の数量(免税用途：)	⑭		
	控除分	①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量	③			⑭-⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑮		
	差引計	①-②-③	(ア)			⑭-⑯のうち既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量	⑰		
(イ) 石油製品販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	販売した軽油又は燃料炭化水素油の数量	④			(カ) 免税軽油の引取りを行った者が他の者にその軽油を譲渡した場合	譲渡した軽油の数量	⑲	(カ)	
	控除分	④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑤		(キ) 免税軽油の引取りを行った者が免税用途以外の用途に供するためその軽油を自ら消費した場合	消費した軽油の数量	⑳	(キ)	
	控除分	④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量	⑥		(ク) 特別徴収義務者以外の者が軽油を製造してその軽油を自ら消費し又は他の者に譲渡した場合	消費又は譲渡した軽油の数量	㉑		
	控除分	④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑦			㉑のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	㉒		
控除分	④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量	⑧		㉑のうち既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量	㉓				
差引計	④-⑤-⑥-⑦-⑧	(イ)		差引計	⑲-⑳-㉑-㉒-㉓	(ク)			
(ウ) 自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(道路を運行した分に限る。)	消費した炭化水素油の数量	⑨			(ケ) 特別徴収義務者以外の者が軽油を輸入した場合	輸入した軽油の数量	㉔	(ケ)	
	控除分	⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑩		合計	(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)+(キ)+(ク)+(ケ)	㉕		
	控除分	⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量	⑪		納付すべき軽油引取税額	円×㉕			円
差引計	⑨-⑩-⑪	(ウ)							
(エ) 特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有していた場合(引渡しを行った軽油につき、現実の納入が行われていない場合を含む。)	所有に係る軽油の数量	⑫							
	控除分	⑫のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑬						
	控除分	⑫のうち元売業者が納期限までに他の元売業者に引き渡した軽油の数量	⑭						
	控除分	⑫のうち特別徴収義務者として指定されている相続人又は合併後存続する法人等に承継された軽油の数量	⑮						
差引計	⑫-⑬-⑭-⑮	(エ)							

添付免税証
枚(リットル分)

第十六号の十二様式(提出用)

1	7	17	22	23	28	30	43
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	カード区分	予備	整理番号	
161200				00			

44						49
----	--	--	--	--	--	----

24	
----	--

26	
----	--

第十六号の十二様式(入力用)

28	30	43
01		.
02		.
03		.
04		.
05		.
06		.
07		.
08		.
09		.
10		.
11		.
12		.
13		.
14		.
15		.
16		.
17		.
18		.
19		.

28	30	43	
20		.	
21		.	
22		.	
23		.	
24		.	
25		.	
26		.	
27		.	
28		.	
29		.	
30		.	
31		.	
32		.	
33	28	30	41

備考

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、納税者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 3 「課税の区分」欄に記載された事由のいずれかに該当する者は、地方税法第144条の18の規定によって、この申告書を下記によりそれぞれの提出期限までに申告し、当該税額を当該道府県知事に納付する義務があること。

課税の区分	申告者提出期限	納税地
(ア)	販売した月の翌月末日	特約業者又は元売業者の事業所所在地
(イ)	販売した月の翌月末日	石油製品販売業者の事業所所在地
(ウ)	消費した月の翌月末日	自動車の主たる定置場所在地
(エ)	特別徴収の義務が消滅した月の翌月末日	所有者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するものの所在地
(オ)	消費した月の翌月末日	消費について直接関係を有する事務所又は事業所所在地
(カ)	譲渡した日から30日以内	免税証を交付した道府県
(キ)	消費した日から30日以内	免税証を交付した道府県
(ク)	消費又は譲渡した月の翌月末日	消費又は譲渡について直接関係を有する事務所又は事業所所在地
(ケ)	輸入の時	輸入について直接関係を有する事務所又は事業所所在地

- 4 「課税の区分」欄のうち、(カ)欄又は(キ)欄に該当する者は、下記の事項を記載した書面を添付すること。
 - (1)、(カ)欄に該当する者……譲渡年月日
 - (2)、(キ)欄に該当する者……消費年月日
- 5 「課税の区分」欄のうち、該当しない欄については、その「数量」欄に斜線を引いておくこと。
- 6 「数量」欄のうち、「控除分」欄に記載した軽油等の数量については、必ず、製造等承認証、自動車用炭化水素油譲渡証等それらの数量を証する書面若しくはその写し又は免税証を添付すること。

輸 入 数 量 明 細 書

輸 入 数 量 明 細 書		※処理事項	事業者コード	事務所コード	処理区分	予 備	整理番号		
納税者の氏名又は名称									
			申告年月日						
輸入申告に係る税関									
輸 入 港 名									
輸 入 申 告 年 月 日	令和 年 月 日								
輸入する軽油に係る関税 定率法別表の品名									
輸入する軽油に係る輸入 統計品目表の統計番号 及び数量	2	7	1	0	.	1	9	(リットル)
	2	7	1	0	.	1	9	(リットル)
	2	7	1	0	.	1	9	(リットル)
輸入する軽油の合計数量	リットル								
その他参考となる事項									

第十六号の十二様式別表

第16号の12様式別表記載要領

- 1 この明細書は、特約業者及び元売業者以外の者が、法第144条の18第1項（同項第7号に該当する場合に限る。）の規定により提出する第16号の12様式の申告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「輸入申告に係る税関」欄は、輸入（納税）申告書を提出する税関官署の名称（支署・出張所の場合にあつては、その名称）を記載すること。
- 4 「輸入港名」欄は、輸入する軽油が船卸しされる予定の港名又は船卸しされた港名を記載すること。
- 5 「輸入申告年月日」欄は、輸入申告を行う予定日又は輸入申告を行った日を記載すること。
- 6 「輸入する軽油に係る関税定率法別表の品名」欄は、輸入する軽油に係る関税定率法別表に掲げる石油製品の種別（同表に掲げる灯油・軽油・重油・粗油等の別）を記載すること。
- 7 「輸入する軽油に係る輸入統計品目表の統計番号及び数量」欄は、輸入統計品目表（関税法第102条の規定に基づく輸出統計品目表及び輸入統計品目表（昭和62年大蔵省告示第94号）の輸入統計品目表をいう。）の分類に基づき、2710.19の6桁の番号に続く3桁の細分番号を記載し、また、その数量を統計番号ごとに記載すること。
- 8 「その他参考となる事項」欄は、輸入する軽油の特定に必要な事項等を記載すること。

表

軽油引取税免税証

リットル

交付印

販売業者
の所在地

氏名又は
名称

裏

販売業者の氏名又は名称 _____

上記販売業者から免税軽油の引取りを行いました。

令和 年 月 日

住 所 _____

業種名及び氏名印 _____

注意

- 1 免税証に交付印のないものは無効です。
- 2 免税証を他人に譲り渡した場合には罰せられます。
- 3 免税軽油を他人に譲り渡す場合は、あらかじめ知事に届け出て承認を受けてください。承認を受けずに譲り渡した場合には罰せられます。

- 備考
- 1 道府県は、10,000リットル、5,000リットル、1,000リットル、500リットル、200リットル、100リットル、50リットル、20リットル、18リットル、10リットル、5リットル及び1リットルの免税証を作成することができる。
 - 2 1,000リットル以上の所要数量については、この様式により複写2連式の免税証を作成することができる。
 - 3 免税証の交付に当たっては、一連の番号を付すこと。
 - 4 法第144条の6又は法附則第12条の2の7第1項各号の免税軽油の引取りの別に次の様式の交付印を押印すること。



寸法 直径36ミリメートル

なお、「(業種名)」の欄には、次の業種区分により略称を記載すること。

業 種	略 称
法第144条の6に掲げるもの	石油化学製品製造業 石化

業 種	略 称
法附則第12条の2の7第1項第1号に掲げるもの	漁 船 漁 船 以 外 の 船 舶 漁 船
法附則第12条の2の7第1項第2号に掲げるもの	自 衛 隊 自
法附則第12条の2の7第1項第3号に掲げるもの	鉄道用車両・軌道用車両 軌
法附則第12条の2の7第1項第4号に掲げるもの	農 業 等 林 業 等 農 林
法附則第12条の2の7第1項第5号に掲げるもの	セメント製品製造業 生コンクリート製造業 セ 生 電 気 供 給 業 電 電 鉦 物 の 掘 採 事 業 鉦 と と び ・ 土 工 工 事 業 と 鉦 さいバラス製造業 と 港 湾 運 送 業 港 倉 庫 業 倉 貨 物 利 用 運 送 事 業 等 貨 航 空 運 送 サ ー ビ ス 業 航 空 廃 棄 物 処 理 事 業 廃 木 材 加 工 業 木 加 木 材 市 場 業 木 市 堆 肥 製 造 業 堆 肥 索 道 事 業 索

還付 軽油引取税の納入義務の免除申請書				※ 処理 事項		
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; margin: auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	令和 年 月 日			発信年月日 通信日付印 確認印		
知事殿				※ 処理 事項		
個人番号又は法人番号						
特別徴収義務者の住所及び氏名印（法人にあっては法人の名称及び代表者の氏名印）	〒 _____ (電話) _____					
軽油の納入地	〒 _____ (電話) _____			この申請に回答する係及び氏名		(電話) _____
課税標準となる軽油の総量	リットル		還付又は納入義務の免除を受けようとする額の総額		円	
区 分	年 月分	年 月分	年 月分	年 月分		
還付又は納入義務の免除の別						
引き渡した軽油の金額 (ア)	円	円	円	円		
(ア)のうち既に受け取った金額	円	円	円	円		
課税標準となる軽油の数量 (イ)	リットル	リットル	リットル	リットル		
納入すべき税額 (イ)×税率 (ウ)	円	円	円	円		
(ウ)のうち既に納入した税額 納入年月日	円 年 月 日	円 年 月 日	円 年 月 日	円 年 月 日		
還付又は納入義務の免除を受けようとする額	円	円	円	円		
軽油の引取者の住所及び氏名（法人にあっては法人の名称及び代表者の氏名）						
還付又は納入義務の免除を受けようとする理由						
その他参考となる事由						

第 16 号の 14 様式記載要領

- 1 この申請書は、地方税法（以下「法」という。）第 144 条の 30 第 1 項の規定の適用を受けようとする場合に特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の納入地所在の道府県ごとにその道府県知事に 1 通提出すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、特別徴収義務者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を 1 文字空けて記載すること。
- 4 「課税標準となる軽油の総量」及び「課税標準となる軽油の数量(ℓ)」の欄は、法第 144 条の 14 第 3 項の欠減量を控除後の数量を記載すること。
- 5 「その他参考となる事由」の欄は、販売契約の解除により軽油が返還された場合、引き渡した軽油が免税証の交付を受けている者によって免税用途に供された場合、徴収猶予を受けている場合等に記載すること。
- 6 この申請書には、軽油引取税の還付又は納入義務の免除を受けようとする理由を証する書類を添付すること。

免税軽油譲渡届出書

令和 年 月 日

知事 殿

申請者	住所又は事務所若しくは事業所所在地	
	氏名又は名称	㊟
	免税軽油使用者証の番号	道府県第 号
譲渡する数量		リットル
免税軽油を譲り受ける者	住所又は事務所若しくは事業所所在地	
	氏名又は名称	
譲渡をする日又は予定日		令和 年 月 日

上記のとおり、免税軽油の譲渡をしたいので承認を受けたく届出いたします。

免税軽油譲渡承認書

(申請者の氏名又は名称) _____ の

免税軽油 _____ リットルにつき

(譲受人) _____ に譲渡を

することを承認いたします。

令和 年 月 日

道府県第 号

知事 印

第十六号の十六様式

※処理事項 受付印		審査	交付			証の番号
						第 号
		年 月 日 まで有効				
令和 年 月 日 知事 殿		免税軽油使用者証交付申請書（その1）				
個人番号又は法人番号						
住所又は事務所若しくは事業所所在地						
業 種						
氏 名 又 は 名 称		Ⓔ				
この申請に应答する係及び氏名並びに電話番号		(電話)				
機械、車両又は設備の明細	所 在 地					
	名 称	No.	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称					
	型 式					
	軸 馬 力					
	燃 焼 方 式					
	台 数					
用 途						
年間見込所要数量	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	
年間見込所要数量合計	リットル					

第 16 号の 16 様式記載要領

- この申請書は、地方税法第 144 条の 21 第 2 項の規定により新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、交付を受けようとする道府県知事に 1 通提出すること。
- 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を 1 文字空けて記載すること。
- この申請に应答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。
- 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。
- 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、これを証する書面を添付すること。
- 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。
- 「免税軽油使用者証交付申請書（その 2）」は、申請者の機械の台数に応じ使用する。

免税軽油使用者証交付申請書（その2）

第十六号の十六様式

機械、車両又は設備の明細	所在地					
	名称	No.	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称					
	型式					
	軸馬力					
	燃焼方式					
	台数					
用途						
年間見込所要数量		リットル	リットル	リットル	リットル	リットル

機械、車両又は設備の明細	所在地					
	名称	No.	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称					
	型式					
	軸馬力					
	燃焼方式					
	台数					
用途						
年間見込所要数量		リットル	リットル	リットル	リットル	リットル

第十六号の十六の様式

		※処理事項				
		審査	交付			証の番号
						第 号
		年 月 日 まで有効				
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 令和 年 月 日 知事 殿		免税軽油使用者証交付申請書（その1）				
住所又は事務所若しくは事業所所在地						
業 種						
氏 名 又 は 名 称		⑧				
この申請に应答する係及び氏名並びに電話番号		(電話)				
機械、車両又は設備の明細	所 在 地					
	名 称	No.	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称					
	型 式					
	軸 馬 力					
	燃 焼 方 式					
	台 数					
用 途						
年 間 見 込 所 要 数 量		リットル	リットル	リットル	リットル	リットル
年 間 見 込 所 要 数 量 合 計		リットル				

免税軽油使用者証交付申請書（その2）

第十六号の十六の二様式

機械、車両又は設備の明細	所在地					
	名称	No.	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称					
	型式					
	軸馬力					
	燃焼方式					
	台数					
用途						
年間見込所要数量	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	

機械、車両又は設備の明細	所在地					
	名称	No.	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称					
	型式					
	軸馬力					
	燃焼方式					
	台数					
用途						
年間見込所要数量	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	

第16号の16の2様式記載要領

- この申請書は、地方税法附則第12条の2の7第2項の規定により新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、交付を受けようとする道府県知事に1通提出すること。
- 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- この申請に応答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。
- 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。
- 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、これを証する書面を添付すること。
- 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。
- 「免税軽油使用者証交付申請書（その2）」は、申請者の機械の台数に応じ使用する。

※ 処理 事項	審査	交付			証の番号
					第 号
	年 月 日 まで有効				

 受付印		令和 年 月 日 知事 殿		免税軽油使用者証共同交付申請書																									
代表者の個人番号 又は法人番号		代表者の住所又は事務所若しくは 事業所所在地		業 種		代表者の氏名又は名称		この申請に回答する係及び氏名並 びに電話番号																					
<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 20px;"></td><td style="width: 20px;"></td> </tr> </table>																										◎		(電話)	
免 税 軽 油 使 用 者			機 械 、 車 両 又 は 設 備 の 明 細						用 途	年間見込 所要数量																			
住所又は事務所若しくは 事業所所在地		氏名又は名称印		所在地	名 称	型 式	軸馬力	燃焼方式			台 数																		
					No.					リットル																			
					No.					リットル																			
					No.					リットル																			
					No.					リットル																			
					No.					リットル																			
年 間 見 込 所 要 数 量 合 計									リットル																				

第16号の17様式記載要領

- 1 この申請書は、新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、代表者が交付を受けようとする道府県知事に1通提出すること。
- 2 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- 3 「代表者の個人番号又は法人番号」欄には、代表者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「代表者の個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 4 この申請に応答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。
- 5 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。
- 6 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、機械、車両又は設備の所有者の氏名又は名称を「氏名又は名称印」欄に（ ）書するとともに、これを証する書面を添付すること。
- 7 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。

備考 「免税軽油使用者」及び「機械、車両又は設備の明細」の欄は、必要に応じ別葉として増やすことができる。

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		令和 年 月 日 知 事 殿				免 税 軽 油 使 用 者 証 共 同 交 付 申 請 書				※ 処 理 事 項		審 査	交 付			証 の 番 号
										第 号						
										年 月 日 まで有効						
代表者の住所又は事務所若しくは事業所所在地			業 種		代表者の氏名又は名称			この申請に回答する係及び氏名並びに 電話番号								
					④			(電話)								
免 税 軽 油 使 用 者			機 械 、 車 両 又 は 設 備 の 明 細						用 途	年 間 見 込 所 要 数 量						
住所又は事務所若しくは 事業所所在地		氏名又は名称印	所 在 地	名 称	型 式	軸馬力	燃 焼 方 式	台 数								
				No.					リットル							
				No.					リットル							
				No.					リットル							
				No.					リットル							
				No.					リットル							
年 間 見 込 所 要 数 量 合 計									リットル							

第 16 号の 17 の 2 様式記載要領

- 1 この申請書は、地方税法附則第 12 条の 2 の 7 第 2 項の規定により新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、代表者が交付を受けようとする道府県知事に 1 通提出すること。
 - 2 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
 - 3 この申請に応答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。
 - 4 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。
 - 5 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、機械、車両又は設備の所有者の氏名又は名称を「氏名又は名称印」欄に（ ）書するとともに、これを証する書面を添付すること。
 - 6 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。
- 備 考 「免税軽油使用者」及び「機械、車両又は設備の明細」の欄は、必要に応じ別葉として増やすことができる。

誓 約 書

私
は地方税法施行令第43条の15第15項第1号から第4号までの
私 共

いずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

知 事 殿

氏名又は名称

⑩

備 考

二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合
にあつては、免税軽油使用者全員が記名押印すること。

表

第十六号の十九様式

令和 年 月 日交付 道府県 第 号		年 月 日 まで有効				
免税軽油使用者証 (その1)						
知 事 印						
住所又は事務所若しくは 事業所所在地						
業 種						
氏 名 又 は 名 称						
機 械 、 車 両 又 は 設 備 の 明 細	所 在 地					
	名 称	No.	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称					
	型 式					
	軸 馬 力					
	燃 焼 方 式					
	台 数					
用 途						
記 載 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
免税軽油使用者の注意事項						
<p>1 この証は、免税軽油をこの証に記載されている機械、車両又は設備の用途に供することを証明するものですから大切に保管してください。</p> <p>2 免税軽油をこの証に記載された機械、車両又は設備の用途以外の用途に供した場合には、軽油引取税を道府県に納付しなければなりません。</p> <p>3 この証は、次の免税証の交付申請書を提出する場合に提示しなければなりませんから紛失しないようにしてください。</p> <p>4 この証に記載された機械、車両又は設備の全部又は一部について異動を生じた場合には道府県知事に届け出てください。</p>						

表

免税軽油使用者証 (その2)

第十六号の十九様式

機械、 車両又は 設備の 明細	所在地					
	名称	No.	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称					
	型式					
	軸馬力					
	燃焼方式					
	台数					
用途						
記載年月日		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日

機械、 車両又は 設備の 明細	所在地					
	名称	No.	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称					
	型式					
	軸馬力					
	燃焼方式					
	台数					
用途						
記載年月日		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日

裏

交付を受けた免税証の数量等

免税証の数量	リットル (交付印)	リットル (交付印)	リットル (交付印)	リットル (交付印)
所要数量の 計算期間	年 月 日から 年 月 日まで			
免税証の数量	リットル (交付印)	リットル (交付印)	リットル (交付印)	リットル (交付印)
所要数量の 計算期間	年 月 日から 年 月 日まで			
免税証の数量	リットル (交付印)	リットル (交付印)	リットル (交付印)	リットル (交付印)
所要数量の 計算期間	年 月 日から 年 月 日まで			

表

令和 年 月 日交付 道府県 第 号	年 月 日 まで有効	免 税 軽 油 共 同 使 用 者 証								知 事 印
代表者の住所又は事務所若しくは事業所所在地	業 種	代表者の氏名又は名称								
免 税 軽 油 使 用 者	機 械、車 両 又 は 設 備 の 明 細									
住所又は事務所若しくは事業所所在地	氏名又は名称	所在地	名 称	型 式	軸馬力	燃 焼 方 式	台 数	用 途	記載年月日	
			No.						年 月 日	
			No.						年 月 日	
			No.						年 月 日	
			No.						年 月 日	
			No.						年 月 日	
免税軽油使用者の注意事項										
1 この証は、免税軽油をこの証に記載されている機械、車両又は設備の用途に供することを証明するものですから大切に保管してください。										
2 免税軽油をこの証に記載された機械、車両又は設備の用途以外の用途に供した場合には、軽油引取税を道府県に納付しなければなりません。										
3 この証は、次の免税証の交付申請書を提出する場合に提示しなければなりませんから紛失しないようにしてください。										
4 この証に記載された機械、車両又は設備の全部又は一部について異動を生じた場合には、代表者は道府県知事に届け出てください。										

備 考

「免税軽油使用者」及び「機械、車両又は設備の明細」の欄は、必要に応じ別業として増やすことができる。

		※処理事項	審査	承認	交付	
				リットル		
令和 年 月 日 知事殿	受付印		免税軽油の使用に係る事務所又は事業所所在地			
			業 種			
			免税軽油使用者証の番号及び氏名(名称)		道府県第 号	
			この申請に回答する係及び氏名並びに電話番号		(電話)	
免税証交付申請書						
機械、車両又は設備名(番号)		No. No.	No. No.	No. No.		
所要数量合計		リットル	所要数量計算期間		年 月 日から 年 月 日まで	
希望する販売業者名及び所在地			免税証の種類	枚数	数量	※処理事項
			リットル券		リットル	
			計			
参	前回交付を受けた免税証		前回交付を受けた免税証のうち使用量		(ア)-(イ)	
	計算期間	数量(ア)	期 間	数量(イ)		
	年月日から 年月日まで	リットル	年月日から 年月日まで	リットル	リットル	
考	前回交付を受けた免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行った場合の販売業者の氏名又は名称					数 量
						リットル

第 16 号の 21 様式記載要領

- この申請書は継続して免税証の交付を受けようとする場合において、交付を受けようとする道府県知事に免税軽油使用者証を提示して一通提出すること。
- 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- 「機械、車両又は設備名(番号)」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。なお、共同申請の場合には第 16 号の 22 様式の記載のみをもって足りるものであること。
- 所要数量の計算の基礎については、最近の実績、生産量、稼働日数、稼働時間等により明細に記載した計算書(第 16 号の 22 様式の「共同申請明細書」を提出する場合は各個人ごとの計算書)を必ず添付すること。

免税証交付申請先届出書

受付印

第十六号の二十三様式

免税軽油の使用に係る事務所又は事業所所在地			
業 種			
氏名又は名称			
主たる事務所又は事業所所在地			
免税軽油の使用に係る事務所又は事業所を管理する事務所又は事業所所在地			
機 械、車 両 又は設備の名称	機 械、車 両 又 は 設 備 の 所 在 地	機 械、車 両 又 は 設 備 を 管 理 す る 事 務 所 又 は 事 業 所 所 在 地	免税証の交付を申請する道府県
<p>免税証の交付申請について、今後上記道府県に申請することといたしますので届出いたします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名(名称) 印</p> <p style="text-align: center;">知 事 殿</p>			

元売業者指定申請書

第十六号の二十五様式

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	令和 年 月 日 総務大臣 殿	※ 処 理 項										
申請者	法人番号											
	氏名又は名称	(印)										
	住所又は所在地	(電話)										
法第144条の7 第1項の区分		第1号該当・第2号該当・第3号該当										
第1号該当の場合		石油の備蓄の確保等に関する法律第26条第1項の届出の年月日		年 月 日								
		前3年の軽油の平均年間製造量				キロリットル						
		前年の軽油の製造量				キロリットル						
第2号該当の場合		石油の備蓄の確保等に関する法律第16条の登録の年月日		年 月 日								
		前3年の軽油の平均年間輸入量				キロリットル						
第3号該当の場合		前3年の軽油の平均年間販売量				キロリットル						
		系列販売業者の数					所在道府県数					
①法第144条の7第2項の規定による取消しを受けたことの有無(有・無) (あるときは、取消しの年月日) _____												
②法第144条の7第2項の規定による取消しを受けた者が法人である場合に、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人の役員であった者に該当することの有無(有・無) (あるときは、当該法人の名称及び取消しの年月日) _____												
③国税又は地方税の滞納処分を受けたことの有無(有・無) (あるときは、滞納処分の年月日) _____												
④国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法、関税法(とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。)若しくは地方税法の規定により通告処分を受けたことの有無(有・無) (あるときは、刑及びその刑の確定の年月日又は処分及びその処分の履行の年月日) _____												
法人の役員について、①から④までのいずれかに該当することの有無(有・無) (あるときは、該当する事項(①・②・③・④)、その事項に係る処分等の年月日及びその役員の氏名) _____												
上記のとおり地方税法第144条の7第1項の規定による元売業者の指定を受けたいので、申請します。												
備考												

第16号の25様式記載要領

- 1 この申請書は、地方税法第144条の7第1項の規定による元売業者の指定を受けようとする場合に、その主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事を経由して総務大臣に1通提出すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 申請者が法人である場合には、「法人番号」欄に申請者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 4 「前3年の軽油の平均年間販売量」欄は、前3年における他の元売業者以外の者に対する軽油の年間の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。）の平均を記載すること。

令和 年 月 日

殿

申請者の住所又は所在地

氏名又は名称

㊟

法人にあつては代表者の氏名

㊟

誓 約 書

第43条の7第2号イからホまで
私は地方税法施行令 第43条の9各号 のいずれにも該当しない者

であることを誓約します。

令和 年 月 日

殿

申請者の住所又は所在地

氏名又は名称

⑩

法人にあつては代表者の氏名

⑩

誓 約 書

私は地方税法を遵守し、法が定める義務を忠実に履行するとともに、軽油引取税の

元売業者

仮特約業者として誠実に事業を行うことを誓約します。

特約業者

仮特約業者指定申請書

第十六号の二十八様式

	令和 年 月 日 知 事 殿	※ 処 理 項 事 項																			
申 請 者	個人番号又は法人番号																				
	氏名又は名称	(印)																			
	住所又は所在地	(電話)																			
継続的に軽油の供給を受ける販売契約を締結している元売業者の氏名又は名称																					
破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当することの有無 (有・無)																					
①法第144条の8第3項の規定による取消しを受けたことの有無 (有・無) (あるときは、取消しの年月日) _____																					
②法第144条の9第3項、第5項本文又は第6項後段の規定による取消しを受けたことの有無 (有・無) (あるときは、取消しの年月日) _____																					
③法第144条の8第3項の規定による取消しを受けた者又は第144条の9第3項、第5項本文若しくは第6項後段の規定による取消しを受けた者が法人である場合に、その取消しの原因となった事実があった日1年以内に当該法人の役員であった者に該当することの有無 (有・無) (あるときは、当該法人の名称及び取消しの年月日) _____																					
④国税又は地方税の滞納処分を受けたことの有無 (有・無) (あるときは、滞納処分の年月日) _____																					
⑤国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法、関税法 (とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。)若しくは地方税法の規定により通告処分を受けたことの有無 (有・無) (あるときは、刑及びその刑の確定の年月日又は処分及びその処分の履行の年月日) _____																					
法人の役員について、①から⑤までのいずれかに該当することの有無 (有・無) (あるときは、該当する事項 (①・②・③・④・⑤)、その事項に係る処分等の年月日及びその役員の氏名) _____																					
上記のとおり地方税法第144条の8第1項の規定による仮特約業者の指定を受けたいので、申請します。																					
備 考																					

第16号の28様式記載要領

- 1 この申請書は、地方税法第144条の8第1項の規定による仮特約業者の指定を受けようとする場合に、その主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通提出すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

特約業者指定申請書

第十六号の二十九様式

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	令和 年 月 日 知事 殿	※ 処 理 項 事 項	
申 請 者	個人番号又は法人番号		
	氏名又は名称	(印)	
	住所又は所在地	(電話)	
仮特約業者の指定の年月日	年 月 日	指定に係る道府県知事	知事
継続的に軽油の供給を受ける販売契約を締結している元売業者の氏名又は名称			
当該元売業者の保証の有無 (有・無)			
石油の備蓄の確保等に関する法律に規定する石油販売業の届出の有無 (有・無) (あるときは、届出年月日) _____			
前年の軽油の販売量	キロリットル		
破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当することの有無 (有・無)			
①法第 144 条の 8 第 3 項の規定による取消しを受けたことの有無 (有・無) (あるときは、取消しの年月日) _____			
②法第 144 条の 9 第 3 項、第 5 項本文又は第 6 項後段の規定による取消しを受けたことの有無 (有・無) (あるときは、取消しの年月日) _____			
③法第 144 条の 8 第 3 項の規定による取消しを受けた者又は第 144 条の 9 第 3 項、第 5 項本文若しくは第 6 項後段の規定による取消しを受けた者が法人である場合に、その取消しの原因となった事実があった日 1 年以内に当該法人の役員であった者に該当することの有無 (有・無) (あるときは、当該法人の名称及び取消しの年月日) _____			
④国税又は地方税の滞納処分を受けたことの有無 (有・無) (あるときは、滞納処分の年月日) _____			
⑤国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法、関税法 (とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。)若しくは地方税法の規定により通告処分を受けたことの有無 (有・無) (あるときは、刑及びその刑の確定の年月日又は処分及びその処分の履行の年月日) _____			
法人の役員について、①から⑤までのいずれかに該当することの有無 (有・無) (あるときは、該当する事項 (①・②・③・④・⑤)、その事項に係る処分等の年月日及びその役員の氏名) _____			
上記のとおり地方税法第 144 条の 9 第 1 項の規定による特約業者の指定を受けたいので、申請します。			
備 考			

第16号の29様式記載要領

- 1 この申請書は、地方税法第144条の9第1項の規定による特約業者の指定を受けようとする場合に、その主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通提出すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 4 継続的に軽油の供給を受ける販売契約を締結している元売業者の保証がある場合には、その保証を証する文書を添付すること。
- 5 「前年の軽油の販売量」欄は、現実の納入を伴う販売に係る販売量を記載すること。

受付印

表

第十六号の三十様式

令和 年 月 日 知事殿	免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所所在地				
	免税軽油使用者の氏名又は名称		㊤		
	業 種				
	免税軽油使用者証の番号		道府県第		号
	この報告に回答する係及び氏名並びに電話番号		(電話)		
免税軽油の引取り等に係る報告書					
報告対象期間		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで			
免税軽油の引取りに関する事実及びその数量 (引取りの事実 有・無)		免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称	免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項		
引取年月日	引取数量(ア) リットル		種 類	枚 数	免税証の記号及び番号
[]		[]	リットル券		～
					～
					～
[]		[]			～
					～
					～
[]		[]			～
					～
					～
[]		[]			～
					～
					～
[]		[]			～
					～
報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量			(イ)	リットル	
報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計			(ウ)	リットル	
報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計			(エ)	リットル	
報告対象期間における減失等による免税軽油の欠減量			(オ)	リットル	
報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量			(イ)+(ウ)-(エ)-(オ)	(カ)	リットル

裏

免税軽油の使用に関する事実及びその数量(使用の事実 有・無)	機械、車両又は設備名(番号)	左記の機械、車両又は設備の使用地	免税軽油の使用数量(キ)	稼働日数	稼働時間
	No.		リットル	日	時間
	No.				
合 計					
報告対象期間の末日における免税証の保有状況	種 類	枚 数	種 類	枚 数	
	リットル券	枚	リットル券	枚	

第16号の30様式記載要項

- この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法（以下「法」という。）第144条の27第1項の規定により報告書を提出する場合に使用し、毎月末日までに（法第144条の27第2項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事に1通提出すること。
- 法第144条の21第2項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。
- 「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。
- 「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には当該免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。
- 「報告対象期間内の初日の前日における免税軽油の保有数量(イ)」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量(カ)」欄の数量と一致するものであること。
- 「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計(ウ)」欄には、「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中「引取数量(ア)」欄の合計数量を記載すること。
- 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計(エ)」欄の数量は、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「機械、車両又は設備名(番号)」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」欄には、機械、車両又は設備に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量（消費数量）を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合にあっては、当該機械、車両又は設備への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。
- 「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には、報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数を記載すること。
- この報告書には、免税軽油の引取日、引取数量及び当該免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類並びに道府県知事が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

備 考

「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」、「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」、「免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項」及び「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」の欄は必要に応じ別葉として増やすことができる。

表

第十六号の三十の二様式

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> 令和 年 月 日 知事殿		免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所所在地		
		免税軽油使用者の氏名又は名称		⑩
		業種		
		免税軽油使用者証の番号 この報告に応答する係及び氏名並びに電話番号		道府県第 号 (電話)
免税軽油の引取り等に係る報告書				
報告対象期間		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
免税軽油の引取りに関する事実及びその数量 (引取りの事実 有・無)		免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称		免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項
引取年月日	引取数量(ℓ) ℓ以下		種 類 ℓ以下券	枚数 枚
				免税証の記号及び番号 ～
[]		[]		～
				～
[]		[]		～
				～
[]		[]		～
				～
[]		[]		～
				～
[]		[]		～
				～
[]		[]		～
				～
[]		[]		～
				～
[]		[]		～
				～
報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量		(f)	ℓ以下	
報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計		(g)	ℓ以下	
報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計		(z)	ℓ以下	
報告対象期間に法附則第12条の2の7第5項に規定する譲渡を行った免税軽油の数量の合計		(A)	ℓ以下	
報告対象期間に法附則第12条の2の7第6項に規定する譲渡を行った免税軽油の数量の合計		(B)	ℓ以下	
報告対象期間における減失等による免税軽油の欠減量		(f)	ℓ以下	
報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量 (f)+(g)-(z)-(A)-(B)-(f)		(h)	ℓ以下	

裏

その数量（使用の事実有・無） 免税軽油の使用に関する事実及び	機械、車両又は設備名（番号）	左記の機械、車両又は設備の使用地	免税軽油の使用数量（㌔）	稼働日数	稼働時間
	No.		㌔	日	時間
	No.				
合 計					
法附則第12条の2の7第5項に規定する譲渡に関する事実及びその数量（譲渡の事実 有・無） (C)		㌔			
法附則第12条の2の7第6項に規定する譲渡に関する事実及びその数量（譲渡の事実 有・無）		譲渡した数量 (D)	譲渡年月日	譲渡先の名称	
		㌔			
合 計					
報告対象期間の末日における免税証の保有状況	種 類	枚 数	種 類	枚 数	
	㌔券	枚	㌔券	枚	

第16号の30の2 様式記載要領

- 1 この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法（以下「法」という。）附則第12条の2の7第5項又は第6項に規定する譲渡を行い、法第144条の27第1項の規定により報告書を提出する場合に使用し、法附則第12条の2の7第5項又は第6項に規定する譲渡を行った翌月末日までに（法第144条の27第2項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事に1通提出すること。
- 2 法第144条の21第2項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。
- 3 「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。
- 4 「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には当該免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。
- 5 「報告対象期間内の初日の前日における免税軽油の保有数量（イ）」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量（カ）」欄の数量と一致するものであること。
- 6 「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計（ウ）」欄には、「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中「引取数量（ア）」欄の合計数量を記載すること。
- 7 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計（エ）」欄の数量は、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量（キ）」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 8 「報告対象期間に法附則第12条の2の7第5項に規定する譲渡を行った免税軽油の数量の合計（A）」欄の数量は、「法附則第12条の2の7第5項に規定する譲渡に関する事実及びその数量（C）」欄の数量と一致するものであること。
- 9 「報告対象期間に法附則第12条の2の7第6項に規定する譲渡を行った免税軽油の数量の合計（B）」欄の数量は、「法附則第12条の2の7第6項に規定する譲渡に関する事実及びその数量」欄中「譲渡した数量（D）」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 10 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「機械、車両又は設備名（番号）」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。
- 11 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量（キ）」欄には、機械、車両又は設備に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量（消費数量）を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合にあっては、当該機械、車両又は設備への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。
- 12 「法附則第12条の2の7第6項に規定する譲渡に関する事実及びその数量」欄中「譲渡先の名称」欄には、譲渡を行った相手方の締約国の軍隊の名称を記載すること。
- 13 「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には、報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数を記載すること。
- 14 この報告書には、免税軽油の引取り、引取数量及び当該免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類、法附則第12条の2の7第6項に規定する譲渡を行った数量及び当該譲渡を行った相手方の締約国の軍隊の名称を証するに足りる書類並びに道府県知事が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

備考

「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」、「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」、「免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項」、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」及び「法附則第12条の2の7第6項に規定する譲渡に関する事実及びその数量」の欄は必要に応じ別業として増やすことができる。

(その1)

製造承認申請書

第十六号の三十一様式

受付印

令和 年 月 日

※
処
理
項
目

知事 殿

区 分

元・特・販・製・自

申請者	個人番号又は法人番号														
	氏名又は名称														㊞
	住所又は所在地														(電話)
委託を受ける者	氏名又は名称														
	住所又は所在地														(電話)

下記のとおり地方税法第144条の32第1項第1号又は第2号の規定による承認を受けたいので、申請します。

製造を行う年月日	令和 年 月 日												
製造を行う場所													
製造に使用する 炭化水素油 その他の原材料	性 状												数 量
炭化水素油の製造方法													
仕入先	氏名又は名称												
	住所又は所在地												
仕入数量													
製造する 炭化水素油	性 状												数 量
													リットル
製造する 炭化水素油の用途													
製造する炭化水素油 の貯蔵場所													
譲渡先	氏名又は名称												
	住所又は所在地												
譲渡又は消費の 予定年月日	令和 年 月 日												

(その2)

製造承認証

第十六号の三十一様式

		※ 処 理 項 目		
		区 分	元・特・販・製・自	
申請者	氏名又は名称			
	住所又は所在地	(電話)		
委託を受ける者	氏名又は名称			
	住所又は所在地	(電話)		
製造を行う年月日		令和 年 月 日		
製造を行う場所				
製造に使用する 炭化水素油 その他の原材料		性 状	数 量	
炭化水素油の製造方法				
仕入先	氏名又は名称			
	住所又は所在地			
仕入数量				
製造する 炭化水素油		性 状	数 量	
			リットル	
製造する 炭化水素油の用途				
製造する炭化水素油 の貯蔵場所				
譲渡先	氏名又は名称			
	住所又は所在地			
譲渡又は消費の 予定年月日		令和 年 月 日		
		承認番号 令和 年 月 日		
		知事名 _____ 印		
地方税法第144条の32第2項の規定により、上記の申請のとおり承認します。				

第 16 号の 31 様式記載要領

- 1 この申請書は、地方税法第 144 条の 32 第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による承認を受けようとする場合に製造を行う場所の所在する道府県知事に 1 通提出すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「区分」欄は、元売業者にあつては「元」、特約業者にあつては「特」、石油製品販売業者にあつては「販」、軽油製造者等にあつては「製」、自動車の保有者にあつては「自」を丸印で囲むこと。
- 4 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を 1 文字空けて記載すること。
- 5 「性状」欄は、石油製品の種別又は原材料（薬品を含む。）の名称を記載すること。
- 6 「譲渡先」欄は、製造する炭化水素油を譲渡する場合にその譲渡を受ける者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載すること。

(その1)

燃料炭化水素油譲渡承認申請書

第十六号の三十二様式

受付印	令和 年 月 日	※ 処 理 事 項	
	知事 殿	区 分	元・特・販・製・自
申 請 者	個人番号又は法人番号		
	氏名又は名称		⑩
	住所又は所在地		(電話)
下記のとおり地方税法第144条の32第1項第3号の規定による承認を受けたいので、申請します。			
譲渡を行う年月日	令和 年 月 日		
譲渡を行う場所			
燃料炭化水素油の 性 状			
燃料炭化水素油の 数 量	リットル		
譲 渡 先	氏名又は名称		
	住所又は所在地		
	自動車登録番号		

(その2)

燃料炭化水素油譲渡承認証

第十六号の三十二様式

		※ 処 理 事 項	
		区 分	元・特・販・製・自
申請者	氏名又は名称		
	住所又は所在地	(電話)	
譲渡を行う年月日		令和 年 月 日	
譲渡を行う場所			
燃料炭化水素油の 性 状			
燃料炭化水素油の 数 量		リットル	
譲渡先	氏名又は名称		
	住所又は所在地		
	自動車登録番号		
		承認番号 令和 年 月 日	
		知事名 _____	印
地方税法第 144 条の 32 第 2 項の規定により、上記の申請のとおり承認します。			

第 16 号の 32 様式記載要領

- 1 この申請書は、地方税法第 144 条の 32 第 1 項第 3 号の規定による承認を受けようとする場合に当該譲渡を行う場所の所在する道府県知事に 1 通提出すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「区分」欄は、元売業者にあつては「元」、特約業者にあつては「特」、石油製品販売業者にあつては「販」、軽油製造者等にあつては「製」、自動車の保有者にあつては「自」を丸印で囲むこと。
- 4 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を 1 文字空けて記載すること。
- 5 「燃料炭化水素油の性状」欄は、石油製品の種別を記載すること。
- 6 「譲渡先」欄は、その譲渡を受ける者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡に係る自動車の自動車登録番号を記載すること。

(その1)

燃料炭化水素油消費承認申請書

第十六号の三十三様式

受付印	令和 年 月 日	※ 処 理 項	
	知事 殿		
申 請 書	個人番号又は法人番号		
	氏名又は名称		印
	住所又は所在地		(電話)
下記のとおり地方税法第144条の32第1項第4号の規定による承認を受けたいので、申請します。			
消費を行う年月日	令和 年 月 日 から	令和 年 月 日 まで	
燃料炭化水素油の 性 状			
燃料炭化水素油の 数 量			リットル
燃料炭化水素油を 消費する自動車の 自動車登録番号			
燃料炭化水素油を 消費する自動車の 主たる定置場			
譲渡を受けた年月日	令和 年 月 日		
譲渡を行った者の 氏名又は名称			

(その2)

燃料炭化水素油消費承認証

第十六号の三十三様式

		※ 処 理 事 項	
申 請 者	氏名又は名称		
	住所又は所在地	(電話)	
消費を行う年月日		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
燃料炭化水素油の 性 状			
燃料炭化水素油の 数 量		リットル	
燃料炭化水素油を 消費する自動車の 自動車登録番号			
燃料炭化水素油を 消費する自動車の 主たる定置場			
譲渡を受けた年月日		令和 年 月 日	
譲渡を行った者の 氏名又は名称			
		承認番号 令和 年 月 日	
		知事名 _____	印
地方税法第144条の32第2項の規定により、上記の申請のとおり承認します。			

第 16 号の 33 様式記載要領

- 1 この申請書は、自動車の保有者が地方税法第 144 条の 32 第 1 項第 4 号の規定による承認を受けようとする場合に当該自動車の主たる定置場所在地の道府県知事に 1 通提出すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を 1 文字空けて記載すること。
- 4 「燃料炭化水素油の性状」欄は、石油製品の種別を記載すること。
- 5 「譲渡を受けた年月日」欄は、消費に係る燃料炭化水素油を他の者から譲渡を受けた場合に、当該譲渡を受けた年月日を記載すること。
- 6 「譲渡を行った者の氏名又は名称」欄は、消費に係る燃料炭化水素油を他の者から譲渡を受けた場合に、当該譲渡を行った者の氏名又は名称を記載すること。

表

道府県名 _____	番号 _____
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">自動車用炭化水素油譲渡証</div>	
○譲渡年月日 令和 年 月 日	
数量	リットル
譲渡者の氏名又は名称 _____	
譲渡者の住所又は所在地 _____	
承認番号 _____	
自動車登録番号 _____	

裏

注意

- 1 譲渡年月日及び数量の記載のないものは無効です。
- 2 本証とともに譲渡を受けた燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、本証を常に携帯してください。
- 3 徴税吏員から本証の提示要求があった場合は、本証を提示してください。
- 4 本証を所持せず燃料炭化水素油を消費した場合又は本証を他人に譲り渡した場合には罰せられます。
- 5 本証を不正に使用し、軽油引取税を納付しなかった場合には罰せられます。

備考 複写二連式とする。

事業の開廃等の届出書

第十六号の三十五様式（提出用）

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">受付印</div>	令和 年 月 日				※ 処理 事項	事業者コード	事務所コード	役 分	予 備	整理番号	
	殿					異動年月日					
						区 分	元・特・販・製				
元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等	個人番号又は法人番号									(右詰で記載)	
	フリガナ										
	氏 名 又は 名称										(印)
	フリガナ										
	法人にあっては代表者の氏名										(印)
	フリガナ										
住 所 又は所在地											(電話)
下記のとおりに地方税法 第144条の34第1項 第144条の34第3項 の規定により届け出ます。											
事務所又は事業所	フリガナ										
	名 称										
	フリガナ										
	所 在 地										(電話)
事業の開始、廃止又は休止の年月日等	開 始 年 月 日					廃 止 年 月 日					
	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日					令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日					
	休 止 期 間										
	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日から					令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日まで					
事業の廃止又は休止の理由											
上記の事務所又は事業所の営業区域											
その他参考となるべき事項											
						異 動 年 月 日	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日				

1	7	17	22	23	24	26	39
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理 区分	カード 区分	予	備	整理番号
163500				00			

40	45	46	49
		元	特 販 製

24	26	97
01		
02		129
03		97
04		129
05		121
06		
		141 142 157

24	26	97
07		
08		129
09		121
10		
		141 142 157

24	26	28	30	32	34	36
11						
38	40	42	44	46	48	49

24	26	40
12		
	1	1
	北海道	青森
	岩手	宮城
	秋田	山形
	福島	茨城
	栃木	群馬
	埼玉	千葉
	東京	神奈川
	新潟	56
41	1	1
	富山	石川
	福井	山梨
	長野	岐阜
	静岡	愛知
	三重	滋賀
	京都	大阪
	兵庫	奈良
	和歌山	鳥取
57	1	1
	鳥根	岡山
	広島	山口
	徳島	香川
	愛媛	高知
	福岡	佐賀
	長崎	熊本
	大分	宮崎
	鹿児島	沖縄
		72

24	26	28	30	31
13				

第16号の35様式記載要領

- 1 この届出書は、地方税法（以下「法」という。）第144条の34第1項又は第3項の規定により事業の開始、廃止若しくは休止又はその異動の届出をする場合に使用すること。
- 2 この届出書は、事務所又は事業所ごとに作成して、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に（元売業者にあつては、当該道府県知事を経由して総務大臣に）1通提出すること。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 「区分」欄は、元売業者にあつては「元」、特約業者にあつては「特」、石油製品販売業者にあつては「販」、軽油製造業者等にあつては「製」を丸印で囲むこと。
- 5 「個人番号又は法人番号」欄には、元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 6 「上記の事務所又は事業所の営業区域」欄は、事業の開始、廃止又は休止に係る事務所又は事業所の営業区域に係る道府県名を記載すること。
- 7 法第144条の34第3項の規定により異動の届出をする場合には、異動事項についてその内容を記載するとともに、「その他参考となるべき事項」欄に当該異動事項に係る異動前の内容を記載すること。

1	7	17	22	23	24	26	39
様式区分	事業者コード	事務所コード	役職区分	カード区分	予備	整理番号	
163600				00			

40				45	
46	1	1	1	1	49
	元	特	販	製	

24	26					29	30	39
01	1	1	1	1				
	元	特	販	製				

24	26	28	30
02			

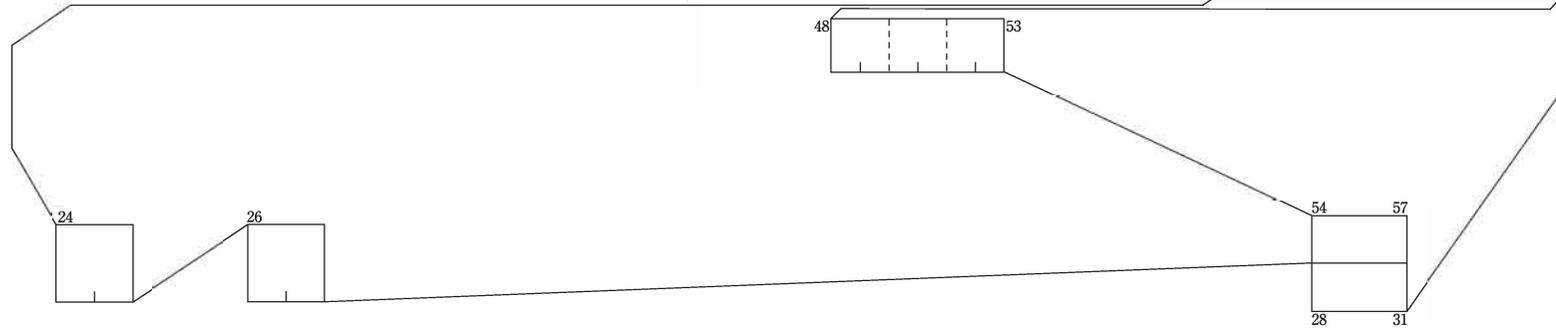
32	34	36

38	40	42	43

第16号の36様式記載要領

- 1 この届出書は、地方税法（以下「法」という。）第144条の34第2項又は第3項の規定による販売契約の締結若しくは終了又はその異動の届出をする場合に使用すること。
- 2 この届出書は、その当事者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に（元売業者にあつては、当該道府県知事を経由して総務大臣に）1通提出すること。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 「区分」欄及び「契約の相手方の区分」欄は、元売業者にあつては「元」、特約業者にあつては「特」、石油製品販売業者にあつては「販」、軽油製造業者等にあつては「製」を丸印で囲むこと。
- 5 「個人番号又は法人番号」欄には、元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 6 法第144条の34第3項の規定により異動の届出をする場合には、異動事項についてその内容を記載するとともに、「その他参考となるべき事項」欄に当該異動事項に係る異動前の内容を記載すること。

1	7	17	22	23	32	34	47
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	カード区分	予備	整理番号	
163700				00			



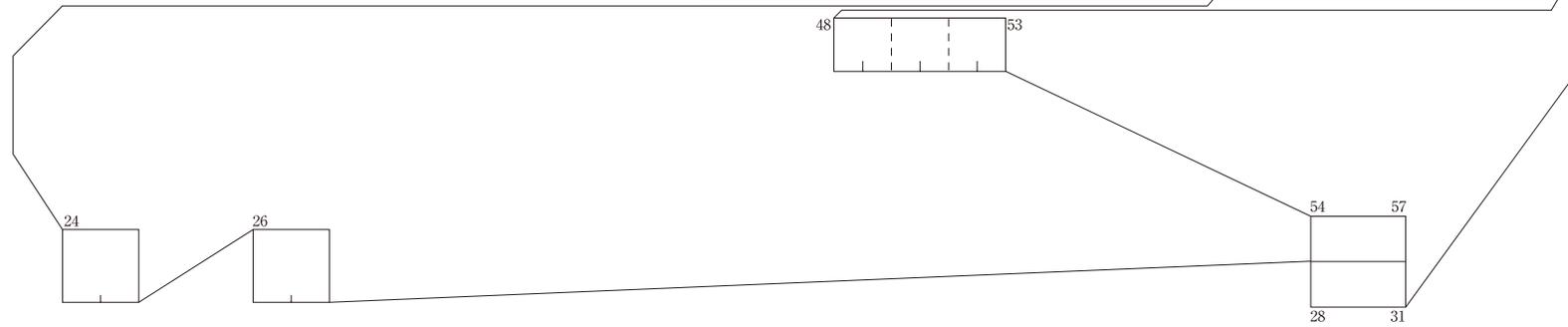
第十六号の三十七様式(入力用)

32	34	43	44	57	71	72	81	82	95	109
01				.					.	
02				.					.	
03				.					.	
04				.					.	
05				.					.	
06				.					.	
07				.					.	
08				.					.	
09				.					.	
10	9999999999			.		9999999999			.	

第16号の37様式記載要領

- 1 この報告書は、元売業者が納入を行った軽油について、引取りを行った者ごとの軽油の引渡数量及び納入を受けた者の事務所又は事業所ごとの軽油の納入数量を記載し、当該軽油の納入地の道府県知事に提出すること。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、報告者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 「引渡数量」欄は、引取りを行った者ごとの軽油の引渡数量を記載すること。
- 5 「納入数量」欄は、引取りを行った者ごとの軽油の引渡数量についての納入を受けた者の事務所又は事業所ごとの納入数量の内訳を記載すること。
- 6 「うち課税済みのもの」欄は、引渡数量又は納入数量のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

1	7	17	22	23	32	34	47
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	カード区分	予備	整理番号	
163800				00			



32	34	43	44	57	71	72	81	82	95	109
01				.					.	
02				.					.	
03				.					.	
04				.					.	
05				.					.	
06				.					.	
07				.					.	
08				.					.	
09				.					.	
10	9999999999			.		9999999999			.	

第十六号の三十八様式（入力用）

第16号の38様式記載要領

- 1 この報告書は、元売業者が納入を行った後返還を受けた軽油について、引取りを行った者ごとの返還数量及び納入を受けた者の事務所又は事業所ごとの返還数量を記載し、当該軽油の納入地の道府県知事に提出すること。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、報告者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 ①の欄は、返還を受けた軽油について引取りを行った者ごとの軽油の返還数量を記載すること。
- 5 ②の欄は、返還を受けた軽油について引取りを行った者ごとの返還数量についての納入を受けた者の事務所又は事業所ごとの内訳を記載すること。
- 6 「うち課税済みのもの」欄は、返還数量のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。



事務所・事業所別
納入数量等報告書

令和 年 月 日

個人番号
又は
法人番号

知事 殿

事業者コード	事務所コード	処理区分	子	備	整理番号
報告年月日					

※処理事項

氏名又は名称 ㊟

住所又は所在地 (電話)

令和 年 月分

枚のうち
枚 目

納入を行った事務所又は事業所		納入を行った数量		備 考
名 称	※ コー ド	うち課税済みのもの		
	※		リットル	
	※			
	※			
	※			
	※			
	※			
	※			
	※			
	※			
	※			
	※			
計				

第十六号の三十九様式(提出用)

第16号の39様式記載要領

- 1 この報告書は、元売業者が納入を行った軽油について、事務所又は事業所ごとの納入数量を記載し、当該軽油の納入地の道府県知事に提出すること。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、報告者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 「うち課税済みのもの」欄は、納入数量のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。



事務所・事業所別 事務還数量等報告書

令和 年 月 日

個人番号
又は
法人番号

知事 殿

事業者コード	事務所コード	処理区分	子	備	整理番号
報告年月日					

※処理事項

氏名又は名称 ㊟

住所又は所在地 (電話)

令和 年 月分

枚のうち
枚 目

返還を受けた事務所又は事業所		返還を受けた数量		備 考
名 称	※ コー ド	うち課税済みのもの		
	※		<small>リットル</small>	
	※			
	※			
	※			
	※			
	※			
	※			
	※			
	※			
	※			
計				

第十六号の四十様式(提出用)

第16号の40様式記載要領

- 1 この報告書は、元売業者が納入を行ったのち返還を受けた軽油についての事務所又は事業所ごとの返還を受けた数量を記載し、当該軽油の納入地の道府県知事に提出すること。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、報告者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 「うち課税済みのもの」欄は、返還を受けた数量のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

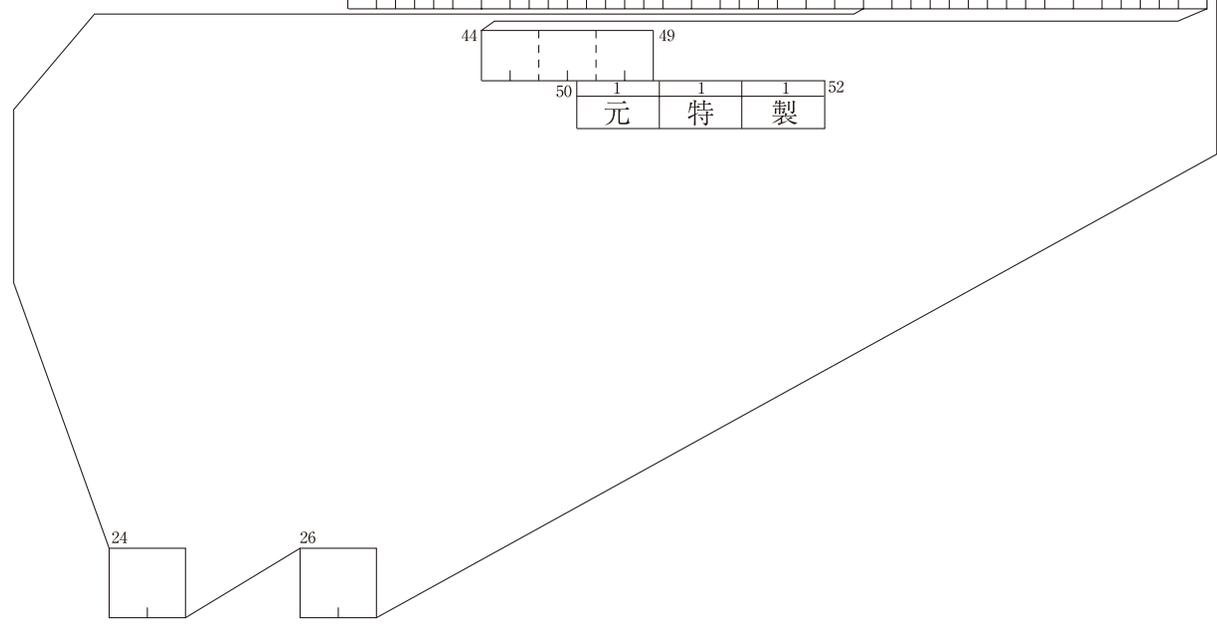
軽油の受払い等の数量報告書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	令和 年 月 日		※処理事項 区 分 元・特・製		事業者コード	事務所コード	処理区分	予 備	整理番号	
					報告年月日					
個人番号又は法人番号					(右詰で記載)					
氏名又は名称	⑩									
住所又は所在地	(電話)									
令和 年 月分										
摘 要	受 払 い 等 の 数 量			現 実 の 受 払 い 等 の 数 量			備 考			
前々月末在庫数量	リットル			リットル						
うち課税済みのもの										
受 入 れ	製 造 数 量									
	うち課税済みのもの									
	輸 入 数 量									
	引 取 数 量									
	うち課税済みのもの									
	返還を受けた数量									
	うち課税済みのもの									
そ の 他										
	うち課税済みのもの									
合 計										
	うち課税済みのもの									
払 出 し	引 渡 数 量									
	うち課税済みのもの									
	消 費 数 量									
	うち課税済みのもの									
	返還を行った数量									
そ の 他										
	うち課税済みのもの									
合 計										
	うち課税済みのもの									
前月末在庫数量										
うち課税済みのもの										

第十六号の四十一様式(提出用)

1	7	17	22	23	28	30	43
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	カード区分	予備	整理番号	
164100				00			

44	49	50	52
		元	特製



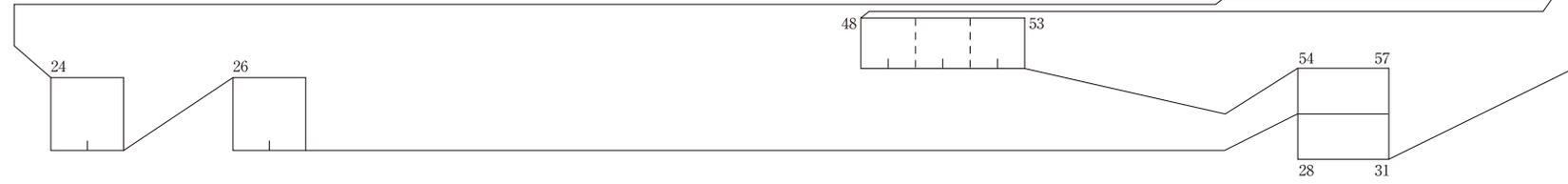
第十六号の四十一様式（入力用）

28	30	43	44	57
01		.		.
02		.		.
03		.		.
04		.		.
05		.		.
06		.		.
07		.		.
08		.		.
09		.		.
10		.		.
11		.		.
12		.		.
13		.		.
14		.		.
15		.		.
16		.		.
17		.		.
18		.		.
19		.		.
20		.		.
21		.		.
22		.		.
23		.		.
24		.		.
25		.		.

第16号の41様式記載要領

- 1 この報告書は、軽油の受払い、現実の受払い等に関する事実を記載し、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「区分」欄は、元売業者にあつては「元」、特約業者にあつては「特」、軽油製造業者等にあつては「製」を丸印で囲むこと。
- 4 「個人番号又は法人番号」欄には、報告者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 5 「受払い等の数量」欄は、現実の軽油の受払い等の有無にかかわらず、前月の初日から末日までの間に商取引上の引取り、引渡し等を行った軽油の数量を記載すること。
- 6 「現実の受払い等の数量」欄は、現実の軽油の受払い等に着目し、前月の初日から末日までの間の現実の納入等に係る軽油の数量を記載すること。
- 7 「うち課税済みのもの」欄は、引取り、引渡し、納入等を行った軽油のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。
- 8 「前々月末在庫数量」及び「前月末在庫数量」欄は、保有する軽油の实在庫数量を記載すること。
- 9 「その他」欄に数量を記載した場合は、その内容を「備考」欄に記載すること。

1	7	17	22	23	32	34	47
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	カード区分	予備	整理番号	
164101				00			



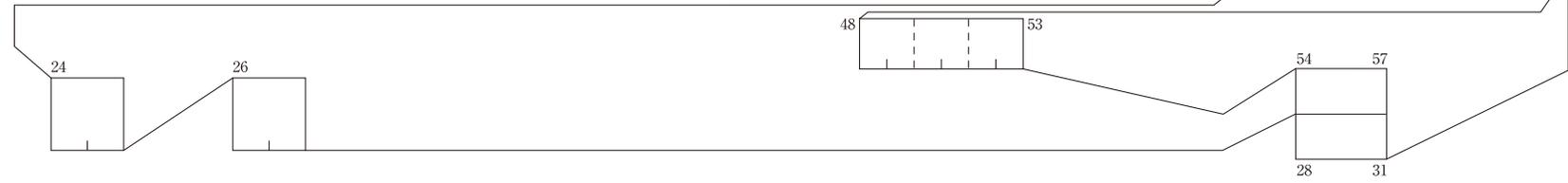
32	34	44	57
01			.
	58		73
02			.
			.
03			.
			.
04			.
			.
05			.
			.
06			.
			.
07			.
			.
08			.
			.
09			.
			.
10			.
			.
11			.
			.
12	9999999999		.
	99		.

第十六号の四十一様式別表一（入力用）

第16号の41様式別表1 記載要領

- 1 この明細書は、第16号の41様式の報告書の「引取数量」欄のうち「受払い等の数量」欄の記載に係る軽油について、引渡しを行った者ごとに引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの内訳を記載し、同様式の報告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 引渡しを行った者ごとの「引取数量」の小計を記載すること。
- 4 「うち課税済みのもの」欄は、引取りを行った軽油のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

1	7	17	22	23	32	34	47
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	カード区分	予備	整理番号	
164102				00			



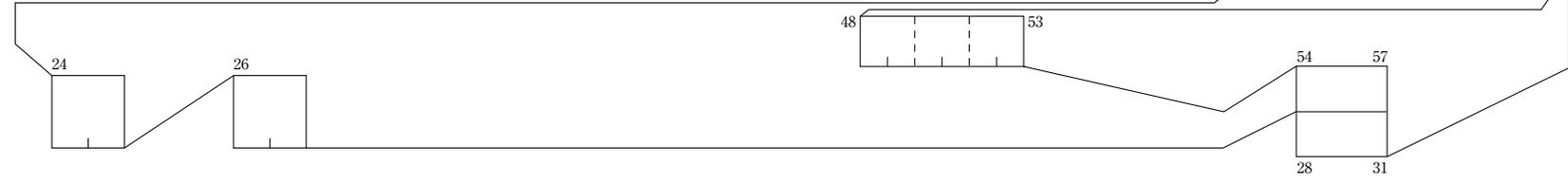
32	34	44	57
01			.
	58		73
02			.
			.
03			.
			.
04			.
			.
05			.
			.
06			.
			.
07			.
			.
08			.
			.
09			.
			.
10			.
			.
11			.
			.
12	9999999999		.
	99		.

第十六号の四十一様式別表二（入力用）

第16号の41様式別表2 記載要領

- 1 この明細書は、第16号の41様式の報告書の「引取数量」欄のうち「現実の受払い等の数量」欄の記載に係る軽油について、納入を行った者ごとに納入を行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの内訳を記載し、同様式の報告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 納入を行った者ごとの「納入を受けた数量」の小計を記載すること。
- 4 「うち課税済みのもの」欄は、納入を受けた軽油のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

1	7	17	22	23	32	34	47
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	カード区分	予備	整理番号	
164103				00			



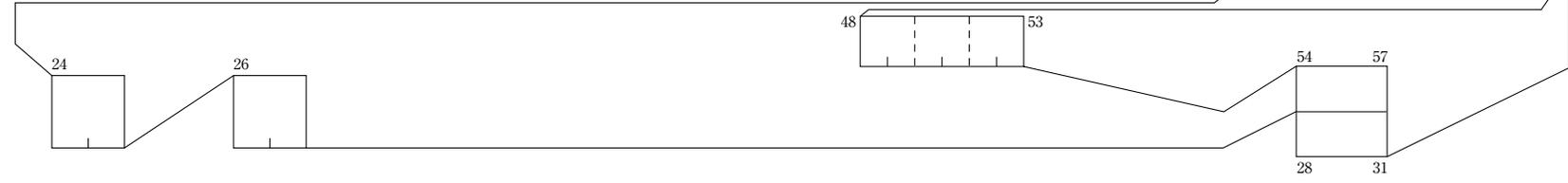
32	34	44	57
01			.
	58		73
02			.
03			.
04			.
05			.
06			.
07			.
08			.
09			.
10			.
11			.
12	9999999999		.
	99		.

第十六号の四十一様式別表三（入力用）

第16号の41様式別表3 記載要領

- 1 この明細書は、第16号の41様式の報告書の「返還を受けた数量」欄のうち「受払い等の数量」欄の記載に係る軽油について、当該軽油の引取りを行った者ごとに引取りを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの内訳を記載し、同様式の報告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「引取りを行った者の氏名又は名称」欄は、当該返還を受けた軽油について報告者から引取りを行った者の氏名又は名称を記載すること。
- 4 引取りを行った者ごとの「返還を受けた数量」の小計を記載すること。
- 5 「うち課税済みのもの」欄は、返還を受けた軽油のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

1	7	17	22	23	32	34	47
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	カード区分	予備	整理番号	
164104				00			



32	34	44	57
01			.
	58		73
02			.
03			.
04			.
05			.
06			.
07			.
08			.
09			.
10			.
11			.
12	9999999999		.
	99		.

第十六号の四十一様式別表四（入力用）

第16号の41様式別表4 記載要領

- 1 この明細書は、第16号の41様式の報告書の「返還を受けた数量」欄のうち「現実の受払い等の数量」欄の記載に係る軽油について、当該軽油の納入を受けた者ごとに納入を受けた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの内訳を記載し、同様式の報告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「納入を受けた者の氏名又は名称」欄は、当該返還を受けた軽油について報告者から納入を受けた者の氏名又は名称を記載すること。
- 4 納入を受けた者ごとの「返還を受けた数量」の小計を記載すること。
- 5 「うち課税済みのもの」欄は、返還を受けた軽油のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

(払出し)

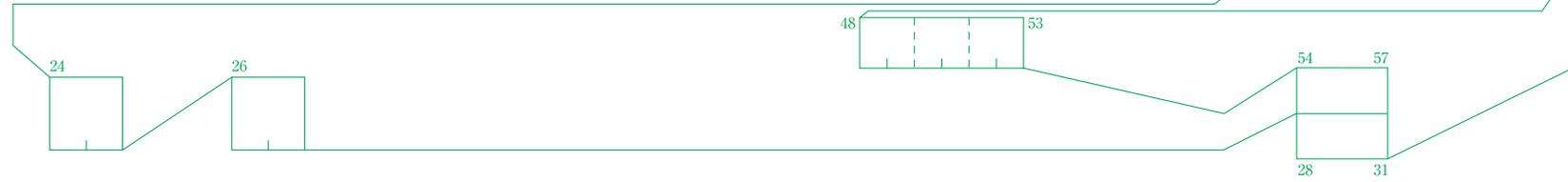
引渡数量（受払い等の数量）
引取りを行った者別・道府県別明細書

報告者の氏名又は名称		事業所コード		処理区分	予備	整理番号
		報告年月日				
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月分						枚のうち
						枚目
引取りを行った者の氏名又は名称	引取りを行った者の事務所 又は事業所所在の道府県名	引 渡 数 量				備 考
		うち課税済みのもの				
				リットル		
計						

※処理事項

第十六号の四十一様式別表五（提出用）

1	7	17	22	23	32	34	47
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	帳区分	予備	整理番号	
164105				00			



32	34	44	57
01			.
	58		73
02			.
			.
03			.
			.
04			.
			.
05			.
			.
06			.
			.
07			.
			.
08			.
			.
09			.
			.
10			.
			.
11			.
			.
12	9999999999		.
		99	.

第十六号の四十一様式別表五（入力用）

第16号の41様式別表5 記載要領

- 1 この明細書は、第16号の41様式の報告書の「引渡数量」欄のうち「受払い等の数量」欄の記載に係る軽油について、引取りを行った者ごとに引取りを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの内訳を記載し、同様式の報告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 引取りを行った者ごとの「引渡数量」の小計を記載すること。
- 4 「うち課税済みのもの」欄は、引渡しを行った軽油のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

(払出し)

引渡数量（現実の受払い等の数量）
納入を受けた者別・道府県別明細書

※ 処理 事項	事業者コード	事務所コード	処理区分	子	備	整理番号
	報告年月日					

報告者の氏名又は名称

令和 年 月分

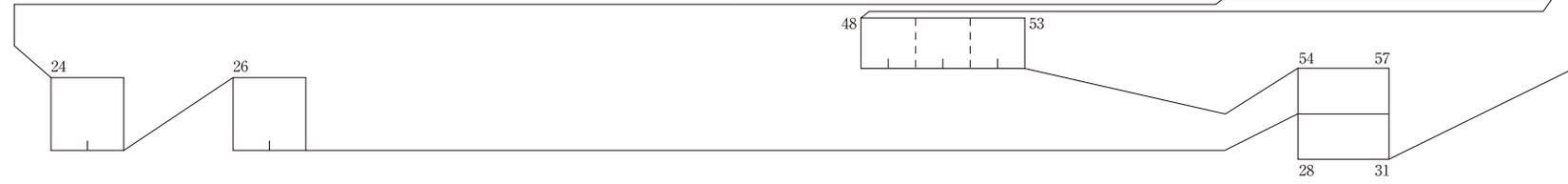
枚のうち

枚目

納入を受けた者の氏名又は名称	納入を受けた者の事務所 又は事業所所在の道府県名	納入を行った数量		備 考
		うち課税済みのもの	リットル	
計				

第十六号の四十一様式別表六（提出用）

1	7	17	22	23	32	34	47
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	カード区分	予備	整理番号	
164106				00			



32	34	44	57
01			.
	58		73
02			.
			.
03			.
			.
04			.
			.
05			.
			.
06			.
			.
07			.
			.
08			.
			.
09			.
			.
10			.
			.
11			.
			.
12	9999999999		.
		99	.

第十六号の四十一様式別表六（入力用）

第16号の41様式別表6 記載要領

- 1 この明細書は、第16号の41様式の報告書の「引渡数量」欄のうち「現実の受払い等の数量」欄の記載に係る軽油について、納入を受けた者ごとに納入を受けた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの内訳を記載し、同様式の報告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 納入を受けた者ごとの「納入を行った数量」の小計を記載すること。
- 4 「うち課税済みのもの」欄は、納入を行った軽油のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

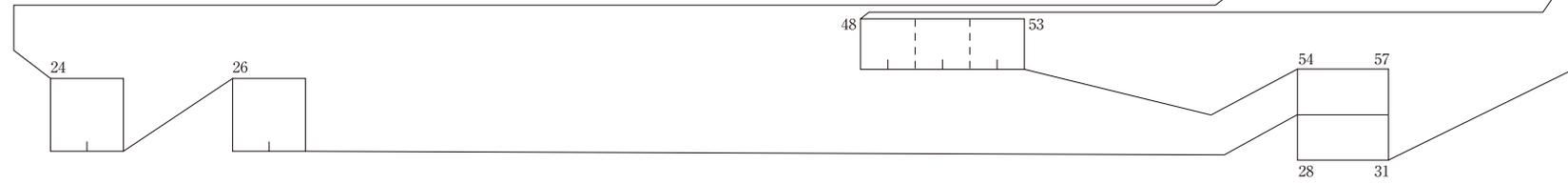
(払出し)

消 費 数 量 明 細 書

※処理事項	事業者コード	事務所コード	処理区分	子	備	整理番号
	報告年月日					

報告者の氏名又は名称							
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月分						枚のうち	
						枚目	
事務所又は事業所		消費数量				備考	
名称	所在地	うち課税済みのもの					
計							

1	7	17	22	23	32	34	47
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	カード区分	予備	整理番号	
164107				00			



32	34	44	57
01			.
	58		71
02			.
03			.
04			.
05			.
06			.
07			.
08			.
09			.
10			.
11			.
12	9999999999		.

第十六号の四十一様式別表七（入力用）

第16号の41様式別表7記載要領

- 1 この明細書は、第16号の41様式の報告書の「消費数量」欄の記載に係る軽油について、事務所又は事業所ごとの消費数量の内訳を記載し、同様式の報告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「うち課税済みのもの」欄は、消費を行った軽油のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

(払出し)

返還を行った数量（受払い等の数量）
引渡しを行った者別・道府県別明細書

※処理事項

事業者コード	事務所コード	処理区分	子	備	整理番号
報告年月日					

報告者の氏名又は名称

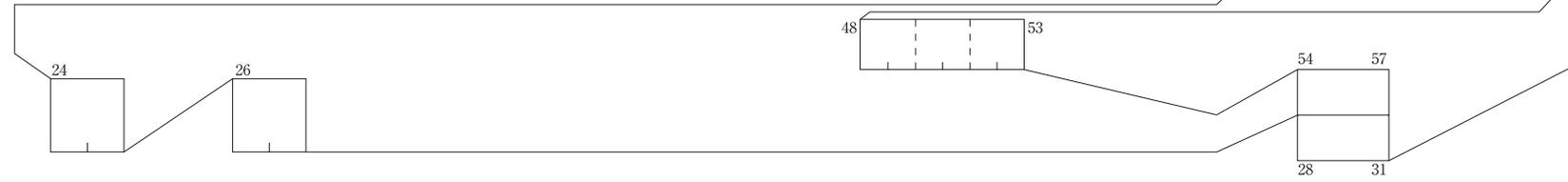
令和 年 月分

枚のうち
枚 目

引渡しを行った者の氏名又は名称	引渡しを行った者の事務所 又は事業所所在の道府県名	返還を行った数量		備 考
		うち課税済みのもの	リットル	
計				

第十六号の四十一様式別表八（提出用）

1	7	17	22 23	32 34	47
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	予備	整理番号
164108			00		



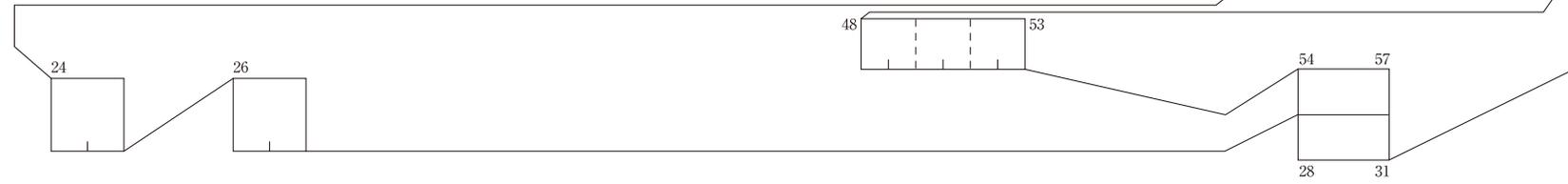
32 34	44	57
01		.
58		73
02		.
03		.
04		.
05		.
06		.
07		.
08		.
09		.
10		.
11		.
12	9999999999	.
	99	.

第十六号の四十一様式別表八（入力用）

第16号の41様式別表 8 記載要領

- 1 この明細書は、第16号の41様式の報告書の「返還を行った数量」欄のうち「受払い等の数量」欄の記載に係る軽油について、当該軽油の引渡しを行った者ごとに引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの内訳を記載し、同様式の報告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「引渡しを行った者の氏名又は名称」欄は、当該返還を行った軽油について報告者に引渡しを行った者の氏名又は名称を記載すること。
- 4 引渡しを行った者ごとの「返還を行った数量」の小計を記載すること。
- 5 「うち課税済みのもの」欄は、返還を行った軽油のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

1 様式区分	7 事業者コード	17 事務所コード	22 処理区分	23 カード区分	32 34 予備	47 整理番号
164109				00		



32 01	34	44	57	73
			.	
			.	
02			.	
			.	
03			.	
			.	
04			.	
			.	
05			.	
			.	
06			.	
			.	
07			.	
			.	
08			.	
			.	
09			.	
			.	
10			.	
			.	
11			.	
			.	
12	9999999999		.	
		99	.	

第十六号の四十一様式別表九（入力用）

第16号の41様式別表9 記載要領

- 1 この明細書は、第16号の41様式の報告書の「返還を行った数量」欄のうち「現実の受払い等の数量」欄の記載に係る軽油について、当該軽油の納入を行った者ごとに納入を行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの内訳を記載し、同様式の報告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「納入を行った者の氏名又は名称」欄は、当該返還を行った軽油について報告者に納入を行った者の氏名又は名称を記載すること。
- 4 納入を行った者ごとの「返還数量」の小計を記載すること。
- 5 「うち課税済みのもの」欄は、返還を行った軽油のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

在庫数量（現実の受払い等の数量）明細書

事務所又は事業所		在庫数量				備考
名称	所在地	うち課税済みのもの				
		リットル				
計						

事業者コード	事務所コード	処理区分	予備	整理番号
報告年月日				

報告者の氏名又は名称

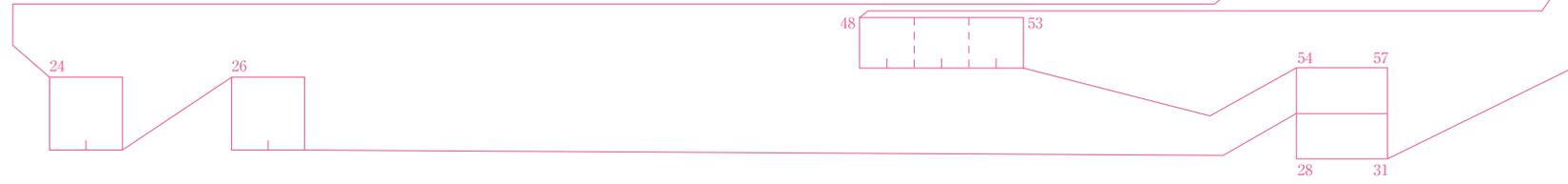
令和 年 月分

枚のうち
枚目

第十六号の四十一様式別表十（提出用）

※処理事項

1	7	17	22	23	32	34	47
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	カード区分	予備	整理番号	
164110				00			



32	34	44	57
01			.
	58		71
02			.
03			.
04			.
05			.
06			.
07			.
08			.
09			.
10			.
11			.
12	9999999999		.

第十六号の四十一様式別表十（入力用）

第16号の41様式別表10記載要領

- 1 この明細書は、第16号の41様式の報告書の「前月末在庫数量」欄のうち「現実の受払い等の数量」欄の記載に係る軽油について、事務所又は事業所ごとの在庫数量の内訳を記載し、同様式の報告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「うち課税済みのもの」欄は、在庫数量のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

(受入れ)

製造数量明細書

※ 処理 事項	事業者コード	事務所コード	処理区分	予備	整理番号
	報告年月日				

報告者の氏名又は名称

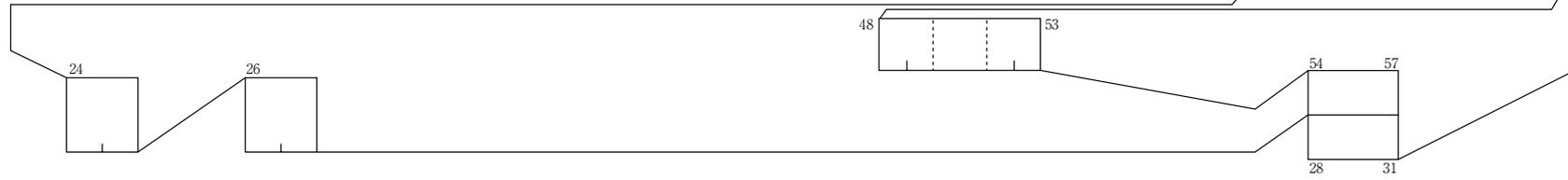
令和 年 月分

枚のうち
枚目

製造を行った事業所		製造数量		備考
名称	所在地	うち課税済みのもの	リットル	
計				

第十六号の四十一様式別表十一(提出用)

1	7	17	22	23	32	34	47
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	カード区分	予備	整理番号	
164111				00			



32	34	44	57
01			.
	58		71
02			.
03			.
04			.
05			.
06			.
07			.
08			.
09			.
10			.
11			.
12	9999999999		.

第十六号の四十一様式別表十一（入力用）

第16号の41様式別表11記載要領

- 1 この明細書は、第16号の41様式の報告書の「製造数量」欄の記載に係る軽油について、軽油の製造を行った事業所ごとの製造数量の内訳を記載し、同様式の報告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「製造を行った事業所」欄中「名称」欄は、実際に製造を行った製造場等の名称を記載すること。
- 4 「うち課税済みのもの」欄は、製造した軽油のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

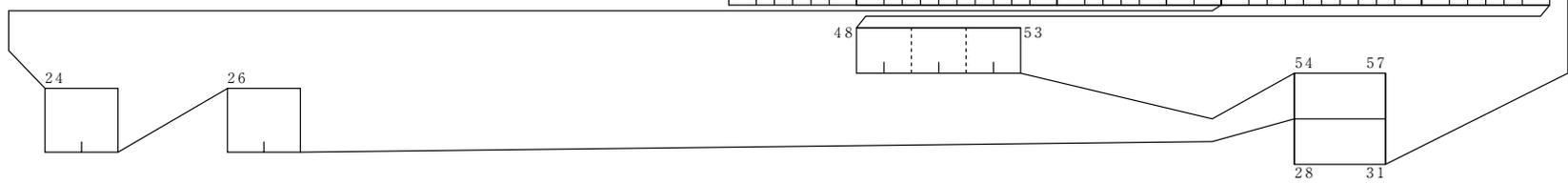
(受入れ)

輸入数量明細書

報告者の氏名又は名称		※処理事項		事業者コード	事務所コード	処理区分	予備	整理番号
		報告年月日						
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月分							枚のうち	
							枚目	
輸入の許可に係る税関	※コード	輸入の許可を受けた年月日	関税定率法別表の品名	輸入統計品目表の統計番号	輸入数量			備考
	※			2710.19 <input type="text"/>			リットル .	
	※			2710.19 <input type="text"/>			.	
	※			2710.19 <input type="text"/>			.	
	※			2710.19 <input type="text"/>			.	
	※			2710.19 <input type="text"/>			.	
	※			2710.19 <input type="text"/>			.	
	※			2710.19 <input type="text"/>			.	
	※			2710.19 <input type="text"/>			.	
	※			2710.19 <input type="text"/>			.	
	※			2710.19 <input type="text"/>			.	
計							.	

第十六号の四十一様式別表十二(提出用)

1	7	17	22 23	32 34	47
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	子備	整理番号
164112			00		



32 34	38	41	54
01			.
02			.
03			.
04			.
05			.
06			.
07			.
08			.
09			.
10			.
11			.
12	9999	999	.

第十六号の四十一様式別表十二（入力用）

第16号の41様式別表12記載要領

- 1 この明細書は、第16号の41様式の報告書の「輸入数量」欄の記載に係る軽油について、軽油の輸入の許可に係る税関ごとに当該輸入の許可ごとの内訳を記載し、同様式の報告書に添付すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「輸入の許可に係る税関」欄は、関税法第67条の規定に基づく輸入（納税）申告書を提出した税関官署の名称（支署・出張所の場合にあっては、その名称）を記載すること。
- 4 「関税定率法別表の品名」欄は、輸入した軽油に係る関税定率法別表に掲げる石油製品の種別（同表に掲げる灯油・軽油・重油・粗油等の別）を記載すること。
- 5 「輸入統計品目表の統計番号」欄は、輸入統計品目表（関税法第102条の規定に基づく輸出統計品目表及び輸入統計品目表（昭和62年大蔵省告示第94号）の輸入統計品目表をいう。）の分類に基づき、2710.19の6桁の番号に続く3桁の細分番号を記載すること。

軽油の製造数量等の報告書

受付印

令和 年 月 日 知事 殿	※処理事項	事業者コード	事務所コード	処理区分	予備	整理番号
		報告年月日				
個人番号又は法人番号						(右詰で記載)
製造をした者の氏名又は名称						⑩
製造をした者の住所又は所在地						(電話)
製造をした年月日	令和 年 月 日					
製造をした場所						
製造に使用した炭化水素油その他の原材料	性 状	数 量				
		リットル				
軽油の製造方法						
製造した軽油の数量	リットル					
製造した軽油の用途						
譲渡しようとする相手方	氏名又は名称					
	住所又は所在地					
譲渡又は消費の予定年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日			
譲渡先	氏名又は名称					
	住所又は所在地					
譲渡又は消費の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日			
譲渡又は消費の数量	リットル	リットル	リットル			

第十六号の四十二様式

第16号の42様式記載要領

- 1 この報告書は、地方税法第144条の35第2項の規定による軽油の製造に係る報告をしようとする場合に使用し、当該製造をした日から30日以内に、当該製造をした者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通提出すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、報告者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 4 「製造をした場所」欄は、実際に製造を行った事業所等の所在地を記載すること。
- 5 「性状」欄は、石油製品の種別又は原材料としたものを記載すること。
- 6 「軽油の製造方法」欄は、当該軽油を製造した方法について具体的に記載すること。
- 7 「譲渡しようとする相手方」欄は、製造した軽油を譲渡しようとする場合における当該軽油の譲渡について、当該譲渡しようとする相手方ごとに、当該者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載すること。
- 8 「譲渡先」欄は、製造した軽油を譲渡した場合における当該軽油の譲渡について、当該譲渡した相手方ごとに、当該者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載すること。

給与支払報告書（総括表）

第十七号様式（用紙日本工業規格A5）（第十条関係）

		種 別	整理番号	
		※	※	※
令和 年 月 日提出				
給与の支払期間	令和 年 月分から 月分まで			
給与支払者の個人番号又は法人番号				
フリガナ				
給与支払者の氏名又は名称		提出区分	年間分 退職者分	
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称		事業種目		
フリガナ		受給者総人員	人	
同上の所在地		報告人員	人	
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		報告人員のうち退職者人員	人	
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	氏名 課 係 (電話)	所 属 名	税務署	
特別徴収税額の払込みを希望する金融機関	(名称)	給与の支払方法及びその期日		
		(所在地)		

第17号様式記載要領

- この給与支払報告書（以下「支払報告書」という。）は、地方税法（以下「法」という。）第317条の6第1項又は第3項に規定する給与について使用してください。
- 給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のあるものは、次により関係市町村に提出してください。
 - 1月1日現在において給与の支払を受けている者 1月31日まで
 - 給与の支払を受けている者のうち給与の支払をうけなくなったもの（以下「退職者」という。） 退職した年の翌年の1月31日まで
- 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
- 「給与の支払期間」欄には、「報告人員」（提出区分が「退職者分」の場合は「報告人員のうち退職者人員」とする。）に給与を支払った期間を記載してください。
- 「提出区分」欄には、次により記載してください。
 - 1月1日現在において給与の支払を受けている者について、1月1日から同月31日までに支払報告書を提出する場合（あわせて前年の退職者について支払報告書を提出する場合を含む。）には、「年間分」を○で囲んでください。
 - 退職者についてのみ支払報告書を提出する場合には、「退職者分」を○で囲んでください。なお、提出区分が「退職者分」の場合は、太線部分のみ記載して提出することもできます。
- 「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄には、経理責任者の職氏名を記載してください。給与支払者が国の機関である場合には、国の機関名を記載してください。
- 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。
- 「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。
- 「報告人員」欄には、提出先に市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する人員（退職者人員を含む。）を述べ人数で記載してください。
- 「報告人員のうち退職者人員」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する退職者の人員を述べ人数で記載してください。
- 「給与の支払方法及びその期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。
- 「特別徴収税額の払込みを希望する金融機関」欄には、給与の支払をする事務所又は事業所の所在する市町村以外の市町村に特別徴収税額を払い込む場合において、その払込みを希望する金融機関の所在地及び名称を記載してください。なお、市町村の都合によっては、これと異なる金融機関を指定することがあります。
- ※の欄は記載しないでください。

公的年金等支払報告書（総括表）

第十七号の二様式（用紙日本工業規格A6）（第十条関係）

市町村長 殿

種 別	整理番号	
※	※	※

令和 年 月 日提出

公的年金等支払者の法人番号 フリガナ																
公的年金等支払者の名称				受給者員	人											
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称 フリガナ				報告人員	人											
同上の所在地				所属名 税務署	税務署											
公的年金等支払者が法人である場合の代表者の氏名				公的年金等の支払方法及びその期日												
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	氏名													課 係		
															(電話)	

第17号の2様式記載要領

- この公的年金等支払報告書（以下「支払報告書」という。）は、地方税法（以下「法」という。）第317条の6第4項に規定する公的年金等（以下「公的年金等」という。）について使用すること。
- 1月1日現在において公的年金等の支払をしている者で、公的年金等に係る所得について所得税を源泉徴収する義務のある者は、この報告書を1月31日までに関係市町村に提出すること。
- 「公的年金等支払者の法人番号」欄には、公的年金等支払者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。
- 「公的年金等支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄には、経理責任者の職氏名を記載すること。公的年金等支払者が国の機関である場合には、国の機関名を記載すること。
- 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載すること。
- 「受給者総人員」欄には、1月1日現在において公的年金等の支払をする事務所、事業所等から公的年金等の支払を受けている者の総人員を記載すること。
- 「報告人員」欄には、提出先に市町村に対して「公的年金等支払報告書（個人別明細書）」を提出する人員を記載すること。
- 「公的年金等の支払方法及びその期日」欄には、毎月20日、3ヵ月毎の20日等と記載すること。
- ※の欄は記載しないこと。

公的年金等支払報告書(個人別明細書)

										※種 別		※整理番号		※		
										個人番号						
支払を受ける者	※区 分															
	住 所															
	(フリガナ)															
氏 名				生年 月 日		明 治		大 正		昭 和		平 成		令 和		
区 分		支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額												
所得税法第203条の3第1号適用分		千 円		千 円												
所得税法第203条の3第2号適用分																
所得税法第203条の3第3号適用分																
所得税法第203条の3第4号適用分																
本 人		源泉控除対象配偶者の有無		控除対象扶養親族の数		16歳未満の扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数		社会保険料の額				
特 別 障害者	その他の 障害者	特 別 寡婦	寡 婦 寡 夫	一 般	老 人	特 定	老 人	そ の 他	特 別	そ の 他			千 円			
						人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
源泉控除対象配偶者				控除対象扶養親族				16歳未満の扶養親族								
(フリガナ)	区 分		配偶者の合計所得		(フリガナ)	区 分		(フリガナ)	区 分		区 分					
氏 名			円		氏 名			氏 名								
個人番号			38万円以下		個人番号			個人番号								
(摘要)				2				2								
				氏 名				氏 名								
				個人番号				個人番号								
支 払 者		法 人 番 号														
		所 在 地														
		名 称												電 話 番 号		

第17号の二様式別表記載要領

- 1 「住所」の欄には、支払報告書を提出する日の現況による住所を記載すること。
- 2 「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、公的年金等の支払を受ける者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))第2条第5項に規定する個人番号をいう。12において同じ。)を記載すること。
- 3 「生年月日」の欄には、該当する年号を○で囲み、その年月日を記載すること。
- 4 「支払金額」の項には、その年中に支払の確定した公的年金等の金額を記載し、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、所得税法第203条の4第2号又は第3号に規定する退職年金については、同号の規定により公的年金等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額を記載すること。
- 5 「本人」の項には、公的年金等の支払を受ける者が特別障害者若しくはその他の障害者、法第34条第3項及び第314条の2第3項に規定する寡婦控除額の控除の対象となる寡婦若しくはその他の寡婦又は寡夫に該当する場合には、その該当する欄に★印を記載すること。
- 6 「源泉控除対象配偶者の有無等」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定による申告書に記載されたところに応じ、その該当する欄に★印を記載すること。
- 7 「控除対象扶養親族の数」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定による申告書に記載されたところに応じ、それぞれ次のように記載すること。
 - (イ) 「特定」の欄には、特定扶養親族の数を記載すること。
 - (ロ) 「老人」の欄には、老人扶養親族の数を記載すること。
 - (ハ) 「その他」の欄には、特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載すること。
- 8 「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満(令和 年1月2日以降に生まれた者)の扶養親族の数を記載すること。
- 9 「障害者の数」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定による申告書に記載されたところに応じ、それぞれ次のように記載すること。
 - (イ) 「特別」の欄には、同一生計配偶者又は扶養親族である特別障害者の数を記載し、当該特別障害者のうちに法第34条第4項及び第314条の2第4項に規定する同居特別障害者があるときは、当該同居特別障害者の数を内書すること。
 - (ロ) 「その他」の欄には、特別障害者以外の障害者である同一生計配偶者又は扶養親族の数を記載すること。
- 10 「非居住者である親族の数」の項には、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族がいる場合には、その数を記載すること。
- 11 「社会保険料の額」の項には、所得税法第203条の4第1号の規定により公的年金等から控除される同号に規定する社会保険料の金額を記載すること。
- 12 「源泉控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の項の「個人番号」の欄には、それぞれ源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族(以下12において「源泉控除対象配偶者等」という。)の個人番号を記載すること。また、源泉控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族である場合には、その旨を記載すること。なお、源泉控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」が不明の場合は空欄とすること。
- 13 「配偶者の合計所得」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定による申告書に記載された源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見積額が38万円を超える場合には当該申告書に記載された額を記載し、38万円以下である場合には「38万円以下」の項に★印を記載すること。
- 14 摘要の欄には、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名及び個人番号を記載すること。また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に(年少)と記載し、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族である場合にはその旨を記載すること。
- 15 「支払者」の項の「法人番号」の欄には、公的年金等支払者の法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 16 ※の欄には、記載しないこと。

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※市町村
処理欄

市町村長殿 令和 年 月 日提出		〔 特別徴収 〕 〔 義務者 〕 給与支払者	住所（居所） 又は所在地		特別徴収義務者 指定番号		課 係								
氏名又は名称			個人番号 又は法人番号		連絡先の氏名及 び所属課、係名 並びに電話番号		氏名 (電話番号)								
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年月日		異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収		退職時ま での給与 支払額
受給者番号 〔整理番号〕		氏 名		円		月から 月まで		円		1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 職 4. 長期欠勤 5. 死 亡 6. そ の 他		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (理由)		円 控除社会 保険料額 円	
個人番号															
給与の支払 を受けなくな った後の 住所															
新しい勤務 先の名称及 び所在地															

第十八号様式（用紙日本工業規格A4）
（第十条関係）

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。□

一括徴収の理由		徴収予定			※ 市 町 村 記 入 欄
1. 異動が令和 年12月31日 まで、申出があったため (月 日申出)		徴 収 予 定 月 日	徴収予定額	徴 収 予 定 額 合 計 (上 記 (ウ)と同額)	
2. 異動が令和 年1月1日 以後で、特別徴収の継続の希望 がないため		・	円	円	
異 動 者 印		・	円		

記載要領

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「受給者番号（整理番号）」欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号（整理番号）を記載してください。
- 5 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- 6 「給与の支払を受けなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 7 「異動後の未徴収税額の徴収」欄には、次の要領により記載してください。
 - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を○で囲んでください。
 - (2) 退職後令和 年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を○で囲んでください。
 - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、「普通徴収」を○で囲むとともに、その理由を次の中から選んでその番号を「（理由 ）」欄に記載してください。（注 次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）
 - ① 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の希望がないため。
 - ② 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。
 - ③ 死亡による退職であるため。
- 8 「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定してた給与の額を、「控除社会保険料額」の欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。
- 9 「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- 10 「徴収予定額」欄には、徴収予定月日ごとの徴収予定額（退職の申出額又は一括徴収予定額を給与若しくは退職手当等のそれぞれの額によってあん分した額）を記載してください。
- 11 ※印の欄は、記載しないでください。

受付印

※処理事項 送信年月日 確認印 整理番号 事務所区分 管理番号 申告区分

令和 年 月 日 法人番号 申告年月日 所在地 (電話) この申告の基礎 1. 法人税の令和 年 月 日の修正申告書の提出による。 2. 法人税の令和 年 月 日の更正・決定・再更正による。 事業種目 期末現在の資本金の額 又は出資金の額 兆 十億 百万 千 円 期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額 期末現在の 資本金等の額

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 事業年度分又は 連結事業年度分 の市町村民税の 申告書 ※

Table with columns: 摘要, 課税標準 (十億 百万 千 円), 税率 (税), 法人税割額 (十億 百万 千 円). Rows include: (1) 法人税法の規定によって計算した法人税額, (2) 試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額, (3) 還付法人税額等の控除額, (4) 退職年金等積立金に係る法人税額, (5) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (1+2-3+4), (6) 2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ((5) x 23), (7) 市町村民税の特定寄附金税額控除額, (8) 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額, (9) 外国の法人税等の額の控除額, (10) 仮装経理に基づく法人税割額の控除額, (11) 差引法人税割額 (5-7-8-9-10)又は(6-7-8-9-10), (12) 既に納付の確定した当期分の法人税割額, (13) 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額, (14) この申告により納付すべき法人税割額 (11-12-13), (15) 均等割額 (算定期間中において事務所等を有していた月数), (16) 円 x (15/12), (17) 既に納付の確定した当期分の均等割額, (18) この申告により納付すべき均等割額 (16-17), (19) この申告により納付すべき市町村民税額 (14+18), (20) 19のうち見込納付額, (21) 差引 (19-20).

Table with columns: 名称, 事務所、事業所又は寮等の所在地, 分割基準 (当該法人の全従業員数, 存のうち当該市町村分の従業員数), 当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業員数. Includes a '合計' row.

Table with columns: 区名, 月数, 従業員数, 均等割額, 決算確定の日, 解散の日, 残余財産の最後の分配又は引渡しの日, 法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額, この申告が中間申告の場合の計算期間, 還付を受けようとする金融機関及び支払方法, 還付請求税額, 法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額. Includes '指場' and '指定都市' rows.

関与税理士 署名押印 (電話)

第二十号様式(提出用) (用紙日本工業規格A4・セピア色) (第十条関係)

1	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分	23
		A			
24	法人番号			申告年月日	42
				年 月 日	
	申告基礎	72			

43 ← 事業年度又は連結事業年度

48 49 54

11	B	期末現在の資本金の額又は出資金の額	41				
		期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	42				
		期末現在の資本金等の額	43				
55	千備						68

11	B	使途秘匿金税額等	25				
			01				
			02				
			03				
			04				
			05				000
			06				000

11	B	30				
		31				
		07				
		08				
		09				
		10				
		11				00
		12				00
		13				
		14				00
		16				00
		17				00
		18				00
		19				00
		20				
		21				

（月数） 15 月

22		23		24	
----	--	----	--	----	--

11	B	区コ-F 月数 従業者数 均等割額	50			51		00
			52			53		00
			54			55		00
			56			57		00
			58			59		00
			60			61		00
			62			63		00
			64			65		00

翌期の中間申告の要否	70	1・2
法人税の申告期限の延長の処分の有無	71	1・2

法人名	法人番号	令和	年	月	日から
	連結事業年度 又は事業年度	令和	年	月	日まで

課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書

(個別帰属特別控除取戻税額等又は特別控除取戻税額等)	兆	十億	百万	千	円
法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額	①				
試験研究費の額等に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②				
差引個別帰属法人税額（(①+②)と(①の括弧書)のうちいずれか多い額）又は差引法人税額（①+②）	③				
控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額	④				
控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額	⑤				
退職年金等積立金に係る法人税額	⑥				
課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額 ③-④-⑤+⑥	⑦				
当期に発生した控除対象個別帰属税額 (①の括弧書)-①+②	⑧				

（用紙日本工業規格A4・セピア色）
（第十条関係）

法人税における連結納税の承認の有無	⑨	有（連結法人）・無（連結法人以外の法人）
連結親法人・子法人の区分	⑩	連結親法人・連結子法人
連結親法人の区分	⑪	普通法人・協同組合等・特定医療法人
連結子法人の区分	⑫	特定連結子法人・非特定連結子法人
法人税の申告区分	⑬	連結申告・単体申告

連結親法人の本店所在地及び電話番号	〒 (電話)
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号	(法人番号) _____

法人名	法人番号	令和 令和	年	月	日から
	事業年度	令和	年	月	日まで

外国法人の法人税割額に関する計算書

	法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算 (イ)					法人税法第141条第1号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算 (ロ)				
	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①									
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②									
還付法人税額等の控除額	③									
課税標準となる法人税額 ①+②-③	④									
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	⑤									
法人税割額 (④又は⑤× $\frac{1}{100}$)	⑥									
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦									
外国の法人税等の額の控除額	⑧									
差引法人税割額 ⑥-⑦-⑧	⑨									
計						(⑨(イ)+(ロ))	⑩			

控除対象個別帰属調整額
の控除明細書

連結事業年度 又は事業年度		・	・	法人名		
事業年度又は 連結事業年度	連結適用前欠 損金額又は連 結適用前災害 損失欠損金額 ①	控除対象個別 帰属調整額 (①×23.2/100又は ①×20/100) ②	既に控除を 受けた額 ③	控除未済額 ②-③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
・	円	円	円	円	円	
・						円
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
計						

第二十号様式別表二 (用紙日本工業規格A4) (第十条関係)

控除対象個別帰属税額
の控除明細書

連結事業年度 又は事業年度	・ ・ ・ ・	法人名
------------------	----------------------	-----

連結事業年度 又は事業年度	控除対象個 別帰属税額 ① 円	既に控除を 受けた額 ② 円	控除未済額 ①－② ③ 円	当期控除額 ④ 円	翌期繰越額 ⑤ 円
・ ・ ・ ・					/
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
当 期 分		/	/	/	
計		円		円	

第二十号様式別表二の二（用紙日本工業規格A4）（第十条関係）

控除対象還付法人税額又は控除対象
個別帰属還付税額の控除明細書

		事業年度又は 連結事業年度	・ ・	法人名		
事業年度又は 連結事業年度	控除対象還付法人 税額又は控除対象 個別帰属還付税額 ①	既に控除を 受けた額 ②	控除未済額 ①-② ③	当期控除額 ④	翌期繰越額 ⑤	
・ ・	円	円	円	円	△	円
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
当 期 分		△		△		
計		円		円		

第二十号様式別表二の三 (用紙日本工業規格 A 4) (第十条関係)

法人名	※ 処理事項	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
	法人番号				
事業年度又は連結事業年度		令和	年	月	日から
		令和	年	月	日まで

均等割額の計算に関する明細書

区名	区内の主たる事務所等所在地	※区コード	月数	従業者数 人	均等割額 円
1					00
2					00
3					00
4					00
5					00
6					00
7					00
8					00
9					00
10					00
11					00
12					00
13					00
14					00
15					00
16					00
17					00
18					00
19					00
20					00
21					00
22					00
23					00
24					00
計					00

第二十号様式別表四の三（提出用）
 （用紙日本工業規格A4・紫色）
 （第十条関係）

※処理事項	発信年月日	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
	通信日付印	確認印			
受付印	令和 年 月 日			法人番号	申告年月日
	殿				年 月 日
所在地 <small>(本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記)</small>	事業種目				
(ふりがな)	(電話)			期末現在の資本金の額 又は出資金の額	
法人名				兆 十億 百万 千 円	
(ふりがな)				期末現在の 資本金等の額	
代表者 氏名印	(ふりがな) 経理責任者 氏名				

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の退職年金等積立金に係る市町村民税の 申告書 ※

摘 要	課税標準	法人税割額	
		税率(100)	税 額
課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額 (法人税の申告書)及びその法人税割額 (別表19)の(12)	① 十億 百万 千 円 000		00
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準と なる退職年金等積立金に係る法人税額及びその法人税割額 (①×⑥) ⑤	② 000		00
①又は②のうち既に納付の確定した当期分の法人 税割額	③		00
この申告により納付すべき法人税割額 ①-③又は②-③	④		00
全 従 業 者 数	⑤ 人	当該市町村内に所在する事 務所又は事業所の従業者数	⑥ 人
⑥ の 内 訳 ⑦	事務所又は事業所		従業者数
	名 称	所 在 地	

関与税理士 署名押印	(電話)
---------------	-------

受付印

※処理事項	登録年月日 通信日付印	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
-------	----------------	------	-------	------	------

令和 年 月 日

法人番号 申告年月日 年 月 日

殿

所在地 (本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記) (電話)

事業種目

前期末現在の資本金の額又は出資金の額 (兆 十億 百万 千 円)

前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

前期末現在の資本金等の額

法人名 (ふりがな)

代表者氏名印 (ふりがな) 経理責任者氏名 (ふりがな)

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度又は前連結事業年度の市町村民税の予定申告書 ※

摘 要		税 額			
		十億	百万	千	円
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (18の金額)		①			00
予定申告税額 (① × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$)		②			00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額		③			00
この申告により納付すべき法人税割額 ②-③		④			00
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤			月
	円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥			00
この申告により納付すべき市町村民税額 ④+⑥		⑦			00

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数 人
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	

合 計 ⑧

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細		こ の 申 告 の 期 間	
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等)	⑨	前事業年度又は前連結事業年度の期間	
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	
法人税割額	⑩	区 名	※ 月数 従業者数 均等割額
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑪		円
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑫		00
外国の法人税等の額の控除額	⑬		00
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑭		00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮		00
納付すべき法人税割額 ⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮	⑯		00
⑯のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑰		00
差引法人税割額 ⑯-⑰	⑱		00

関与税理士 署名押印 (電話)

第二十号の三様式(提出用) (用紙日本工業規格A4・草色) (第十条関係)

1	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
		A		
	法人番号			申告年月日
			年	月
				日

11	B	40					
		41					
		42					
		43					

前期末現在の資本金の額
又は出資金の額

前期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額

前期末現在の
資本金等の額

事業年度又は
連結事業年度

43

48

49

54

11	B	01					00
		02					00
		03					00
		04					00
		05					
		06					00
		07					00

08	
----	--

11	B	月数	従業員数	均等割額
		50		51 00
		52		53 00
		54		55 00
		56		57 00
		58		59 00
		60		61 00
		62		63 00
		64		65 00
		66		67 00
		68		69 00

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名
	・	・	

有	無
---	---

政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無

控除する金額の計算			
所得税等の額	①	円	道府県民税の法人税割額
控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額	②		控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち⑤と⑥の合計額を超える額 ② - (⑤+⑥)
法人税の控除額	③		市町村民税の法人税割額
地方法人税の控除額	④		控除する金額(⑦若しくは⑧のうち少ない額又は⑭)
国税の控除額	⑤	③+④	

各市町村ごとに控除する金額の明細

事務所又は事業所		従業員数又は補正後の従業員数	控除すべき金額	各市町村ごとに算定した法人税割額	各市町村ごとに控除する金額 (⑩又は⑪のうち少ない額)
名称	所在地				
		人	円	円	円
合計				⑬	⑭

第二十号の三の様式 (用紙日本工業規格A4) (第十条関係)

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・ ・	法人名	
------------------	--------	-----	--

第二十号の様式(用紙日本工業規格A4)(第十条関係)

政令第48条の13第8項ただし書の規定の 適用の有無		有 ・ 無	前3年以内の控除未済外国税額の明細				
当期において控除する外国税額の計算							
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥)	①	円	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額 ⑭	当期控除額 ⑮	翌期繰越額 ⑭-⑮ ⑯
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑱)	②		・	円	円	/
	計 ①+②	③		・			円
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の ①+同表の②))	④		・			
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③)	⑤		・			
	外国税額のうち④と⑤の合計額を 超える額 ③-(④+⑤)	⑥		・			
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④)	⑦		・			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額(別表1の㉓)	⑧		・			
	計 ⑦+⑧	⑨		・			
	当期分の控除外国税額 (⑥又は⑨のうち少ない額)	⑩		・			
前3年以内の控除未済外国税額		⑪		当 期 分	/	/	
当期分として算定した法人税割額 (㉒又は第20号様式の⑤-⑦-⑧)		⑫			⑪ 円	円	
当期において控除する外国税額 (⑫若しくは⑩+⑪のうち少ない額又は㉒)		⑬		計			

各市町村ごとに控除する外国税額の明細						
事務所又は事業所		従業員数又は 補正後の従業員数	控除すべき 外国税額	各市町村ごとに 算定した法人税割額	各市町村ごとに 控除する外国税額(⑬又は⑭のうち少ない額)	
名称	所在地				⑰	⑱
		人	円	円		円
合 計				⑳		㉑

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額
の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・ ・	法人名
------------------	--------	-----

第二十号の四様式別表一 (用紙日本工業規格A4) (第十条関係)

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算			
当期分の 控除 限度 額	法人税の控除限度額 ①	円	当期分の 控除 余 裕 額
	地方法人税の控除限度額 ②		
	道府県民税の控除限度額 ③		
	市町村民税の控除限度額 ④		
	計 ①+②+③+④ ⑤		
当期の控除対象外国税額 ⑥			当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑥-⑤ ⑪

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

事業年度又は 連結事業年度	控 除 余 裕 額									控除限度額を超える外国税額		
	国 税			道府県民税			市町村民税			前 期 からの 繰越額	当 期 分 と み な す 額	翌 期 繰越額
	前 期 からの 繰越額	当 期 に 加 算 する額	翌 期 繰越額	前 期 からの 繰越額	当 期 に 加 算 する額	翌 期 繰越額	前 期 からの 繰越額	当 期 に 加 算 する額	翌 期 繰越額			
・ ・	円	円	/	円	円	/	円	円	/	円	円	/
・ ・			円			円			円			円
・ ・												
・ ・												
・ ・												
・ ・												
合 計	⑫	⑬		⑭	⑮		⑯	⑰		⑱	⑲	
当 期 分	⑦の額	⑳の額	⑦-㉓ の 額	⑧の額	㉔の額	⑧-㉔ の 額	⑨の額	㉕の額	⑨-㉕ の 額	⑪の額	⑬+⑮ +⑰の 額	⑪-(⑬+ ⑮+⑰) の 額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
前3年以内の控 除余裕額の当期 の限度額への加 算額	国 税	⑫のうち⑪に 充てられる額 ㉒		⑬ 円			前3年以内の控 除限度額を超え る外国税額の当 期への繰越額	国 税	⑱のうち⑦に 充てられる額 ㉓		円	
	道府県 民 税	⑭のうち⑪に 充てられる額 ㉑		⑮				道府県 民 税	⑱-㉓のうち⑧ に充てられる額 ㉔			
	市町村 民 税	⑯のうち⑪に 充てられる額 ㉔		⑰				市町村 民 税	⑱-㉓-㉔のうち ⑨に充てられる額 ㉕			
								計	㉓+㉔+㉕ ㉖		⑲	

控除限度額の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度		・ ・	法人名			
市町村名	法人税の 控除限度額	従業者数 ②	②で按分した 法人税の控除 限度額 ④	税率 ⑤	市町村民税の 控除限度額 ④×⑤ ⑥	補正後の 従業者数 ②×⑤÷標準税率 ⑧
		人	円		円	人
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
				100		
合計	① 円	③			⑦	

第二十号の四様式別表二（用紙日本工業規格A4）（第十条・第十条の二関係）

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は
控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人 名
	・	・	

被合併法人等の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算									
適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資 適格組織再編成の日： 被合併法人等の名称：									
被合併法人 等の事業年 度又は連結 事業年度	区 分	控除余裕額				控除限度額を超える外国税額			
		被合併法人 等の控除余 裕額	分割法人等 の調整国外 所得金額又 は個別調整 国外所得金 額	②のうち当 該法人が移 転を受ける 事業に係る 部分の金額	当該法人の 控除余裕額 とみなされ る金額 ①又は①× $\frac{③}{②}$	被合併法人 等の控除限 度額を超え る外国税額	分割法人等 の外国の法 人税等の額	⑥のうち当 該法人が移 転を受ける 事業に係る 部分の金額	当該法人の 控除限度額 を超える外 国税額とみ なされる金 額 ⑤又は⑤× $\frac{⑦}{⑥}$
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
・	国	円	円	円	円	円	円	円	円
・	道府県								
・	市町村								
・	国								
・	道府県								
・	市町村								
・	国								
・	道府県								
・	市町村								
・	国								
・	道府県								
・	市町村								
・	国								
・	道府県								
・	市町村								
当該法人の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算									
当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	区 分	控除余裕額			控除限度額を超える外国税額				
		当該法人の控 除余裕額 (前期の別表1の 「控除余裕額」の 「翌期繰越額」)	当該法人の控 除余裕額とみ なされる金額 ④	当該法人の調 整後の控除余 裕額 ⑨+⑩	当該法人の控 除限度額を超 える外国税額 (前期の別表1の 「控除限度額を超 える外国税額」の 「翌期繰越額」)	当該法人の控 除限度額を超 える外国税額 とみなされる 金額 ⑧	当該法人の調 整後の控除限 度額を超える 外国税額 ⑫+⑬		
		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭		
・	国	円	円	円	円	円	円		
・	道府県								
・	市町村								
・	国								
・	道府県								
・	市町村								
・	国								
・	道府県								
・	市町村								
・	国								
・	道府県								
・	市町村								

第二十号の四様式別表三 (用紙日本工業規格A4) (第十条関係)

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済
外国税額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資 適格分割等の日： ・ ・ 分割承継法人等の名称：					
当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	当該法人の控除未済 外国税額	当該法人の調整国外 所得金額又は個別調 整国外所得金額	②のうち分割承継法 人等に移転する事業 に係る部分の金額	①のうちないものと される金額	当該法人の調整後の 控除未済外国税額
	①	②	③	④	⑤
	円	円	円	円	円
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					
・					

第二十号の四様式別表六（用紙日本工業規格A4）（第十条関係）

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名
	・	・	

第二十号の様式 (用紙日本工業規格A4) (附則第二条の六関係)

1. 特定寄附金に関する明細

支出した 特定寄附金	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額
①				
	計		②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

	従業者の数 (単位 = 人)	(イ)	按分後の 特定寄附金の額	(ロ)
本市町村分	③			円
合計	④			

3. 特定寄附金税額控除額の計算

特定寄附金の額	②又は③の(ロ)	⑤	円
控除額	$⑤ \times 15 / 100$	⑥	
控除対象法人税割額 第20号様式⑤ - 第20号の2様式①又は第20号様式⑥ - 第20号の2様式②		⑦	
税額控除上限額	$⑦ \times 20 / 100$	⑧	
控除額	⑥と⑧のうち少ない額	⑨	

法人名	課税標準の分割に関する明細書(その1)	事業年度又は 連結事業年度	・ ・	・ ・
法人税法の規定によって計算した法人税額 ①		()		円
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②				
還付法人税額等の控除額 ③				
退職年金等積立金に係る法人税額 ④				
差引計 ①+②-③+④ ⑤				
事務所又は事業所			分割基準及び分割課税標準額	
名称	所在地	従業者数	分割課税標準額	
		人	円	
合		計		

法人名		課税標準の分割に関する明細書(その2)	事業年度又は 連結事業年度	・	・
事務所又は事業所			分割基準及び分割課税標準額		
名称	所在地		従業者数	分割課税標準額	
			人	円	
合			計		

第二十二号の様式(その2) (用紙日本工業規格A4) (第十条関係)

※処理事項 令和 年 月 日 法人番号 申告年月日		送信年月日 通信日付印	整理番号 確認印	事務所区分 管理番号	申告区分
		受付印			
市町村 事務 内に 又は 事業 所 又は 事業 所	所在地 (ふりがな)	(電話)			
	名称 (ふりがな)				
	代表者又は 管理人の 氏名印				
本店 又は 本社	所在地 (ふりがな)	(電話)		事業種目	
	名称			資本金 等の額	兆 十億 百万 千 円

令和 年度 市町村民税の均等割申告書

市町村に ある主たる 事務所又は 事業所以外 の事務所又は 事業所	所在地 (ふりがな)				
	名称				
前年4月1日から3月31日までの間に市町村に事務所又は事業所を有していた期間		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	同左の月数 ①	月	
この申告によって納付すべき市町村民税の均等割額		円 × $\frac{①}{12}$		②	
指定都市に申告する場合の②の計算		区 名	区内の主たる事務所等所在地	※区コード 月数	均等割額
					円
					00
					00
					00
					00
					00
					00
					00
					00

関与税理士
署名押印 (電話)

法第349条の4第6項の規定による通知書

第二十三号様式 (第十四条関係)

納税義務者	住所	摘 要
	氏名又は名称	
	個人番号又は法人番号	
償却資産の価額	法第410条第1項の規定によつて決定した価額	本市町村の人口 人
	法第417条第1項の規定によつて決定した 価額 修正した	
	法第389条第1項の規定によつて配分を受けた価額	
	法第417条第2項の規定によつて配分を受けた価額	
	合 計 (イ)	
法第349条の4又は第349条の5の規定により市町村において課税標準額とすることとなる金額 (ロ)		
(イ) - (ロ)		
(道府県において課税標準額とすることとなる金額) (ハ)		

令和 年度分の償却資産の価額について、法第349条の4第6項の規定に基づき、上記の通り通知する。

令和 年 月 日

殿 市町村長 氏 名 印

第23号様式記載心得

- 「個人番号又は法人番号」欄には、納税義務者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。（平27省令85・追加）
- 「償却資産の価額」の欄は、不要な事項は削除して差し支えないこと。ここにいう価額とは、法第349条の3、法附則第15条、法附則第15条の2又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける償却資産にあつては、その償却資産の価格にそれぞれこれらの規定に定める率を乗じて得た額をいうものであること。（昭33府令25・一部改正・昭41省令5・一部改正・昭42省令11・一部改正・昭44省令9・一部改正・平元省令14・一部改正・平7省令10・一部改正・平13省令55・一部改正）
- 「摘要」の欄には、当該市町村の人口のほか、その他必要な事項を記載するものとする。（平13省令55・一部改正）
- 納税義務者あてのものにあつては、「納税義務者」の「住所」、「氏名又は名称」及び「個人番号又は法人番号」の各欄は記載を要しないこと。（平13省令55・一部改正・平27省令85・一部改正）

地方税法第364条第7項の固定資産税納税通知書

(表 面)

第 号	納税者	住 所						
令和 年度		氏 名						
普 通 税	固 定 資 産 税	百	十	万	千	百	十	円
1 固定資産税決定の明細								
税 額	区 分	価 格	課税標準額	税 率	税 額	徴収税額		
	土 地							
	家 屋							
	償却資産							
	合 計					円	円	
2 各納期の納付額及び納期限								
期 別	納 付 額	納 期						
第 1 期		令和 年 月 日から令和 年 月 日まで						
第 2 期		令和 年 月 日から令和 年 月 日まで						
第 3 期		令和 年 月 日から令和 年 月 日まで						
第 4 期		令和 年 月 日から令和 年 月 日まで						
納付場所								
<p>上記のとおり各納期によって納め下さい。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>市長 村長</p> <p>氏 名 ㊟</p>								

注意 裏面をよくお読み下さい。

第二十五号の三様式(第十四条関係)

令和 年 月 日
 受付印
 殿

令和 年度

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

※所有者コード

所有者	1 (ふりがな) 住所	3 個人番号又は法人番号	8 短縮耐用年数の承認	有・無
	(又は納税通知書送付先)		9 増加償却の届出	有・無
	2 (ふりがな) 氏名	4 事業種目 (資本金等の額) (百万円)	10 非課税該当資産	有・無
	(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	5 事業開始年月 年 月	11 課税標準の特例	有・無
	(印)	6 この申告に应答する者の係及び氏名 (電話)	12 特別償却又は圧縮記帳	有・無
	(屋号)	7 税理士等の氏名 (電話)	13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法
			14 青色申告	有・無

資産の種類	取得価額				計((イ)-(ロ)+(ハ)) (三)	15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)			
1 構築物						16 借用資産 (有・無) 貸主の名称等
2 機械及び装置						
3 船舶						
4 航空機						
5 車両及び運搬具						
6 工具、器具及び備品						
7 合計						

資産の種類	評価額 (ホ)	決定価格 (ニ)	課税標準額 (ト)	18 備考(添付書類等)
	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	
1 構築物				
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品				
7 合計				

17 事業所用家屋の所有区分
 自己所有・借家

令和 年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		枚のうち		
所有者コード														枚目		
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			(イ) 取 得 価 額	(ロ) 耐 用 年 数	(ハ) 減 価 残 存 率	価 額	※ 課 税 標 準 例		※ 課 税 標 準 額	増 加 事 由	摘 要
					年 号	年	月					率	コード			
01									0.					1・2 3・4		
02									0.					1・2 3・4		
03									0.					1・2 3・4		
04									0.					1・2 3・4		
05									0.					1・2 3・4		
06									0.					1・2 3・4		
07									0.					1・2 3・4		
08									0.					1・2 3・4		
09									0.					1・2 3・4		
10									0.					1・2 3・4		
11									0.					1・2 3・4		
12									0.					1・2 3・4		
13									0.					1・2 3・4		
14									0.					1・2 3・4		
15									0.					1・2 3・4		
16									0.					1・2 3・4		
17									0.					1・2 3・4		
18									0.					1・2 3・4		
19									0.					1・2 3・4		
20									0.					1・2 3・4		
小 計																

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

第二十六号様式別表一（提出用）
（用紙日本工業規格 A 4 ・ 草色）（第十四条関係）

令和 年度		種類別明細書(減少資産用)										所有者名		枚のうち		
所有者コード														枚 目		
行 番 号	資 産 の 種 類	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分				摘 要	
					年 号	年	月				1 売 却	2 滅 失	3 移 動	4 そ の 他		1 全 部
01														1・2・3・4	1・2	
02														1・2・3・4	1・2	
03														1・2・3・4	1・2	
04														1・2・3・4	1・2	
05														1・2・3・4	1・2	
06														1・2・3・4	1・2	
07														1・2・3・4	1・2	
08														1・2・3・4	1・2	
09														1・2・3・4	1・2	
10														1・2・3・4	1・2	
11														1・2・3・4	1・2	
12														1・2・3・4	1・2	
13														1・2・3・4	1・2	
14														1・2・3・4	1・2	
15														1・2・3・4	1・2	
16														1・2・3・4	1・2	
17														1・2・3・4	1・2	
18														1・2・3・4	1・2	
19														1・2・3・4	1・2	
20														1・2・3・4	1・2	
小 計																

第二十六号様式別表二(提出用)
(用紙日本工業規格A4・赤色)
(第十四条関係)

令和 年度

固定資産申告書(道府県知事又は総務大臣に対する申告書)

第三十号様式 (用紙日本工業規格A4) (第十四条関係)

<p style="text-align: center;">受付 印</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>道府県知事 (総務大臣) 殿</p>	所有者	住所							この申告に应答する者の氏名及び係名並びにその電話番号	(電話)		
		氏名	(印)						※ 処 理 事 項			
		個人番号 又は 法人番号								※ 担 当 者	課 係 氏名	
資産の種類	前年前に取得したもの					前年中に取得したもの				※ 決定価格	※ 課税標準額	※ 摘 要
	前年度の 価額 (イ)	(イ)のうち 前年中に 減少したもの (ロ)	(イ)-(ロ) (ハ)	(ハ)にかか る減価償却 額 (ニ)	価 額 (ホ)	取得価額 (ヘ)	(ヘ)にかか る減価償却 額 (ト)	価 額 (チ)	価額の計 (ホ)+(チ) (リ)			
土 地	円	円	円	/	円	円	/	円	円	円	円	
家 屋				/			/					
償 却 資 産				円			円					
合 計				/			/					/

軽自動車税申告書（報告書）

市町村長 殿

次のとおり申告（報告）します。

令和 年 月 日

第三十三号の四様式（用紙日本工業規格A4）（第十六条関係）

申告区分	1. 新規取得(新車) 2. 新規取得(中古車) 3. 移転	取得原因	1. 売買 2. 相続
	4. 転入 5. 転出 6. 抹消		3. 贈与
	7. 変更(使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車の所有者)		4. 所有権留保解除
	8. その他()		5. その他()

車両番号	運輸支局等	車種区分	かな	番号	取得・変更・廃車等年月日	初度検査(届出)年月	
	(右詰で記入)						年号
納税(申告・報告)義務者	住所又は所在地	(都道府県、市町村名、番地まで記入)					
	氏名又は名称	(印)					
所有者	住所又は所在地						
	氏名又は名称						
使用者	住所又は所在地						
	氏名又は名称						
旧所有者	住所又は所在地						
	氏名又は名称						
旧使用者	住所又は所在地						
	氏名又は名称						
※この欄には記入しないこと。							

用途	01. 乗用車 02. トラック(貨物)		09. 特種用途自動車()		10. その他()	
種別	2. 小型	4. 軽	営・自区分	車体の形状		型式
乗車定員	最大積載量		車両重量	車両総重量	車台番号	類別区分番号
人()人	kg()kg		kg	kg		
原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	ローター数	燃料の種類
	cm	cm	cm	kw		1. ガソリン 2. 軽油 3. その他()
主たる定置場 ※ ()内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入						
()						
車検有効期限						
令和 年 月 日						
所有形態						
1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 譲渡担保 6. その他()						
申告外・報告義務者に係る	住所又は所在地					
	氏名又は名称					
電話番号	()					
軽税率の特例	1. 電気・天然ガス(30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減) 2. ★★★★★かつ32年度燃費基準+30%達成の乗用車 3. ★★★★★かつ32年度燃費基準+10%達成の乗用車 4. ★★★★★かつ27年度燃費基準+35%達成のトラック(貨物) 5. ★★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成のトラック(貨物)					

第33号の4様式記載要領

- 1 この申告書は、法第447条第1項の規定により軽自動車税の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 2 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。
また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、（ ）内の該当項目を○で囲むこと。
- 3 「取得・変更・廃車等年月日」、「初度検査(届出)年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 4 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」及び「所有形態」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 5 「用途」の欄で「09. 特種用途自動車」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 6 二輪の小型自動車又は二輪若しくは三輪の軽自動車については、「用途」の欄の「10. その他」を選択し、（ ）内に「二輪」又は「三輪」と記入すること。
- 7 「納税（申告・報告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほか棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
- 8 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（ ）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 9 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 11 「軽自動車税の税率の特例」の欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
なお、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことをいう。

軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

市町村長 殿

つぎのとおり申告(報告)及び申請します。

申告の理由		種 別		標 識 番 号	納税義務発生 年 月 日	令和 年 月 日
新 規	変 更	原動機付自転車	小型特殊自動車			
<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 譲受け <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 標識番号 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 第一種 (0.05L以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙 (0.09L以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲 (0.125L以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他 ()	旧 標 識 番 号		

納税(申告・報告)義務者	所 有 者	住 所 又は 所在地	〒 □□□□-□□□□			所有形態	1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. その他 ()		
		(フリガナ) 氏 名 又は 名 称	Ⓜ				主たる定置場 ※()内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ () 2. ()	
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号			車 名	型式及び年式	原動機の型式	
	住 所 又は 所在地	〒 □□□□-□□□□			車 台 番 号	型式認定番号	総排気量又は定格出力 L kW		
使 用 者	(フリガナ) 氏 名 又は 名 称	Ⓜ			販 売 渡 証 明 書	上記原動機付自転車・小型特殊自動車を販売又は譲渡したことを証明します。 令和 年 月 日			
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号			住 所 又 は 所 在 地			
届 出 者	住 所 又は 所在地				証 明 書	氏名又は名称 Ⓜ			
	(フリガナ) 氏 名 又は 名 称					電 話 番 号			
	電話番号								

第33号の5様式記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入すること。
- 3 「納税（申告・報告）義務者」の欄については、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 4 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 5 「所有形態」の欄については、該当項目を○で囲むこと。
また、「5. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 6 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
また、変更の申告の場合については、（ ）内に旧主たる定置場所在の市町村名を記入すること。
- 7 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした者が、その者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入すること。なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。

軽自動車税廃車申告書兼標識返納書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

市町村長 殿

つぎのとおり申告及び標識の返納をします。

申告の理由	種 別		標 識 番 号	廃 車 年 月 日
	廃 車	原動機付自転車		
<input type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 盗難・紛失 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 第一種 (0.05L以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙 (0.09L以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲 (0.125L以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他 ()		令和 年 月 日

納 税 義 務 者	所 有 者	住 所 又は 所在地	〒 □□□□-□□□□		主たる定置場	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ			
		(フリガナ)氏名又は名称	Ⓜ			2.			
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号		車 名	型式及び年式	原動機の型式番号		
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号		車 台 番 号	型式認定番号	総排気量又は定格出力 L kW		
使 用 者	住 所 又は 所在地	〒 □□□□-□□□□		標識返納の有無		標識返納がない場合、その理由			
		(フリガナ)氏名又は名称	Ⓜ		1. 有	イ. 盗難 ロ. 紛失 ハ. 破損 ニ. その他 ()			
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号		2. 無	〔具体的に: 〕			
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号		盗難届出	届出年月日	令和 年 月 日	被害年月日	令和 年 月 日
届 出 者	住 所 又は 所在地			届出警察署	警察署		交番・駐在所		
	(フリガナ)氏名又は名称			受理番号					
	電話番号								

第34号様式記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入すること。
- 3 「廃車年月日」の欄には、納税義務が消滅した年月日を記入すること。
- 4 「納税義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 5 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 6 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
- 7 「標識返納の有無」の欄には、標識の返納が有る場合には1を、また、標識の返納のない場合には2を○で囲むこと。なお、標識の返納のない場合については、その理由に該当する項目を○で囲み、具体的な理由を〔 〕内に記入すること。
- 8 「盗難届出」の欄には、「申告の理由」又は「標識返納がない場合、その理由」欄において「盗難」に該当する場合に、その盗難を届出た年月日、被害年月日、届出警察署及び受理番号を記入すること。

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">殿</p>	※	整理番号	事務所	処理 区分	事業者コード	申告 区分	予備
理							
事							
項							

住所又は所在地		
氏名又は名称	(印)	
個人番号又は法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	

令和 年 月分 市町村たばこ税の
申告書
修正申告書
※

課税標準数量 ①		十億	百万	千	本
税 額 (① × $\frac{\quad}{1000}$) ②					円
課税免除を受けようとする本数					本
課税免除を受けようとする税額 ③					円
返還控除を受けようとする本数					本
返還控除を受けようとする金額 ④					円
差引 (② - ③ - ④) ⑤					円
既に納付又は還付の確定した税額又は金額 ⑥					円
この申告により納付すべき税額又は還付を受けようとする金額 (⑤ - ⑥)					円
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店				
	口座番号(普通・当座)				

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	令和 年 月 日		※ 処 理 事 項	整理番号	事務所	地理 区分	区 分	事業者コード	申告 区分	予備	申告年月日		
				発 信 年 月 日									
				通 信 日 付 印	確 認 印								
	市町村長殿												

申 告 者	住所又は所在地 (電話番号)
	氏名又は名称 (印)
	個人番号又は法人番号 ↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

令和 年 月分から令和 年 月分までの市町村たばこ税の **申告書** ※

修正申告書

課税標準数量①	平成 年 月 分				平成 年 月 分				平成 年 月 分				3箇月分の合計
	十億	百万	千	本	十億	百万	千	本	十億	百万	千	本	
税 額 (① × $\frac{\quad}{1000}$) ②				円				円				円	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> </div>
課税免除を受けようとする本数				本				本				本	
課税免除を受けようとする税額③				円				円				円	
返還控除を受けようとする本数				本				本				本	
返還控除を受けようとする金額④				円				円				円	
差 引 (② - ③ - ④) ⑤				円				円				円	
既に納付又は還付の確定した税額又は金額⑥				円				円				円	
この申告により納付すべき税額又は還付を受けようとする金額 (⑤ - ⑥)				円				円				円	
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店 口座番号 (普通・当座)												

市町村たばこ税還付請求申告書

第三十四号の二の六様式(用紙日本工業規格A4)(第十六条の四関係)

受付印 令和 年 月 日 市町村長殿	※処 理 事 項	整理番号	事務所	処理 区分	事業者コード	申告 区分	予 備		
		発 信 年 月 日 通 信 日 付 印					確認印 申告年月日		
申 告 者	住所又は所在地	(電話番号)							
	氏名又は名称	(印)							
	個人番号又は法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。							
返還に係る製造たばこの数量 ①		十 億 百 万 千 本 円							
還付を受けようとする金額 (① × $\frac{\quad}{1000}$)		十 億 百 万 千 本 円							
還付を受けようとする金融機関及び 支払方法		銀行 支店 口座番号(普通・当座)							

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付 印 </div>	令和 年 月 日	※処理事項 市長殿			発信年月日	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分		
			通信日付印	確認印								
					申告年月日		令和 年 月 日					
(フリガナ) 氏名又は 名称	Ⓜ	住所	本店	〒 (電話)				事業種目				
個人番号又は 法人番号			又は					資本金の額又 は出資金の額	兆	十億	百万	千円
(フリガナ) 法人の代 表者氏名	Ⓜ	所在地	支店	〒 (電話)				所轄税務署名	税務署			
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度又は課税期間					申告書		この申告に 応答する者 の氏名		(電話)			

資 産 割 割	事業所 床面積	算定期間を通じて使用された事業 所床面積	①		m ²	従 業 者 割 割	従業者給与総額	⑫	十億	百万	千	円	
	床面積	算定期間の中途において新設又は 廃止された事業所床面積	②		m ²		非課税に係る従業者給与総額	⑬					円
	非課税に係る 事業所床面積	①に係る非課税床面積	③		m ²		控除従業者給与総額	⑭					円
	事業所床面積	②に係る非課税床面積	④		m ²		課税標準となる従業者給与 総額 (⑫-⑬-⑭)	⑮					000 円
	控除事業所 床面積	①に係る控除床面積	⑤		m ²		従業者割額 (⑮ × $\frac{0.25}{100}$)	⑯					円
	床面積	②に係る控除床面積	⑥		m ²		既に納付の確定した従業者割額	⑰					円
	課税標準と なる事業所 床面積	①に係る課税標準となる 床面積 (①-③-⑤) × $\frac{\square}{12}$	⑦		m ²		資産割額と従業者割額の合計額 (⑩+⑯)	⑱					00 円
	床面積	②に係る課税標準となる床面積	⑧		m ²		既に納付の確定した事業所税額 (⑰+⑱)	⑲					00 円
	割	課税標準となる床面積合計 (⑦+⑧)	⑨		m ²		この申告により納付すべき事業所 税額 (⑱-⑲)	⑳					00 円
	資産割額	(⑨ × 600 円)	⑩	十億	百万		千	円					
既に納付の確定した資産割額	⑪			円	備 考								
					関与税理 士氏名	Ⓜ (電話)							

事業所等明細書

明 細 区 分 の 別	算定期間	年 月 日から	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
1 算定期間を通じて使用された事業所等 2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等		年 月 日まで	氏名又は 名称					
			個人番号又は 法人番号					

※ 処 理 事 項	明細区分	事業所等の名称	所在地及びビル名 事業所用家屋の所有者 住所・氏名	資 産		割		従 業 者 割	
				専用床面積 ㊦	事業所床面積 (㊦ + ㊩) ㊧	使用した期間(年月日)	従業者数 ㊥	従業者給与総額 ㊨	
				共用床面積 ㊩		同上の月数			
1 2計				m ²	m ²	. . から	人	十億 百万 千 円	
				m ²	m ²	. . まで			
1 2計				m ²	m ²	. . から	人	円	
				m ²	m ²	. . まで			
1 2計				m ²	m ²	. . から	人	円	
				m ²	m ²	. . まで			
1 2計				m ²	m ²	. . から	人	円	
				m ²	m ²	. . まで			
1 2計				m ²	m ²	. . から	人	円	
				m ²	m ²	. . まで			
1 2計				m ²	m ²	. . から	人	円	
				m ²	m ²	. . まで			
1 2計				m ²	m ²	. . から	人	円	
				m ²	m ²	. . まで			

非課税明細書

算定期間	年 月 日から	年 月 日まで	※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
			氏名又は 名称					
			個人番号又は 法人番号					
※	事業所等の名称	事業所等の所在地						
非課税の内訳				資 産 割	従 業 者 割			
				非課税床面積 ㉞	非課税従業者数㉟	非課税従業者給与総額㊱		
法第701条の34第	項第	号該当	m ²	人	十億	百万	千	円
法第701条の34第	項第	号該当	m ²	人				円
法第701条の34第	項第	号該当	m ²	人				円
				m ²	人			円
障害者・ 歳以上の従業者				m ²	人			円
合 計				m ²	人			円
※	事業所等の名称	事業所等の所在地						
非課税の内訳				資 産 割	従 業 者 割			
				非課税床面積 ㉞	非課税従業者数㉟	非課税従業者給与総額㊱		
法第701条の34第	項第	号該当	m ²	人	十億	百万	千	円
法第701条の34第	項第	号該当	m ²	人		s		円
法第701条の34第	項第	号該当	m ²	人				円
				m ²	人			円
障害者・ 歳以上の従業者				m ²	人			円
合 計				m ²	人			円
非課税事業所床面積等の合計				m ²	人			円

課税標準の特例明細書

算定期間	年 月 日から	※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
		年 月 日まで	氏名又は名称				
	個人番号又は法人番号						

※	事業所等の名称	事業所等の所在地					
課税標準の特例内訳	資 産 割			従 業 者 割			
	課税標準の特例適用対象床面積	控除割合	控除事業所床面積	課税標準の特例適用対象	控除割合	控除従業者給与総額	
	⑦	①	(⑦×①)	⑧	⑨	④	(⑨×④)
法第701条の41 第 項第 号該当	m ²	—	m ²	十億 百万 千 円	—	十億 百万 千 円	
法第701条の41 第 項第 号該当	m ²	—	m ²	円	—	円	
	m ²	—	m ²	円	—	円	
雇用改善助成対象者				円	$\frac{1}{2}$	円	
合 計	m ²		m ²	円		円	

※	事業所等の名称	事業所等の所在地					
課税標準の特例内訳	資 産 割			従 業 者 割			
	課税標準の特例適用対象床面積	控除割合	控除事業所床面積	課税標準の特例適用対象	控除割合	控除従業者給与総額	
	⑦	①	(⑦×①)	⑧	⑨	④	(⑨×④)
法第701条の41 第 項第 号該当	m ²	—	m ²	十億 百万 千 円	—	十億 百万 千 円	
法第701条の41 第 項第 号該当	m ²	—	m ²	円	—	円	
	m ²	—	m ²	円	—	円	
雇用改善助成対象者				円	$\frac{1}{2}$	円	
合 計	m ²		m ²	円		円	
控除事業所床面積の合計			m ²	控除従業者給与総額の合計			円

共用部分の計算書

算定期間	年 月 日から	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	年 月 日まで	氏名又は 名称					
		個人番号又は 法人番号					

※	事業所等の名称			事業所等の所在地				
	専用部分の延べ面積	①		m ²	③ の 内 訳	⑦		
	①のうち当該事業所部分の延べ面積	②		m ²	消防設備等に係る共用床面積	⑦	m ²	
	非課税に係る共用床面積	③		m ²	防災に関する設備等	全部が非課税となる共用床面積	①	m ²
	③以外の共用床面積	④		m ²		2分の1が非課税となる共用床面積	⑦ ^($\times \frac{1}{2}$)	m ²
	共用床面積の合計 (③+④)	⑤		m ²	⑦～⑦以外の非課税に係る共用床面積	⑤	m ²	
	事業所床面積となる共用床面積 (④ × $\frac{②}{①}$)	⑥		m ²	合 計 (⑦～⑤)	④	m ²	

※	事業所等の名称			事業所等の所在地				
	専用部分の延べ面積	①		m ²	③ の 内 訳	⑦		
	①のうち当該事業所部分の延べ面積	②		m ²	消防設備等に係る共用床面積	⑦	m ²	
	非課税に係る共用床面積	③		m ²	防災に関する設備等	全部が非課税となる共用床面積	①	m ²
	③以外の共用床面積	④		m ²		2分の1が非課税となる共用床面積	⑦ ^($\times \frac{1}{2}$)	m ²
	共用床面積の合計 (③+④)	⑤		m ²	⑦～⑦以外の非課税に係る共用床面積	⑤	m ²	
	事業所床面積となる共用床面積 (④ × $\frac{②}{①}$)	⑥		m ²	合 計 (⑦～⑤)	④	m ²	

第四十四号様式別表四
 (用紙日本工業規格A4) (第二十四条の二十九関係)

特定投資株式の譲渡損失繰越控除明細書

氏 名 _____

____年____年から____年____年までの間に生じた特定投資株式に係る譲渡損失の金額で、____年度分以前の各年度分の市町村民税及び道府県民税の一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上引き切れなかった損失の金額があるときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

損 失 の 生 じ た 年	損失が生じた年の損失額で、その年の 末日の属する年度の翌々年度分へ繰り 越した損失額 (a) 円	前々年度分及び前年度分の所得金額の 計算上差し引かれた損失額 (b) 円	本年度分以後に繰り越して差し引かれ る損失額 (a) - (b) 円
年			
年			
年		/	

年1月1日現在の住所が他の市町村にあった方は、その住所を下に書き入れてください。

都道 郡 町
 府県 市 (大字) 丁目 (字) 番地 方
 区 村

○ 「特定投資株式」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する一定の特定中小企業者に該当する株式会社等（以下「特定中小会社」といいます。）の設立の際に発行された株式又は設立の日後に発行された特定中小会社の株式で、その特定中小会社との間で締結されたその株式に係る投資に関する条件を定めた一定の契約に基づき払込みにより取得したものをいいます。

令和 年 月 日 殿		整理番号	
住 所	フリガナ		
	氏 名		印
	個人番号		
電話番号	性 別	男	女
	生年月日	明・大・昭 平・令	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

- (注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。
- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

-----（切り取らないでください。）-----

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

受付団体名	
-------	--

令和 年 月 日 殿	整理番号	
住 所	フリガナ	
	氏 名	印
	性 別	男 女
電話番号	生年月日	明・大・昭 平・令

申告特例申請書に記載した内容（全て記載）

住 所	フリガナ	
	氏 名	
	性 別	男 女
電話番号	生年月日	明・大・昭 平・令

（注） これまでに申告特例申請事項変更届出書を提出している場合は、当該届出書に記載した内容を記載してください。

あなたが寄附金税額控除に係る申告特例申請書を提出後、当該申請書に係る寄附金を支出した年の翌年1月1日までの間に当該申請書の内容（電話番号を除く。）に変更があった場合は、上記の欄に必要な事項を記載して当該申請書に係る寄附金を支出した年の翌年1月10日までに提出してください。

----- (切り取らないでください。) -----

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

受付団体名	
-------	--

令和 年 月 日

市町村長 殿

市区町村コード又は都道府県コード	
------------------	--

市町村長
知 事

令和 年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例通知書

地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定により、下記の者から同条第2項（第9項）に規定する申告特例の求めがありましたので、同条第5項（第12項）の規定により下記のとおり通知します。

住 所		性 別	男 女
		生年月日	明・大・昭 平・令
フリガナ		電話番号	
氏 名		合計 寄附金額	円
個人番号			

備考

合計寄附金額とは、申告特例の求めに係る地方団体に対する寄附金の額の合計額をいいます。

上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書

氏 名 _____

年から 年までの間に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額で、 年度分以前の市町村民税及び道府県民税に係る上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上引き切れなかった損失の金額があるときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

損失の生じた年	損失が生じた年の損失額で、その年の末日の属する年度の翌々年度分へ繰り越した損失額 (a) 円	前々年度分及び前年度分の所得金額の計算上差し引かれた損失額 (b) 円	本年度分以後に繰り越して差し引かれる損失額 (a) - (b) 円
年			
年			
年		/	

年1月1日現在の住所が他の市町村にあった方は、その住所を下に書き入れてください。

都道 郡 町
 府県 市 (大字) 丁目 (字) 番地 方
 区 村

先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除明細書

氏名 _____

年から 年までの間に生じた先物取引の差金等決済に係る譲渡損失の金額で、 年度分以前の市町村民税及び道府県民税に係る先物取引に係る雑所得等の金額の金額の計算上引き切れなかった損失の金額があるときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

損失の生じた年	損失が生じた年の損失額で、その年の末日の属する年度の翌々年度分へ繰り越した損失額 (a) 円	前々年度分及び前年度分の所得金額の計算上差し引かれた損失額 (b) 円	本年度分以後に繰り越して差し引かれる損失額 (a) - (b) 円
年			
年			
年			

年1月1日現在の住所が他の市町村にあった方は、その住所を下に書き入れてください。

都道府県 郡市区 町(大字) 丁目(字) 番地 方

道府県たばこ税の手持品課税納税申告書

別記第一号様式（用紙日本工業規格A4）（地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第八十五号）附則第六条関係）

都道府県提出用（第一号様式）

(収受印)		※		申告者の種別	小・卸	整理番号	※	
平成 年 月 日 知事殿 申告者	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称		(〒 -) 店舗名 () (電話番号 - -)					
	申 告 者	住所又は居所	(〒 -) (電話番号 - -)					
		氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ) (印)					
		個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 					
		同上代理人	(印)					
下記のとおり、令和 年 月 日現在における、紙巻たばこ三級品に係る道府県たばこ税の手持品課税納税申告書（期限後申告書・修正申告書）を提出します。								
所持する紙巻たばこ三級品の数量		① 本						
⑤ 本								
区 分	課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数	1本当たりの税率	税額 (1円未満切捨て)	修正申告の場合の修正申告前の確定額 (1円単位で記入)	納付すべき税額 (1円単位で記入)			
道府県税	⑤ 本		⑥ (⑤×) 円	⑦ 円	⑧ (⑥又は⑥-⑦) 円			
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所 在 地			名 称				
	(〒 -) (電話番号 - -)							
税理士法第30条の書面提出		有		作成税理士署名・押印				
税理士法第33条の2の書面提出		有		(印) (電話番号 - -)				
都道府県整理欄								
修正申告の場合の当初申告年月日		※ 令和 年 月 日	確認	※	納 期 限			
通 信 日 付 印		※ 令和 年 月 日	確認	※				
番号確認	※	身元確認	※ <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	※ 確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()			※	

(注) ※欄には記入しないでください。

別記第一号様式記載要領

- この申告書は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第12条第4項の規定による申告又はこれに係る修正申告をする場合に使用すること。
- ※印の欄は、記載しないこと。
- 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

市町村たばこ税の手持品課税納税申告書

別記第二号様式（用紙日本工業規格A4）（地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第八十五号）附則第十条関係）

市町村提出用（第二号様式）

平成 年 月 日		※		申告者の種別	小・卸	整理番号	※				
		収受印									
市町村長殿 申告者	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称		(〒 -) 店舗名 () (電話番号 - -)								
	申 告 者	住所又は居所		(〒 -) (電話番号 - -)							
		氏名又は名称及び代表者氏名		(フリガナ) (印)							
		個人番号又は法人番号		↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。							
		同上代理人		(印)							
下記のとおり、令和 年 月 日現在における、紙巻たばこ三級品に係る市町村たばこ税の手持品課税納税申告書（期限後申告書・修正申告書）を提出します。											
区分		所持する紙巻たばこ三級品の数量		税額 (1円未満切捨て)				修正申告の場合の修正申告前の確定額 (1円単位で記入)		納付すべき税額 (1円単位で記入)	
		①	本					⑤		本	⑨ (⑤×) 円
市町村税											
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地			名称							
	(〒 -) (電話番号 - -)										
			(〒 -) (電話番号 - -)								
税理士法第30条の書面提出			有		作成税理士署名・押印						
税理士法第33条の2の書面提出			有		(印) (電話番号 - -)						
市町村整理欄											
修正申告の場合の当初申告年月日		※ 令和 年 月 日		確認		※		納期限			
通信日付印		※ 令和 年 月 日		確認		※					
※ 番号確認		※ 身元確認		※ 確認書類		※					
		□ 済 □ 未済		個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()							

(注) ※欄には記入しないでください。

別記第二号様式記載要領

- この申告書は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第20条第4項の規定による申告又はこれに係る修正申告をする場合に使用すること。
- ※印の欄は、記載しないこと。
- 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

道府県たばこ税の手持品課税納税申告書

別記第一号様式（用紙日本工業規格A4）（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十四号）附則第五条関係）

都道府県提出用（第一号様式）

※		申告者の種別	卸・小	整理番号	※
平成 年 月 日 知事殿 申告者	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 -) (☎ - -) 店舗名 ()			
	住所又は居所	(〒 -) (☎ - -)			
	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ) (印)			
	個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。			
	同上代理人	(印)			
下記のとおり、令和 年 月 日現在における、道府県たばこ税の手持品課税納税申告書（期限後申告書・修正申告書）を提出します。					
製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）		
紙巻たばこ		⑥ 本	★⑥ 本		
葉巻たばこ	① g	⑦(①×1) 本	★⑦ 本		
パイプたばこ	② g	⑧(②×1) 本	★⑧ 本		
刻みたばこ	③ g	⑨(③×0.5) 本	★⑨ 本		
加熱式たばこ		⑩ 本	★⑩ 本		
かみ用のたばこ	④ g	⑪(④×0.5) 本	★⑪ 本		
かぎ用のたばこ	⑤ g	⑫(⑤×0.5) 本	★⑫ 本		
所持する製造たばこの数量の合計	⑬(⑥～⑫の合計) 本				
区分	課税標準となる製造たばこの本数	1本当たりの税率	税額 (1円未満切捨)		
道府県税	⑭(⑬) 本	0.07	⑮(⑭×0.07) 円		
区分	税額の合計額 (1円単位で記入)		修正申告の場合の修正申告前の確定額	納付すべき税額 (1円単位で記入)	
道府県税	⑯(⑮) 円		⑰ 円	⑱(⑯又は⑰-⑳) 円	
税理士法第30条の書面提出		作成税理士署名・押印			
税理士法第33条の2の書面提出		(印) (電話番号 - -)			
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地		名称		
	(〒 -) (☎ - -)				
	(〒 -) (☎ - -)				
都道府県整理欄					
修正申告の場合の当初申告年月日	※	令和 年 月 日	確認	※	納期限
通信日付印	※	令和 年 月 日	確認	※	令和 年 月 日
番号確認	※	身元確認	※	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()	※

(注) 1 ※欄には記入しないでください。
2 小売販売業者は、★印の欄は記載しないでください。

別記第1号様式記載要領

- この申告書は、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。）附則第10条第3項の規定による申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。
- 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 「⑩」欄には、所持する加熱式たばこについて、地方税法第74条の4第3項に規定する方法により計算した紙巻たばこの本数の合計数を記載すること。
- 卸売販売業者等は、以下の点に留意すること。
 - 平成30年改正法附則第10条第2項の規定により道府県たばこ税の課税対象となる製造たばこの数量については、「地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）」の欄の「★⑥」欄から「★⑫」欄に記載すること。
 - 「課税標準となる製造たばこの本数」欄の記載に際しては、「⑬」欄には、「地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）」欄の「★⑥」欄から「★⑫」欄までの数量を合計した本数を記載すること。

市町村たばこ税の手持品課税納税申告書

別記第二号様式（用紙日本工業規格A4）（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十四号）附則第九条関係）

市区町村提出用（第二号様式）

※		申告者の種別	卸・小	整理番号	※	
平成 年 月 日	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 -) (☎ - -)				
		店舗名 ()				
	申告者	住所又は居所	(〒 -) (☎ - -)			
		氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ) (印)			
		個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。			
市区町村長殿	同上代理人	(印)				
下記のとおり、令和 年 月 日現在における、市町村たばこ税の手持品課税納税申告書（期限後申告書・修正申告書）を提出します。						
製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）			
紙巻たばこ		⑥ 本	★ ⑥	本		
葉巻たばこ	① g	⑦ (①×1) 本	★ ⑦	本		
パイプたばこ	② g	⑧ (②×1) 本	★ ⑧	本		
刻みたばこ	③ g	⑨ (③×0.5) 本	★ ⑨	本		
加熱式たばこ		⑩ 本	★ ⑩	本		
かみ用のたばこ	④ g	⑪ (④×0.5) 本	★ ⑪	本		
かぎ用のたばこ	⑤ g	⑫ (⑤×0.5) 本	★ ⑫	本		
所持する製造たばこの数量の合計	⑬ (⑥～⑫の合計) 本					
区 分	課税標準となる製造たばこの本数	1本当たりの税率	税額 (1円未満切捨)			
市町村税	⑭ (⑬) 本	0.43	⑮ (⑭×0.43) 円			
区 分	税額の合計額 (1円単位で記入)	修正申告の場合の修正申告前の確定額	納付すべき税額 (1円単位で記入)			
市町村税	⑯ (⑮) 円	⑰	⑱ (⑯又は⑰-⑰) 円			
税理士法第30条の書面提出	(有)	作成税理士署名・押印				
税理士法第33条の2の書面提出	(有)	(印) (電話番号 - -)				
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地		名称			
	(〒 -) (☎ - -)					
市区町村整理欄						
修正申告の場合の当初申告年月日	※ 令和 年 月 日	確認	※	納 期 限		
通 信 日 付 印	※ 令和 年 月 日	確認	※	令和 年 月 日		
番号確認	※	身元確認	※ <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	※ 確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()	※	

(注) 1 ※欄には記入しないでください。
2 小売販売業者は、★印の欄は記載しないでください。

別記第2号様式記載要領

- この申告書は、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。）附則第23条第3項の規定による申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。
- 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 「⑩」欄には、所持する加熱式たばこについて、地方税法第467条第3項に規定する方法により計算した紙巻たばこの本数の合計数を記載すること。
- 卸売販売業者等は、以下の点に留意すること。
 - 平成30年改正法附則第23条第2項の規定により道府県たばこ税の課税対象となる製造たばこの数量については、「地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）」の欄の「★⑥」欄から「★⑫」欄に記載すること。
 - 「課税標準となる製造たばこの本数」欄の記載に際しては、「⑬」欄には、「地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）」欄の「★⑥」欄から「★⑫」欄までの数量を合計した本数を記載すること。

道府県たばこ税の手持品課税納税申告書

別記第一号様式（用紙日本工業規格A4）（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号）附則第四条・第五条関係）

都道府県提出用（第一号様式）

※		申告者の種別	卸・小	整理番号	※
平成 年 月 日 知事殿 申告者	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 -) (☎ - -) 店舗名 ()			
	住所又は居所	(〒 -) (☎ - -)			
	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ) (印)			
	個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。			
	同上代理人	(印)			
下記のとおり、令和 年 月 日現在における、道府県たばこ税の手持品課税納税申告書（期限後申告書・修正申告書）を提出します。					
製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）		
紙巻たばこ		⑥ 本	★⑥ 本		
葉巻たばこ	① g	⑦(①×1) 本	★⑦ 本		
パイプたばこ	② g	⑧(②×1) 本	★⑧ 本		
刻みたばこ	③ g	⑨(③×0.5) 本	★⑨ 本		
加熱式たばこ		⑩ 本	★⑩ 本		
かみ用のたばこ	④ g	⑪(④×0.5) 本	★⑪ 本		
かぎ用のたばこ	⑤ g	⑫(⑤×0.5) 本	★⑫ 本		
所持する製造たばこの数量の合計	⑬(⑥～⑫の合計) 本				
区分	課税標準となる製造たばこの本数	1本当たりの税率	税額 (1円未満切捨)		
道府県税	⑭(⑬) 本	0.07	⑮(⑭×0.07) 円		
区分	税額の合計額 (1円単位で記入)	修正申告の場合の修正申告前の確定額	納付すべき税額 (1円単位で記入)		
道府県税	⑯(⑮) 円	⑰ 円	⑱(⑯又は⑰) 円		
税理士法第30条の書面提出	(有)	作成税理士署名・押印			
税理士法第33条の2の書面提出	(有)	(印) (電話番号 - -)			
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地 (〒 -) (☎ - -)		名称		
都道府県整理欄					
修正申告の場合の当初申告年月日	※ 令和 年 月 日	確認	※	納 期 限	
通 信 日 付 印	※ 令和 年 月 日	確認	※	令和 年 月 日	
番号確認	※	身元確認	※ <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	※ 確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()	※

(注) 1 ※欄には記入しないでください。
2 小売販売業者は、★印の欄は記載しないでください。

別記第一号様式記載要領

- この申告書は、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。）附則第12条第3項又は附則第13条第3項の規定による申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。
- 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 「⑩」欄には、所持する加熱式たばこについて、地方税法第74条の4第3項に規定する方法により計算した紙巻たばこの本数の合計数を記載すること。
- 卸売販売業者等は、以下の点に留意すること。
 - 平成30年改正法附則第12条第2項又は附則第13条第2項の規定により道府県たばこ税の課税対象となる製造たばこの数量については、「地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）」の欄の「★⑥」欄から「★⑫」欄に記載すること。
 - 「課税標準となる製造たばこの本数」欄の記載に際しては、「⑬」欄には、「地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）」欄の「★⑥」欄から「★⑫」欄までの数量を合計した本数を記載すること。

市町村たばこ税の手持品課税納税申告書

別記第二号様式（用紙日本工業規格A4）（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号）附則第七条・第八条関係）

市区町村提出用
（第二号様式）

※		申告者の種別	卸・小	整理番号	※
平成 年 月 日 市区町村長殿	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 -) (☎ - -) 店舗名 ()			
	住所又は居所	(〒 -) (☎ - -)			
	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ) (印)			
	個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。			
	同上代理人	(印)			
下記のとおり、令和 年 月 日現在における、市町村たばこ税の手持品課税納税申告書(期限後申告書・修正申告書)を提出します。					
製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	地方税の課税対象数量(卸売販売業者等用)	/	
紙巻たばこ		⑥ 本	★⑥ 本		
葉巻たばこ	① g	⑦(①×1) 本	★⑦ 本		
パイプたばこ	② g	⑧(②×1) 本	★⑧ 本		
刻みたばこ	③ g	⑨(③×0.5) 本	★⑨ 本		
加熱式たばこ		⑩ 本	★⑩ 本		
かみ用のたばこ	④ g	⑪(④×0.5) 本	★⑪ 本		
かぎ用のたばこ	⑤ g	⑫(⑤×0.5) 本	★⑫ 本		
所持する製造たばこの数量の合計		⑬(⑥～⑫の合計) 本			
区分	課税標準となる製造たばこの本数	1本当たりの税率	税額 (1円未満切捨)		
市町村税	⑩(⑬) 本	0.43	⑳(⑩×0.43) 円		
区分	税額の合計額(1円単位で記入)	修正申告の場合の修正申告前の確定額	納付すべき税額(1円単位で記入)		
市町村税	㉕(㉓) 円	㉗	㉙(㉕又は㉕-㉗) 円		
税理士法第30条の書面提出	<input checked="" type="checkbox"/> 有	作成税理士署名・押印			
税理士法第33条の2の書面提出	<input checked="" type="checkbox"/> 有	(印) (電話番号 - -)			
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地		名称		
	(〒 -) (☎ - -)				
	(〒 -) (☎ - -)				
市区町村整理欄					
修正申告の場合の当初申告年月日	※ 令和 年 月 日	確認	※	納 期 限	
通 信 日 付 印	※ 令和 年 月 日	確認	※	令和 年 月 日	
番号確認	※	身元確認	※ <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	※ 確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()	※

(注) 1 ※欄には記入しないでください。
2 小売販売業者は、★印の欄は記載しないでください。

- 別記第2号様式記載要領
- この申告書は、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。）附則第25条第3項又は附則第26条第3項の規定による申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。
 - 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 - 「⑩」欄には、所持する加熱式たばこについて、地方税法第467条第3項に規定する方法により計算した紙巻たばこの本数の合計数を記載すること。
 - 卸売販売業者等は、以下の点に留意すること。
 - 平成30年改正法附則第25条第2項又は附則第26条第2項の規定により道府県たばこ税の課税対象となる製造たばこの数量については、「地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）」の欄の「★⑥」欄から「★⑫」欄に記載すること。
 - 「課税標準となる製造たばこの本数」欄の記載に際しては、「⑩」欄からは、「地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）」欄の「★⑥」欄から「★⑫」欄までの数量を合計した本数を記載すること。

第二号様式

各省各庁の長（地方公共団体の長）殿

市 町 村 長（都道府県知事）

交 付 金 交 付 請 求 書

国有資産等所在市町村交付金法第11条第1項の規定に基づき、令和 年度分の国有資産等所在市町村交付金（国有資産等所在都道府県交付金）を下記のとおり請求する。

記

交付金額 _____ 円

内 訳

所 属 会 計		所 管 部 局		
区 分	価 格 円	交付金算定 標準額 円	交付金額	摘 要
土 地				
家 屋				
償 却 資 産				
計				

軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

市町村長 殿

つぎのとおり申告(報告)及び申請します。

申告の理由		種 別		標 識 番 号	
新 規	変 更	原動機付自転車	小型特殊自動車	納税義務発生 年 月 日	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 譲受け <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 標識番号 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 第一種 (0.05L以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙 (0.09L以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲 (0.125L以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他 ()	旧 標 識 番 号	

納税(申告・報告)義務者	所 有 者	住 所 又は 所在地	〒 □□□□-□□□□		所有の形態	1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. その他 ()			
		(フリガナ) 氏 名 又は 名 称	Ⓜ			主たる定置場 ※()内は旧主たる 定置場所在の 市町村名を記入	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ () 2. ()		
		生年月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号		車 名	型式及び年式	原動機の型式	
	使 用 者	住 所 又は 所在地	〒 □□□□-□□□□		販 売 渡 証 明 書	上記原動機付自転車・小型特殊自動車を販売又は譲渡したことを証明します。 令和 年 月 日 住所又は所在地 氏名又は名称 Ⓜ 電 話 番 号			
		(フリガナ) 氏 名 又は 名 称	Ⓜ						
		生年月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号					
届 出 者	住 所 又は 所在地			L kW					
	(フリガナ) 氏 名 又は 名 称			車 台 番 号	型式認定番号	総排気量又は定格出力			
	電 話 番 号								

第33号の5 様式記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入すること。
- 3 「納税（申告・報告）義務者」の欄については、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 4 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 5 「所有形態」の欄については、該当項目を○で囲むこと。
また、「5. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 6 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合には1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
また、変更の申告の場合については、（ ）内に旧主たる定置場所在の市町村名を記入すること。
- 7 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした者が、その者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入すること。なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。

軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

市町村長 殿

つぎのとおり申告及び標識の返納をします。

申告の理由	種 別		標 識 番 号	廃 車 年 月 日
	廃 車	原動機付自転車		
<input type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 盗難・紛失 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 第一種 (0.05L以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙 (0.09L以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲 (0.125L以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他 ()		

納 税 義 務 者	所 有 者	住 所 又は 所在地	〒 □□□-□□□□		主たる定置場	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ				
		(フリガナ) 氏 名 又は 名 称	Ⓜ			2.				
		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号		車 名	型式及び年式	原動機の型式番号		
使 用 者	住 所 又は 所在地	〒 □□□-□□□□		標識返納の有無	標識返納がない場合、その理由					
		(フリガナ) 氏 名 又は 名 称	Ⓜ			1. 有	イ. 盗難 ロ. 紛失 ハ. 破損 ニ. その他 ()			
		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号		2. 無	〔 具体的に: 〕			
届 出 者	住 所 又は 所在地			盗難届出	届出年月日	令和 年 月 日	被害年月日	令和 年 月 日		
		(フリガナ) 氏 名 又は 名 称				届出警察署	警察署		交番・駐在所	
		電話番号				受 理 番 号				

第34号様式記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入すること。
- 3 「廃車年月日」の欄には、納税義務が消滅した年月日を記入すること。
- 4 「納税義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 5 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 6 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
- 7 「標識返納の有無」の欄には、標識の返納が有る場合には1を、また、標識の返納のない場合には2を○で囲むこと。なお、標識の返納のない場合については、その理由に該当する項目を○で囲み、具体的な理由を〔 〕内に記入すること。
- 8 「盗難届出」の欄には、「申告の理由」又は「標識返納がない場合、その理由」欄において「盗難」に該当する場合に、その盗難を届出た年月日、被害年月日、届出警察署及び受理番号を記入すること。

◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
課税総所得金額③×税率－税額控除前所得割額④＝所得割額⑤
所得割額⑤－均等割額⑥＝特別徴収税額⑦
特別徴収税額⑦－控除不足額⑧＝差引納付額

(注1) 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額を合算額を記載しています。
3 「控除不足額」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率
均等割
市町村民税 円 道府県民税 円
所得割(総合課税) 市町村民税 % 道府県民税 %

◎所得控除
配偶控除 (実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除 医療費の実質負担額(10万円)と総所得金額等の5%のいずれか低い金額(限度額200万円)
医療費控除 ※地方税法別附第4条の4の規定の適用を選択する場合は特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)

◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率－税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥－均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

(注1) 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額を合算額を記載しています。
3 「控除不足額」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率
均等割
市町村民税 円 道府県民税 円
所得割(総合課税) 市町村民税 % 道府県民税 %

◎所得控除
配偶控除 (実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除 医療費の実質負担額(10万円)と総所得金額等の5%のいずれか低い金額(限度額200万円)
医療費控除 ※地方税法別附第4条の4の規定の適用を選択する場合は特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)

◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥－均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

(注1) 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額を合算額を記載しています。
3 「控除不足額」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率
均等割
市町村民税 円 道府県民税 円
所得割(総合課税) 市町村民税 % 道府県民税 %

◎所得控除
配偶控除 (実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除 医療費の実質負担額(10万円)と総所得金額等の5%のいずれか低い金額(限度額200万円)
医療費控除 ※地方税法別附第4条の4の規定の適用を選択する場合は特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)

Table with 3 columns: 社会保険料控除, 支払金額, 控除額. It details the calculation of social insurance premiums and their corresponding deductions for various types of insurance like life insurance, health insurance, and nursing care insurance.

Table with 3 columns: 社会保険料控除等, 支払金額, 控除額. It details the calculation of social insurance premiums and their corresponding deductions, including a section for medical expenses with a breakdown of medical insurance, nursing care insurance, and long-term care insurance.

Table with 3 columns: 社会保険料控除等, 支払金額, 控除額. It details the calculation of social insurance premiums and their corresponding deductions, including a section for medical expenses with a breakdown of medical insurance, nursing care insurance, and long-term care insurance.

Table with 3 columns: 納税者本人の所得金額, 900万円以下, 900万円超950万円以下, 950万円超1,000万円以下. It shows the tax rates for individual taxpayers based on their income levels.

Table with 3 columns: 控除の種類, 金額, 控除の種類, 金額. It details the calculation of deductions for dependent family members, including a section for medical expenses.

◎税額控除(調整控除)
合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5% (道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を「回る場合」は5万円)の5% (道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

Table with 3 columns: 控除の種類, 金額, 控除の種類, 金額. It details the calculation of deductions for dependent family members, including a section for medical expenses.

◎税額控除(配当控除)
課税所得金額 1,000万円 以下部分 1,000万円 超部分
種類 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税
利益の配当等 1.6% 1.2% 0.8% 0.6%
外貨建等以外の証券投資信託 0.8% 0.6% 0.4% 0.3%
外貨建証券投資信託 0.4% 0.3% 0.2% 0.15%

◎税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)
市町村民税 3/5 道府県民税 2/5

◎税額控除(寄附金税額控除)
前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2万円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額
1 都道府県、市町村民又は特別区に対する寄附金
2 住居の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3 所得税法等において規定される寄附金控除の対象のうち、住居の福祉に寄与する寄附金として住居の道府県又は市町の条例で定めるもの
4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住居の福祉の増進に寄与する寄附金として住居の道府県又は市町の条例で定めるもの
ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2万円を超える場合は、その超える金額に、下表の欄の区分に応じても異なる割合を乗せて得られる道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得額の20%に相当する金額を超えないときは、その20%に相当する金額)に相当する寄附金から人的控除調整額を控除した金額
割合
0円以上195万円以下 84.895%
195万円超330万円以下 79.79%
330万円超665万円以下 69.58%
665万円超900万円以下 66.517%
900万円超1,800万円以下 56.307%
1,800万円超4,000万円以下 49.16%
4,000万円超 44.055%

Table with 3 columns: 配当金額又は株式等譲渡所得金額を有しない場合, 90% (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)
配当控除 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合) 地方税法に定める割合

備考 1 市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
2 受給者番号は、給与支払報告書(個人別明細書)に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。
3 市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。
4 差引納付額欄は、特別徴収税額⑧から既に納付額⑩を差し引いた額から控除不足額⑨又は既充当額⑩のいずれか大きい方の額を差し引くこと。
5 変更前税額⑩欄は、税額を変更する前に既に通知した額を記載すること。
6 地方自治法第252条の19第1項の市にあっては、裏面中「2%」とあるのは「1%」と、「3%」とあるのは「4%」と、「1.6%」とあるのは「2.24%」と、「0.8%」とあるのは「1.12%」と、「0.4%」とあるのは「0.56%」と、「0.6%」とあるのは「0.28%」と、「0.3%」とあるのは「0.14%」と、「0.2%」とあるのは「0.28%」と、「0.15%」とあるのは「0.07%」と、「市町村民税 3/5 道府県民税 2/5」とあるのは「市町村民税 4/5 道府県民税 1/5」とあり、「2%」と、「6%」とあるのは「8%」と、「5分の2」とあるのは「5分の1」とあり、「5分の3」とあるのは「5分の4」とする。

◎税額控除(調整控除)
合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5% (道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を「回る場合」は5万円)の5% (道府県民税2%、市町村民税3%)に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

◎税額控除(配当控除)
課税所得金額 1,000万円 以下部分 1,000万円 超部分
種類 市町村民税 道府県民税 市町村民税 道府県民税
利益の配当等 1.6% 1.2% 0.8% 0.6%
外貨建等以外の証券投資信託 0.8% 0.6% 0.4% 0.3%
外貨建証券投資信託 0.4% 0.3% 0.2% 0.15%

◎税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)
市町村民税 3/5 道府県民税 2/5

◎税額控除(寄附金税額控除)
前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2万円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額
1 都道府県、市町村民又は特別区に対する寄附金
2 住居の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3 所得税法等において規定される寄附金控除の対象のうち、住居の福祉に寄与する寄附金として住居の道府県又は市町の条例で定めるもの
4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住居の福祉の増進に寄与する寄附金として住居の道府県又は市町の条例で定めるもの
ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2万円を超える場合は、その超える金額に、下表の欄の区分に応じても異なる割合を乗せて得られる道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得額の20%に相当する金額を超えないときは、その20%に相当する金額)に相当する寄附金から人的控除調整額を控除した金額
割合
0円以上195万円以下 84.895%
195万円超330万円以下 79.79%
330万円超665万円以下 69.58%
665万円超900万円以下 66.517%
900万円超1,800万円以下 56.307%
1,800万円超4,000万円以下 49.16%
4,000万円超 44.055%

Table with 3 columns: 配当金額又は株式等譲渡所得金額を有しない場合, 90% (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)
配当控除 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合) 地方税法に定める割合

令和 年度分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除申告書 (一)

第五号の五の二様式 (第二条関係)

令和 年 月 市町村長 殿	整理番号
住 所	フリガナ
	氏 名 ㊞
個人番号	
令和 年 1月1日 現在の住所	生年月日 明・大・昭 平・令
	電話番号

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが前年中に次の1から3までのいずれかに該当する寄附金を支出したときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

1. 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（特例控除対象）

寄 附 先	寄 附 金 額
	円
計	

2. 住所地の都道府県共同募金会若しくは日本赤十字社の支部に対する寄附金
又は都道府県、市町村若しくは特別区に対する寄附金（特例控除対象以外）

寄 附 先	寄 附 金 額
	円
計	

3. 住所地の都道府県、市町村又は特別区の条例で指定された寄附金

(注) 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金は除きます。認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金は別途「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書(二)」を市町村長に提出してください。

寄 附 先	指定区分	寄 附 金 額
	都道府県	円
	市区町村	
	都道府県	
	市区町村	
計	都道府県分	
	市区町村分	

(切り取らないでください。)

令和 年度分市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書 (一) 受付書

住 所	受付日付印
氏 名	殿

令和 年 月 日 殿	整理番号
住所	フリガナ
	氏名 印
	個人番号
電話番号	性別 男 女
	生年月日 明・大・昭 平・令

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあつては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

住所	受付日付印
氏名 殿	

受付団体名	
-------	--

令和 年 月 日

市町村長 殿

市区町村コード又は都道府県コード	
------------------	--

市町村長
知 事

令和 年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例通知書

地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定により、下記の者から同条第2項（第9項）に規定する申告特例の求めがありましたので、同条第5項（第12項）の規定により下記のとおり通知します。

住 所		性 別	男 女
		生年月日	明・大・昭 平・令
フリガナ		電話番号	
氏 名			
個人番号		合計寄附金額	円

備考

合計寄附金額とは、申告特例の求めに係る地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額をいいます。

令和 年度分 市町村民税 道府県民税 申告書

表

この申告書に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書（分離課税等用）」を合わせて提出してください。

市町村民税 提出年月日 年 月 日	現住所	整理番号
	1月1日現在の住所 フリガナ	業種又は職業
	氏名	電話番号
印	個人番号	
生年 月 日	明・大・昭 平・令	世帯主の氏名
		続柄

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 社会保険料 控除	社会保険の種類	支払った保険料	円
	合計		
⑫ 生命保険料 控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	円
	介護医療保険料の計		円
⑬ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	円
⑭～⑮ 寡婦(寡夫)控除 控除 （寡婦(寡夫)控除、 勤労学生控除）	⑭ <input type="checkbox"/> 寡婦(寡夫)控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	⑮ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)	
⑯ 障害者控除	1 氏名	障害の程度	級度
	個人番号		
2	氏名	障害の程度	級度
	個人番号		
⑰～⑱ 配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者控除	配偶者氏名	生年月日	明・大・昭 平・令
	配偶者の合計所得金額		円
	個人番号		
⑲ 扶養控除	1 氏名	生年月日	明・大・昭 平・令
	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄
	個人番号		控除額
			万円
2	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令
	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄
	個人番号		控除額
3	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令
	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄
	個人番号		控除額
4	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令
	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄
	個人番号		控除額
16歳未満の扶養親族 (控除対象外)	1 氏名	生年月日	明・大・昭 平・令
	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄
	個人番号		
2	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令
	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄
	個人番号		
3	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令
	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	続柄
	個人番号		
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。	扶養控除額の合計		
⑳ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円
㉑ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	円
		円	円

1 収入金額等	事業	営業等	ア	
		農業	イ	
		不動産	ウ	
		利子	エ	
		配当	オ	
		給与	カ	
	雑	公的年金等	キ	
		その他	ク	
	総合譲渡	短期	ケ	
		長期	コ	
	一時	サ		
2 所得金額	事業	営業等	①	
		農業	②	
		不動産	③	
		利子	④	
		配当	⑤	
		給与	⑥	
		雑	⑦	
		総合譲渡・一時	⑧	
		合計	⑨	
	4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑩	
小規模企業共済等掛金控除		⑪		
生命保険料控除		⑫		
地震保険料控除		⑬		
寡婦(寡夫)控除		⑭		
勤労学生、障害者控除		⑮～⑯		
配偶者控除		⑰		
配偶者特別控除		⑱		
扶養控除		⑲		
基礎控除		⑳	330,000	
⑩から⑳までの計	㉑			
雑損控除	㉒			
医療費控除	㉓			
合計	㉔	(㉑+㉒+㉓)		

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和 年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。(切り取らないでください。)

令和 年度分市町村民税・道府県民税申告書受付書

住所	受付日付印
氏名	

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給 円	勤務 日数	月 収 円
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞 与 等				円
合 計				円
勤務先所在地				
勤務先名				
電話番号				

裏

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額 円	必要経費 円	青色申告特別控除額 円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額 円	必要経費 円
		・		
		・		
		・		
		・		
			国外株式等に係る外国所得税額	

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	所得の生ずる場所	収入金額 円	必要経費 円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額 円	必要経費 円	差引金額 (収入金額-必要経費) 円	特別控除額 円	所得金額 (差引金額-特別控除額) 円
総合譲渡	短期				イ	
	長期				ロ	
一 時					ハ	
ニ 合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2]						

右上のイの金額を表面のケに、ロの金額を表面のクに、ハの金額を表面のサに記入してください。
右のニの金額を表面の⑧の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

フリガナ 氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除) 額
1				
2				
3				
所得税における青色申告の承認の有無 承認あり・承認なし 合 計 額				

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額 円
損益通算の特例適用前の不動産所得	
事業用資産の種類の 損失額、被災損失額(白)	円
前年中の開廃業	開始・廃止 月 日
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等	

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ 氏名	個人番号	住所
1		
2		
3		

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配 当 割 額 控 除 額	円
株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除 額	

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	
条例指定分	都道府県 市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）

知事殿

次のおり申告(報告)します。

令和 年 月 日

第十六号の四十三様式（用紙日本産業規格A4）（第九条の五及び第九条の十七関係）

1. 新規登録(新車) 2. 新規登録(中古車) 3. 移転登録 4. 転入 5. 転出 6. 抹消登録 7. 変更(使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途) 8. その他()		取得原因 1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権留保解除 5. その他()	課税区分 1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免(障害者・その他) 5. 免税点以下 6. 商品車 7. その他()	種別割 環境性能割	登録年月日 年 月 日 3. 昭和 4. 平成 5. 令和		初度登録年月 年 月 日 3. 昭和 4. 平成 5. 令和		
登録番号 運輸支局等 車種区分 かな 番号 (右詰で記入)	旧登録番号 運輸支局等 車種区分 かな 番号 (右詰で記入)	用途 01. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 04. トラック(けん引車) 05. トラック(被けん引車) 06. バス(一般乗合用) 07. バス(その他()) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車() 10. その他() 11. バス(一般貸切用)		種別 1. 普通 2. 小型 3. 三輪 1. 営業用 2. 自家用		車体の形状 乗車定員 最大積載量 車両重量 車両総重量 車台番号 類別区分番号 人() kg() kg kg kg 原動機の型式 長さ 幅 高さ 総排気量又は定格出力 ローター数 燃料の種類 cm cm cm kw 1. ガソリン 2. 軽油 3. その他()		車検有効期限 商品車である場合の古物商許可番号 主たる定置場 ※()内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入 令和 年 月 日	
住所又は所在地 〒 (都道府県、市町村名、番地まで記入) (ビル、アパート、マンション及び棟室番号を左詰で記入)	(別荘)氏名又は名称 印	生年月日 年 月 日 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和	電話番号 (左詰で記入)	住所又は所在地 (別荘)氏名又は名称	住所又は所在地 (別荘)氏名又は名称	住所又は所在地 (別荘)氏名又は名称	住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号		
納税(申告・報告)義務者		通常取得価額 車両本体 付加物 円 円 付加物の内訳 (品名) (価額) 円		環境性能割 課税標準額 税額 円 円 税率区分 記載要領14を参照		取得前の用途 1. 営業用 2. 自家用 3. その他() 年 所有形態 1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 譲渡担保 6. その他()		申告に関わる報告義務者に 住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号	
所有者		燃費 変速装置 構造 バリアフリー・ASV特例 km/l AT・MT A 受・否 記載要領16を参照		年税額 税額 円 円 月/12		種別割 1. 電気・天然ガス・PHV・CD乗用車 2. ★★★かつ32年度燃費基準+30%達成 3. ★★★かつ32年度燃費基準+10%達成 4. (30年度)電気・天然ガス・PHV・CD乗用車 5. (30年度)★★★★かつ32年度燃費基準+30%達成 6. (30年度)★★★★かつ32年度燃費基準+10%達成 7. ガソリン・LPG車新車新規登録後13年超 8. ティーゼル車新車新規登録後11年超		税額の合計 円	
使用者		旧所有者 氏名又は名称		旧所有者 氏名又は名称		旧所有者 氏名又は名称		旧所有者 氏名又は名称	

※この欄には記入しないこと。

第16号の43様式記載要領

- この申告書は、法第160条の規定により自動車税環境性能割の納付に関し申告又は報告を行う場合、また、法第177条の13第1項の規定により自動車税種別割の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、（ ）内の該当項目を○で囲むこと。
- 「課税区分」の欄には、該当する項目の番号を「環境性能割」及び「種別割」の各枠内に記入すること。また、移転登録による自動車税種別割の課税対象外、本人持ち込みにより他の都道府県から転入する場合の自動車税環境性能割の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7. その他」を選択し（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「登録年月日」、「初度登録年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「納税（申告・報告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほか棟号数、室番号又は○〇様方のように、郵送物が確実に届くように記入すること。なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
- 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」、「所有形態」及び「グリーン化特例」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「用途」の欄で「07. バス（その他）」、「09. 特種用途自動車」又は「10. その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（ ）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 「取得前の用途」の欄には、他から自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度登録年月からの経過年数を記入すること。また、「3. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「通常の取得価額」の欄には、法第156条に規定する通常の取得価額を記入すること。
- 「通常の取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。
- 「税率区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。また、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことを、「★★★」は平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減達成車のことをいう。

なお、平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、次の【乗用車】の01～11又は【2.5t以下バス・トラック】のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を満たしている自動車については、「32年度燃費基準+40%達成」は「22年度燃費基準+110%達成」に、「32年度燃費基準+30%達成」は「22年度燃費基準+95%達成」に、「32年度燃費基準+20%達成」は「22年度燃費基準+80%達成」に、「32年度燃費基準+10%達成」は「22年度燃費基準+65%達成」に、「32年度燃費基準達成」は「22年度燃費基準+50%達成」に、「27年度燃費基準+25%達成」は「22年度燃費基準+57%達成」に、「27年度燃費基準+20%達成」は「22年度燃費基準+50%達成」に、「27年度燃費基準+15%達成」は「22年度燃費基準+44%達成」に、「27年度燃費基準+10%達成」は「22年度燃費基準+38%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

【乗用車】

- | | | |
|--|---|-------------------------------------|
| 01. ★★★★★かつ32年度燃費基準+40%達成ガソリン車（非課税） | 02. ★★★★★かつ32年度燃費基準+30%達成ガソリン車（非課税） | 03. ★★★★★かつ32年度燃費基準+20%達成ガソリン車（非課税） |
| 04. ★★★★★かつ32年度燃費基準+10%達成ガソリン車（非課税）（R2.9.30まで） | 07. ★★★★★かつ32年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）（R2.9.30まで） | |
| 06. ★★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）（R2.9.30まで） | 09. ★★★★★かつ32年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R2.9.30まで） | |
| 08. ★★★★★かつ32年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：非課税）（R2.10.1以降） | 11. 01～03及び08～10に該当しないガソリン車（自家用：2/100、営業用：0.5/100）（R2.10.1以降） | |
| 10. ★★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：3/100、営業用：1/100）（R2.10.1以降） | 13. ★★★★★かつ32年度燃費基準+30%達成LPG車（非課税） | 14. ★★★★★かつ32年度燃費基準+20%達成LPG車（非課税） |
| 12. ★★★★★かつ32年度燃費基準+40%達成LPG車（非課税） | 16. ★★★★★かつ32年度燃費基準達成LPG車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）（R2.9.30まで） | |
| 15. ★★★★★かつ32年度燃費基準+10%達成LPG車（非課税）（R2.9.30まで） | 18. 12～17に該当しないLPG車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R2.9.30まで） | |
| 17. ★★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成LPG車（自家用：2/100、営業用：1/100）（R2.9.30まで） | 20. ★★★★★かつ32年度燃費基準達成LPG車（自家用：2/100、営業用：0.5/100）（R2.10.1以降） | |
| 19. ★★★★★かつ32年度燃費基準+10%達成LPG車（自家用：1/100、営業用：非課税）（R2.10.1以降） | 22. 12～14及び19～21に該当しないLPG車（自家用：3/100、営業用：2/100）（R2.10.1以降） | |
| 21. ★★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成LPG車（自家用：3/100、営業用：1/100）（R2.10.1以降） | | |

【2.5t以下バス・トラック】

- | | | |
|---|--|---|
| 23. ★★★★★かつ27年度燃費基準+25%達成ガソリン車（非課税） | 24. ★★★★★かつ27年度燃費基準+20%達成ガソリン車（非課税） | 25. ★★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） |
| 26. ★★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 27. 23～26に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100） | |

【2.5t超3.5t以下バス・トラック】

- | | | |
|--|---|---|
| 28. ★★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（非課税） | 29. ★★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（非課税） | 30. ★★★★★かつ27年度燃費基準+5%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） |
| 31. ★★★★★かつ27年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 32. ★★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（非課税） | 33. ★★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） |
| 34. ★★★★★かつ27年度燃費基準+5%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 35. 30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） | |
| 36. 30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（非課税） | 37. 30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） | |
| 38. 30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） | | |
| 39. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） | 40. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） | |
| 41. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 42. 28～41に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100） | |

【3.5t超バス・トラック】

- | | |
|---|--|
| 43. 28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） | 44. 28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（非課税） |
| 45. 28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） | |
| 46. 28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 47. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） |
| 48. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） | 49. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） |
| 50. 43～49に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100） | |

【その他の自動車】

- | | |
|---|-------------------------|
| 51. 電気自動車、天然ガス自動車（30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又は21年排出ガス基準10%低減）（非課税） | 52. プラグインハイブリッド自動車（非課税） |
| 53. クリーンディーゼル乗用車（30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準適合）（非課税） | |
- 15 上記14の01～50及び53のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。
- なお、「構造」の欄については、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車については「A」、「B1」又は「B2」のいずれか該当する項目を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合のうち（ろ）に掲げる要件に該当する場合を「B1」、「B1」以外のものを「B2」という。
- （い）最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。（ろ）乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
- （は）運転室の前方に原動機を有するものであること。

- 16 「バリアフリー・ASV特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- なお、「トラック」はけん引車及び被けん引車を除いたもの、「バス等」は専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）のことをいう。
- | | | | |
|--|--|--|---|
| 01. ノンステップバス（<1,000万円控除） | 02. リフト付きバス（乗車定員30人以上）（<650万円控除） | 03. リフト付きバス（乗車定員30人未満）（<200万円控除） | 04. ユニバーサルデザインタクシー（<100万円控除） |
| 05. ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）（<350万円控除（R1.10.31まで）） | 06. ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（5t以下バス等）（<350万円控除（R1.10.31まで）） | 07. ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（5t超12t以下バス等）（<350万円控除（R1.10.31まで）） | 08. ASV（車両安定性制御装置搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）（<350万円控除（R1.10.31まで）） |
| 09. ASV（車両安定性制御装置搭載車両）（5t超12t以下バス等）（<350万円控除（R1.10.31まで）） | 10. ASV（車線逸脱警報装置搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）（<175万円控除（R1.10.31まで）） | 11. ASV（車線逸脱警報装置搭載車両）（20t超22t以下トラック）（<175万円控除（R1.10.31まで）） | 12. ASV（車線逸脱警報装置搭載車両）（5t以下バス等）（<175万円控除（R1.10.31まで）） |
| 13. ASV（車線逸脱警報装置搭載車両）（5t超12t以下バス等）（<175万円控除（R1.10.31まで）） | 14. ASV（車線逸脱警報装置搭載車両）（12t超バス等）（<175万円控除（R1.10.31まで）） | | |

15. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (3.5t超8t以下トラック) <525万円控除(R1.10.31まで)>
 17. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3.5t超8t以下トラック) <525万円控除(R1.10.31まで)>
 19. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5t以下バス等) <350万円控除(R1.11.1以降)>
 21. A S V (車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3.5t超8t以下トラック) <525万円控除(R1.10.31まで)>
 23. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3.5t超8t以下トラック) <525万円控除(R1.10.31まで)>
 24. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3.5t超8t以下トラック) <350万円控除(R1.11.1以降)>
 25. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (8t超20t以下トラック) <350万円控除>
 26. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5t超12t以下バス等) <525万円控除(R1.10.31まで)>
 27. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5t超12t以下バス等) <350万円控除(R1.11.1以降)>
 16. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (5t超12t以下バス等) <525万円控除(R1.10.31まで)>
 18. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5t以下バス等) <525万円控除(R1.10.31まで)>
 20. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5t超12t以下バス等) <525万円控除(R1.10.31まで)>
 22. A S V (車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5t超12t以下バス等) <525万円控除(R1.10.31まで)>
- 17 「グリーン化特例」の欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
また、平成30年度に新車新規登録された自動車については、4から6までのうち該当する番号を枠内に記入すること。
なお、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことを、「PHV」はプラグインハイブリッド自動車のことを、「CD乗用車」はクリーンディーゼル乗用車のことをいう。

11 12

申告区分	1. 新規取得(新車) 2. 新規取得(中古車) 3. 移転 4. 転入 5. 転出 6. 抹消 7. 変更(使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車の所有者) 8. その他()	取得原因	1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権留保解除 5. その他()	課税区分	1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免(障害者・その他) 5. 免税点以下 6. 商品車 7. その他()
------	--	------	--	------	--

軽自動車税(環境性能割) 申告書(報告書)

市町村長 殿

次のとおり申告(報告)します。

令和 年 月 日

第三十三号の四様式(用紙日本産業規格A4)(第十五条の十二関係)

車両番号	運輸支局等	車種区分	かな	番号
	<small>(右詰で記入)</small>			
住所又は所在地	〒 <small>(都道府県、市町村名、番地まで記入)</small>			
	<small>(ビル、アパート、マンション及び棟室番号を左詰で記入)</small>			
納税(申告・報告)義務者	(氏名) 氏名又は名称 (印)			
	生年月日 <small>(1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和)</small> 年 月 日			
所有者	電話番号 <small>(左詰で記入)</small>			
	住所又は所在地 <small>(氏名)</small>			
使用者	住所又は所在地 <small>(氏名)</small>			
	住所又は所在地 <small>(氏名)</small>			
旧所有者	住所又は所在地 <small>(氏名)</small>			
	住所又は所在地 <small>(氏名)</small>			

旧車両番号	運輸支局等	車種区分	かな	番号
	<small>(右詰で記入)</small>			

取得・変更・廃車等年月日	初度検査(届出)年月
年 月 日	年 月

用途	01. 乗用車 02. トラック(貨物) 09. 特殊用途自動車() 10. その他()
----	---

種別	営・自区分	車体の形状		車名(通称名)	型式
2. 小型 4. 軽	1. 営業用 2. 自家用	長さ	幅		
乗車定員		最大積載量	車両重量	車両総重量	車台番号
人()		kg()	kg	kg	類別区分番号
原動機の型式		高さ	総排気量又は定格出力	ローター数	燃料の種類
		cm	kw		1. ガソリン 2. 軽油 3. その他()

車検有効期限	商品車である場合の古物商許可番号	主たる定置場 ※()内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入
令和 年 月 日		()

通常取得価額	車両本体	円
	付加物	円
付加物の内訳	(品名)	(価額) 円

課税標準額	円
-------	---

税額	円
----	---

税率区分	記載要領14を参照
------	-----------

燃費	変速装置	構造
km/l	A・T・M・T	A・B

取得前の用途	1. 営業用 2. 自家用 3. その他() 年
所有形態	
1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 譲渡担保 6. その他()	

住所又は所在地	氏名又は名称
()	()

住所又は所在地	氏名又は名称
()	()

住所又は所在地	氏名又は名称
()	()

※この欄には記入しないこと。

第33号の4様式記載要領

- 1 この申告書は、法第454条の規定により、軽自動車税環境性能割の納付に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 2 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。
また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、（ ）内の該当項目を○で囲むこと。
- 3 「課税区分」の欄には、本人持ち込みにより他の市町村から転入する場合の軽自動車税環境性能割の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7. その他」を選択し（ ）内にその詳細を記入すること。
- 4 「取得・変更・廃車等年月日」、「初度検査(届出)年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 5 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は○○様方のように、郵送物が確実に届くように記入すること。
なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
- 6 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」及び「所有形態」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 7 「用途」の欄で「09. 特種用途自動車」又は「10. その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 8 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 9 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（ ）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 11 「取得前の用途」の欄には、他から軽自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該軽自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度検査年月からの経過年数を記入すること。
また、「3. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 12 「通常の取得価額」の欄には、法第450条に規定する通常の取得価額を記入すること。
- 13 「通常の取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。
- 14 「税率区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

また、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことをいう。

なお、平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、次の【乗用車】又は【2.5t以下トラック(ガソリン車)】のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を満たしている軽自動車については、「32年度燃費基準+40%達成」は「22年度燃費基準+110%達成」に、「32年度燃費基準+30%達成」は「22年度燃費基準+95%達成」に、「32年度燃費基準+20%達成」は「22年度燃費基準+80%達成」に、「32年度燃費基準+10%達成」は「22年度燃費基準+65%達成」に、「32年度燃費基準達成」は「22年度燃費基準+50%達成」に、「27年度燃費基準+25%達成」は「22年度燃費基準+57%達成」に、「27年度燃費基準+20%達成」は「22年度燃費基準+50%達成」に、「27年度燃費基準+15%達成」は「22年度燃費基準+44%達成」に、「27年度燃費基準+10%達成」は「22年度燃費基準+38%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

【乗用車】

- | | |
|--|-------------------------------------|
| 01. ★★★★★かつ32年度燃費基準+40%達成ガソリン車(非課税) | 02. ★★★★★かつ32年度燃費基準+30%達成ガソリン車(非課税) |
| 03. ★★★★★かつ32年度燃費基準+20%達成ガソリン車(非課税) | 04. ★★★★★かつ32年度燃費基準+10%達成ガソリン車(非課税) |
| 05. ★★★★★かつ32年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:非課税、営業用:0.5/100)(R2.9.30まで) | |
| 06. ★★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:1/100)(R2.9.30まで) | |
| 07. 01~06に該当しないもの(自家用:1/100、営業用:2/100)(R2.9.30まで) | |
| 08. ★★★★★かつ32年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:0.5/100)(R2.10.1以降) | |
| 09. ★★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成ガソリン車(自家用:2/100、営業用:1/100)(R2.10.1以降) | |
| 10. 01~04、08及び09に該当しないもの(2/100)(R2.10.1以降) | |

【2.5t以下トラック(ガソリン車)】

- | | |
|--|--|
| 11. ★★★★★かつ27年度燃費基準+25%達成(非課税) | 12. ★★★★★かつ27年度燃費基準+20%達成(非課税) |
| 13. ★★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成(自家用:1/100、営業用:0.5/100) | 14. ★★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成(自家用:2/100、営業用:1/100) |
| 15. 11~14に該当しないもの(2/100) | |

【その他の軽自動車】

16. 電気軽自動車、天然ガス軽自動車(30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減)(非課税)
- 上記14の01~15のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。
また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。
なお、「構造」の欄については、貨物自動車の場合には「A」又は「B」を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合を「B」という。
(い)最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
(ろ)乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
(は)運転室の前方に原動機を有するものであること。

軽自動車税（種別割）申告書（報告書）

市町村長 殿

次のとおり申告(報告)します。

令和 年 月 日

第三十三号の四の二様式（用紙日本産業規格A4）（第十六条関係）

申告区分	1. 新規取得(新車) 2. 新規取得(中古車) 3. 移転	取得原因	1. 売買 2. 相続
	4. 転入 5. 転出 6. 抹消		3. 贈与
	7. 変更(使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車の所有者)		4. 所有権留保解除
	8. その他()		5. その他()

車両番号	運輸支局等 車種区分 かな 番号	旧車両番号	運輸支局等 車種区分 かな 番号	取得・変更・廃車等年月日	初度検査(届出)年月
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	年号 <input type="text"/> 3.昭和 <input type="text"/> 4.平成 <input type="text"/> 5.令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	年号 <input type="text"/> 3.昭和 <input type="text"/> 4.平成 <input type="text"/> 5.令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
納税(申告・報告)義務者	住所又は所在地 〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> (都道府県、市町村名、番地まで記入)	用途 01. 乗用車 02. トラック(貨物) 09. 特種用途自動車() 10. その他()			型式 <input type="text"/>
	(ビル、アパート、マンション及び棟室番号を左詰で記入)	種別 <input type="text"/>	営・自区分 <input type="text"/>	車体の形状	
	<input type="text"/>	乗車定員 <input type="text"/>	最大積載量 <input type="text"/>	車両重量 <input type="text"/>	車両総重量 <input type="text"/>
	<input type="text"/>	人 (人)	kg (kg)	kg	kg
	<input type="text"/>	原動機の型式 <input type="text"/>	長さ <input type="text"/>	幅 <input type="text"/>	高さ <input type="text"/>
	<input type="text"/>		cm	cm	cm
(フリガナ) 氏名又は名称	<input type="text"/> (印)	車検有効期限			主たる定置場 ※()内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入
		令和 年 月 日			
生年月日	年号 <input type="text"/> (1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和) <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日				()
電話番号	<input type="text"/> (左詰で記入)				()
所有者	住所又は所在地				所有形態
	(フリガナ) 氏名又は名称				
使用者	住所又は所在地				1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車
	(フリガナ) 氏名又は名称				5. 譲渡担保 6. その他()
旧所有者	住所又は所在地				申以 関外 告わ ・に 報る 告者 該 義申 務告 者に
	氏名又は名称				
旧使用者	住所又は所在地				住所 又は 所在地
	氏名又は名称				氏名 又は 名称
					電話 番号
					種別 率割 の特 例
					1. 電気・天然ガス (30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減) 2. ★★★★★かつ32年度燃費基準+30%達成の乗用車 3. ★★★★★かつ32年度燃費基準+10%達成の乗用車 4. ★★★★★かつ27年度燃費基準+35%達成のトラック (貨物) 5. ★★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成のトラック (貨物)

※この欄には記入しないこと。

第33号の4の2様式記載要領

- 1 この申告書は、法第463条の19第1項の規定により軽自動車税種別割の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 2 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。
また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、（ ）内の該当項目を○で囲むこと。
- 3 「取得・変更・廃車等年月日」、「初度検査(届出)年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 4 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」及び「所有形態」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 5 「用途」の欄で「09. 特種用途自動車」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 6 二輪の小型自動車又は二輪若しくは三輪の軽自動車については、「用途」の欄の「10. その他」を選択し、（ ）内に「二輪」又は「三輪」と記入すること。
- 7 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほか棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
- 8 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（ ）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 9 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 11 「種別割の税率の特例」の欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
なお、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことをいう。

国 有 提 供 施 設 等 報 告 書 (令和 年度)

I 米軍使用施設

都 道 府 県 名

市町村名	区 分	飛 行 場		演 習 場		弾 薬 庫		燃 料 庫		そ の 他 の 施 設		計	
		数 量	価 格(円)	数 量	価 格(円)	数 量	価 格(円)						
	土 地												
	建 物												
	工 作 物												
	小 計												
	土 地												
	建 物												
	工 作 物												
	小 計												
	土 地												
	建 物												
	工 作 物												
	小 計												
	土 地												
	建 物												
	工 作 物												
	小 計												
合 計	土 地												
	建 物												
	工 作 物												
	小 計												

別記様式

米 軍 使 用 施 設 明 細 書

所在市町村名： _____

資産区分	口座名	区分	所管部局	物件の表示	種目	用途	価格登録年月日	令和 年 3月31日現在額 (イ)		増 減 額 (ロ)		令和 年 3月31日現在額 (ハ)		増減の理由	摘 要	
								数 量	価 格(円)	数 量	価 格(円)	数 量	価 格(円)			
		土地														
		小計														
		建物														
		小計														
		工作物														
		小計														
			土地													
			小計													
			建物													
			小計													
			工作物													
			小計													
	合計		土地													
			建物													
			工作物													
			計													
	総計		土地													
			建物													
工作物																
計																

別記様式附表第一

自衛隊使用施設明細書

所在市町村名： _____

資産区分	口座名	区分	所管部局	物件の表示	種目	用途	価格登録年月日	令和 年 3月31日現在額 (イ)		増減額 (ロ)		令和 年 3月31日現在額 (ハ)		増減の理由	摘要	
								数量	価格(円)	数量	価格(円)	数量	価格(円)			
		土地														
		小計														
		建物														
		小計														
		工作物														
		小計														
			土地													
			小計													
			建物													
			小計													
			工作物													
			小計													
	合計		土地													
			建物													
工作物																
計																
総計		土地														
		建物														
		工作物														
		計														

別記様式附表第二